

# 市町村の公共施設の運営に関する 調査研究

— 報告書 —



2015年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

# 市町村の公共施設の運営に関する 調査研究報告書

---

平成 27 年 3 月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

---

---

# 《 目 次 》

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>- 1 -</b>
(1)	目的と背景.....	- 1 -
(2)	調査研究の進め方.....	- 2 -
<b>第2章</b>	<b>多摩・島しょ地域の公共施設の現状</b> .....	<b>- 8 -</b>
<b>2.1.</b>	<b>多摩・島しょ地域の公共施設を取り巻く環境</b> .....	<b>- 8 -</b>
(1)	国の動向.....	- 8 -
(2)	多摩・島しょ地域の公共施設.....	- 11 -
(3)	多摩・島しょ地域の現状.....	- 12 -
<b>2.2.</b>	<b>多摩・島しょ地域における公共施設マネジメントの取組状況</b> .....	<b>- 23 -</b>
(1)	計画策定の進捗状況.....	- 23 -
(2)	体制等の整備状況.....	- 29 -
(3)	具体的な取組状況.....	- 32 -
(4)	多摩地域における公共施設に対する住民及び利用者の意識.....	- 35 -
<b>2.3.</b>	<b>公共施設マネジメントの課題</b> .....	<b>- 43 -</b>
(1)	体制面の課題.....	- 43 -
(2)	仕組み面の課題.....	- 43 -
(3)	手法面の課題.....	- 44 -
(4)	合意形成面の課題.....	- 45 -
<b>第3章</b>	<b>公共施設マネジメントの方向性</b> .....	<b>- 46 -</b>
<b>3.1.</b>	<b>課題解決の方向性</b> .....	<b>- 46 -</b>
(1)	解決策の視点～入口戦略と出口戦略～.....	- 46 -
(2)	課題解決の方向性.....	- 46 -
<b>3.2.</b>	<b>これからの公共施設マネジメントの方向性</b> .....	<b>- 47 -</b>
(1)	マネジメント組織の整備.....	- 47 -
(2)	庁内人材の強化.....	- 50 -
(3)	データ管理の仕組みづくり.....	- 52 -
(4)	計画的な公共施設マネジメント.....	- 55 -
(5)	施設使用料の適正化.....	- 58 -
(6)	維持管理・保全の最適化.....	- 62 -
(7)	PPPの活用.....	- 65 -
(8)	施設の複合化.....	- 71 -
(9)	施設利用等の広域化.....	- 76 -
(10)	住民との合意形成の充実.....	- 80 -
(11)	将来ビジョンの明確化.....	- 86 -

---

---

<b>第4章</b>	<b>新たな公共施設マネジメント</b>	<b>- 89 -</b>
4.1.	新たな多摩地域の公共施設マネジメントに向けた特徴	- 89 -
(1)	人口構成比	- 89 -
(2)	広域連携のはじまり	- 89 -
(3)	比較的健全な財政状況	- 90 -
(4)	密度の高い公共施設利用環境	- 90 -
4.2.	新たな多摩地域の公共施設マネジメント	- 92 -
(1)	体制：「（仮称）多摩地域公共施設マネジメント連携会議」の設置	- 92 -
(2)	仕組み：公共施設マネジメントシステムの開発	- 93 -
(3)	手法：広域連携	- 95 -
(4)	合意形成：多様なニーズを踏まえた合意形成	- 99 -
4.3.	おわりに：これからの公共施設マネジメントはどうあるべきか	- 101 -
(1)	財政問題の解決に向けたマネジメント	- 101 -
(2)	地域のニーズを反映したマネジメント	- 101 -
(3)	将来ビジョンに基づくマネジメント	- 101 -
<b>資料編</b>	<b>アンケート原票</b>	<b>- 102 -</b>
(1)	自治体アンケート	- 102 -
(2)	住民（web）アンケート	- 111 -
(3)	利用者アンケート（府中市）	- 125 -
(4)	利用者アンケート（国立市）	- 129 -

# 第1章 はじめに

## (1) 目的と背景

### i. 調査研究の目的

高度経済成長期からバブル期にかけて建設された公共施設の多くは、その施設の老朽化や更新への対応が求められており自治体にとって大きな課題となっている。国においても、公共施設の長寿命化計画の策定を自治体に求めたり、老朽施設の除却に対して起債適用を可能にする制度創設など、従来にはなかった公共施設の維持管理に対する対策を進めている。多摩・島しょ地域の自治体でも同様な課題を抱えており、現在いくつかの自治体では「公共施設白書」を作成している。しかし、各自治体では、少子高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少が見込まれ、今後厳しい財政運営が想定される状況にあって、いわゆる“フルセット”で施設を保有している。その多くが更新時期を迎えており、維持管理と合わせて公共施設の運営に苦慮している。多摩・島しょ地域の各自治体での公共施設の維持管理や運営に対する取組状況は必ずしも足並みが揃っておらず、「施設再編計画」の策定が終わっている所もあれば、現状認識のための「公共施設白書」策定の段階にある所もある。

このような状況を踏まえ、まず、多摩・島しょ地域の自治体を取り巻く状況を捉えたうえで、公共施設のあり方を見直す際の参考となるような事例を検証し、計画の策定や運営を効率・効果的に進めるための手法を検討することで、これからの時代における、市町村の「公共施設マネジメント」を明確にすることを目的とする。

### ii. 調査研究の背景

#### 人口減少と高齢化の進展

今後、我が国は急速に少子高齢化が進んでいくことが予測されているが、首都圏に位置する多摩・島しょ地域においても、今後、人口は減少していく見通しである。

特に多摩・島しょ地域の場合、全国平均を上回る水準で高齢者の増加が進むことが予想されている。人口構成が大きく変わる事に伴い、行政ニーズも変化する事が予測され、公共施設のあり方も含めた行政サービスのあり方を大きく見直していくことが求められている。

#### 厳しい財政状況

全国的にも、市町村の財政状況は厳しい状況にある。

多摩・島しょ地域においても、公共施設に係る費用である「普通建設事業費」及び「維持補修費」等は、ほぼ横ばいの水準を維持している状況である。市町村財政全体に目を向けると、税収が伸び悩む一方で、福祉政策に係る「扶助費」が年々増加している傾向にある。扶助費は、高齢化社会の進展とともにその水準が上昇していくことが予想され、必要な公共施設の建設・維持管理費用の確保に影響を与える可能性がある。

図表 1 多摩・島しょ地域の人口見通し



図表 2 多摩・島しょ地域の財政状況



(出典：左) 国立社会保障・人口問題研究所公表(平成26年1月)資料から作成  
(出典：右) 東京都総務局「東京都区市町村の財政情報について(平成24年度)」から作成

### iii. 「公共施設マネジメント」の定義

本調査研究では、公共施設マネジメントを、「自治体が保有している公共施設等を、行政経営の観点から、最適な水準で配置や維持管理及び活用するための一連のプロセス」と定義する。

この「公共施設マネジメント」の概念には、以下のような個別的な取組が含まれる。

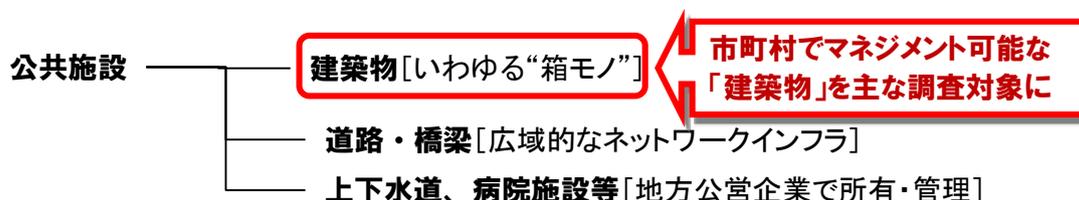
- 公共施設総量の最適化：再配置計画、統廃合計画
- 公共施設の有効活用：ファシリティマネジメント<sup>1</sup>
- 公共施設の効率的な維持管理：アセットマネジメント<sup>2</sup>、保全計画

### iv. 調査研究対象

#### 調査研究対象とする「公共施設」の範囲

本調査研究では、統廃合や再配置等、多岐にわたる市町村によるマネジメントの余地が大きい「建築物」を主な調査研究対象とする。道路や橋梁のように市町村の枠組みを超えたマネジメントが必要なネットワーク型インフラや、水道事業、下水道事業及び病院事業のように経営が独立している建築物は、原則として調査研究対象には含まない。

図表 3 調査研究対象とする「公共施設」の範囲



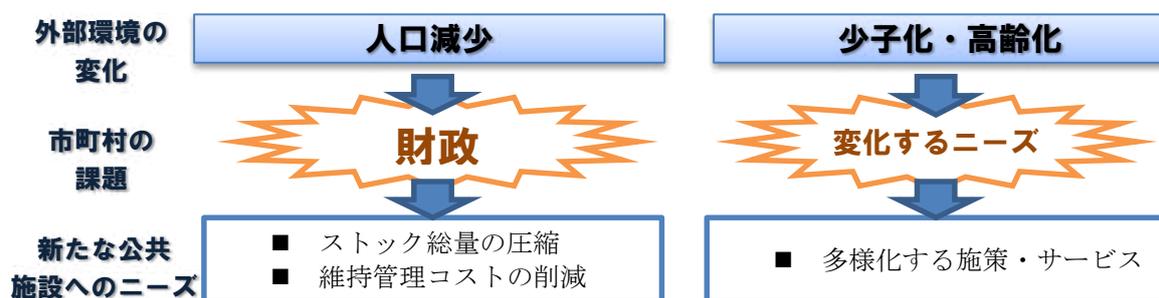
### (2) 調査研究の進め方

#### 調査研究の視点

「人口減少と高齢化」及び「厳しい財政状況」という今後の社会環境を鑑みれば、これからの多摩・島しょ地域自治体の公共施設は、生産年齢人口などの減少を前提とした施設規模の「圧縮・削減」と、少子化・高齢化社会において、きめ細かな行政サービスを提供していくための「多様・地域密着型のサービス拠点の維持」という、二つのニーズに応じていくことが求められよう。

本調査研究は、財政状況を踏まえた公共施設規模の見直し・最適化とともに、多様なニーズに応える公共施設活用のあり方の2つの視点から調査を進めていく。

図表 4 多摩・島しょ地域の公共施設を取り巻く課題



二つの視点から調査研究を実施

<sup>1</sup>「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動。」(公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会)

<sup>2</sup> ハコモノ・インフラを問わず、保有する資産を効率よく管理し、低コストで維持・改修する活動

## i. 文献調査

### 多摩・島しょ地域の現状整理

多摩・島しょ地域における公共施設マネジメントの取組の現状を整理するため、多摩・島しょ地域における白書等を調査し、①共通して調査・記載されている事項、②特徴的な取組、等について整理する。

### 国の動向整理

平成 25 年度には、国土交通省が「インフラ長寿命化基本計画」、総務省が「公共施設等総合管理計画」等の公共施設マネジメントに係る方針を公表している。

図表 5 公共施設マネジメントに係る国の方針等

官公庁名	取組	概要
総務省	公共施設等総合管理計画	①地方自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、計画策定を要請 ②所有施設等の現状、施設全体の管理に関する基本的な方針、地方財政措置が計画内容となる。
国土交通省	インフラ長寿命化基本計画	①今後のインフラの維持管理・更新の計画的な実施、維持管理・更新コストの縮減・平準化等を目的に策定 ②地方自治体においても、同様の措置を講ずることが期待されている。

### 公共施設関連データの整理

多摩・島しょ地域市町村における公共施設の実態を把握するほか、公共施設マネジメントにおいて有効な定量的指標を明確にするため、公共施設関連のデータを整理する。

データ整理の視点
<ul style="list-style-type: none"><li>● 住民 1 人当たり分類別公共施設面積</li><li>● 住民 1 人当たり分類別公共施設関連費用</li><li>● 住民 1 人当たり地方債残高</li><li>● 多摩・島しょ地域市町村別、全国平均との比較 等</li></ul>
対象統計データ
<ul style="list-style-type: none"><li>● 総務省 公共施設状況調</li><li>● 総務省 決算状況調 等</li></ul>

## ii. 多摩・島しょ地域実態調査ヒアリング

多摩・島しょ地域における公共施設マネジメントの取組の実態を把握するため、多摩・島しょ地域の自治体に対してヒアリング調査を行う。

- 小平市：多摩地域公共施設マネジメント研究会 幹事兼会長市
- 立川市：白書策定済（「立川市公共施設白書」）（平成 23 年度）
- 多摩市：計画策定済（「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」）（平成 25 年度）
- 昭島市：公共施設マネジメントの推進を検討中（白書等は未作成）

### iii. 多摩・島しょ地域自治体アンケート調査（以下、自治体アンケート）

#### アンケートの目的

文献調査及びヒアリング調査に基づいて、多摩・島しょ地域における公共施設マネジメントの課題の仮説を立て、その検証のためにアンケート調査を実施した。

#### アンケート調査対象

多摩・島しょ地域 39 市町村の、公共施設マネジメント主管部門（回収率 100%）

#### 調査方法

郵送による配布・回収

#### 主なアンケート項目

「現状把握」「将来像設定」及び「合意形成」の視点ごとに、多摩・島しょ地域の実態把握及び仮説検証のための質問を設定する。

#### 調査実施期間

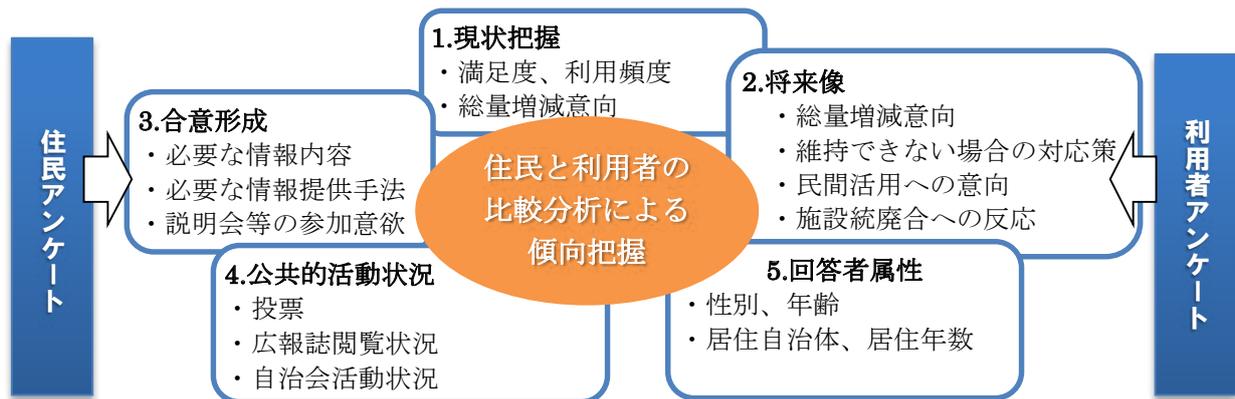
平成 26 年 8 月 26 日（火）～同年 9 月 12 日（金）

### iv. 住民・利用者アンケート

#### コンセプト

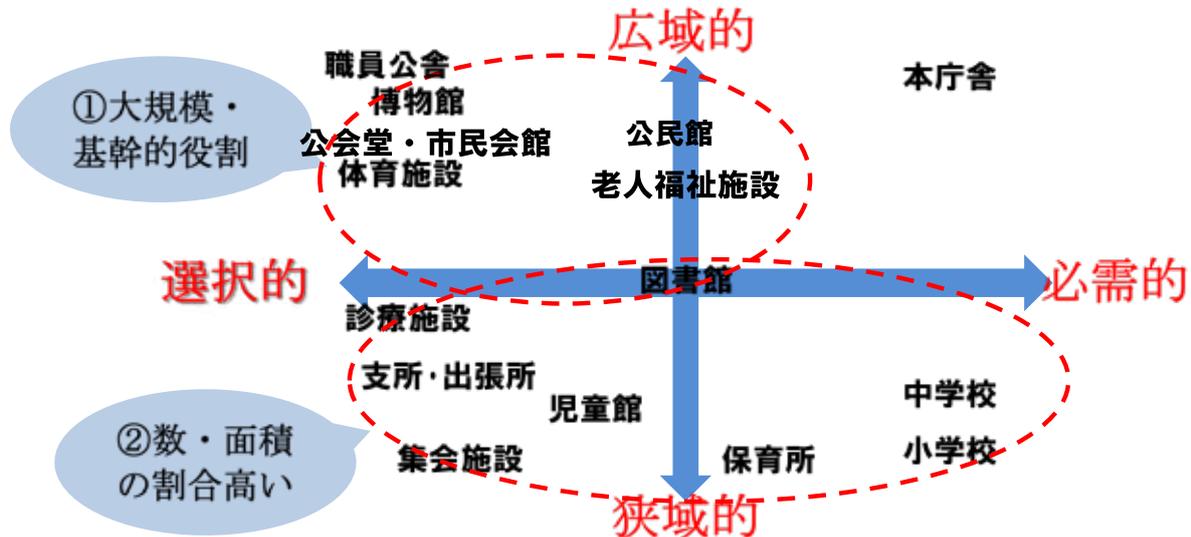
多摩地域の住民（府中市・小金井市・国分寺市・国立市）及び公共施設の利用者（府中市・国立市）に対して、公共施設に関する現状や将来像、必要な情報等への意向を把握することにより、住民と利用者の意向の相違点を探るとともに、総量増減意向や個別施設の統廃合への意向把握により、仮説としての住民意識である「総論賛成・各論反対」の実態を探ることを主な目的としている。

図表 6 住民・利用者アンケート設計のコンセプト



アンケートの対象施設の選定は、下図の通り公共施設を広域的・狭域的と選択的・必需的の2軸4象限に分けて捉えた。そのうえで①広域化・統廃合の合意形成の検討施設として体育館、②施設数が多く自治体内での統廃合の合意形成の必要性が高い施設として集会施設等の“地域コミュニティ施設”、③必需的な施設として図書館を選定した。

図表 7 本調査研究における「公共施設」の分類と住民・利用者アンケート対象施設の選定



- ①広域化・統廃合等の合意形成や施設評価の必要性が高いと考えられる施設
- ②統廃合やサービスのあり方に合意形成や施設評価の必要性が高いと考えられる施設

## 実施要領

### ◆ 住民アンケート

- 実施方法：調査会社のモニターによるインターネットによるアンケート
- 標本抽出：対象4自治体（多摩地域全体のサンプルとして府中市・小金井市・国分寺市・国立市）の性・年齢別人口比に極力合致するように、調査会社のモニターを抽出して実施（※無作為抽出ではない）
- 調査期間：平成 26 年 9 月 24 日～9 月 26 日

図表 8 サンプルについて

	n	%
全体	600	100.0
男性	320	53.3
女性	280	46.7

	n	%
全体	600	100.0%
19 歳以下	0	0.0
20～39 歳	217	36.2
40～59 歳	245	40.8
60 歳以上	138	23.0

	n	%
全体	600	100.0
国立市	76	12.7
府中市	267	44.5
国分寺市	129	21.5
小金井市	128	21.3
その他	0	0.0

## ◆ 利用者アンケート

- 実施方法：対象施設への留置・回収方式。一部は調査員による当該施設利用者に対する配布・回収方式
- 対象者：多摩地域における、広域・選択的施設（体育館、集会施設等）、狭域・選択的施設（公民館、集会施設等）、必需的施設（図書館）の利用者。具体的な対象施設と回収数は下表の通り
- 対象施設：下表の通り（多摩地域全体のサンプルとして仮定）
- 調査期間；平成 26 年 8 月 6 日～9 月 5 日（期間内にて各施設によって期間は若干異なる）

※各対象施設における回収標本については、施設内容（体育館、図書館、地域コミュニティ施設）に分類して集計することとした。

図表 9 利用者アンケートの概要

		回収数	施設内容	施設分類	
府中市	総合体育館	80	体育館	広域・選択的施設	
	生涯学習センター	体育館	50	体育館	広域・選択的施設
		図書館	50	図書館	必需的施設
		学習施設	43	地域コミュニティ施設	広域・選択的施設
国立市	東地域防災センター	47	地域コミュニティ施設	狭域・選択的施設	
	富士見台二丁目集会所	80	地域コミュニティ施設	狭域・選択的施設	
	西福祉館	90	地域コミュニティ施設	狭域・選択的施設	
	北市民プラザ	市民サービスコーナー	21	※1	狭域・選択的施設
		ホール・会議室・音楽練習室等	26	地域コミュニティ施設	狭域・選択的施設
		図書館	29	図書館	必需的施設
上記の複数施設利用者		7	※2	※2	

※1 施設内容の分類では集計対象外としている。

※2 該当施設について複数の施設内容・分類を利用している回答者

## v. 先進事例調査

先進的な取組を行っている先進事例について文献調査を行うとともに、より詳細な実態把握が必要な事例については、ヒアリングによる聞き取り調査を行った。

図表 10 事例調査先

事例	調査の視点
岩手県紫波町	• PFIを活用した複合施設の設置
宮城県仙台市	• ISO55000を活用したアセットマネジメント
山形県西川町	• 町立図書館と学校図書館の複合化
最上圏域下水道共同管理協議会	• 終末処理場業務の一括発注
東京都世田谷区	• 区立小学校のワークスペース転用
東京都多摩市	• マネジメント計画の策定
東京都立川市	• マネジメント計画における圏域設定の考え方
東京都国分寺市	• 公共施設の共同設置の検討
埼玉県さいたま市	• 不動産証券化手法を活用した市街地再開発事業
埼玉県朝霞市	• 公共施設使用料の見直し
埼玉県宮代町	• 住民ワークショップを通じた合意形成
千葉県千葉市	• 公共施設使用料の見直し
千葉県市川市	• 市立市川第七小学校の複合施設化及び PFI 手法の活用
千葉県習志野市	• 条例による公共施設マネジメントの推進 • マネジメント計画の策定
千葉県流山市	• マネジメント組織の整備 • 維持管理・保全の一括委託 • PPP における事業者提案制度の活用
神奈川県鎌倉市	• 住民ワークショップを通じた市民意識確認 • 総合計画と連携したマネジメント計画の策定
静岡県浜松市	• マネジメント組織の整備 • 資産経営システムの活用 • 遠州広域連携推進会議を活用した広域化の検討
静岡県焼津市	• マネジメント人材の育成・活用 • 公共施設データの標準化と他都市ベンチマーク • 静岡県藤枝市との公共施設共同利用
長野県須坂市	• 公共施設ごとの維持管理コスト公表
石川県白山市	• 不動産証券化手法を用いた駐車場整備事業
京都府京都市	• 市立御池小学校の複合施設化及び PFI 手法の活用
(公財)兵庫県まちづくり技術センター	• 市町村向け相談窓口の設置
岡山県倉敷市	• マネジメント人材の育成・活用 • 専門組織による維持管理業務支援
高知県高知市	• 県立図書館と市立図書館の共同設置

## vi. 有識者ヒアリング

公共施設マネジメントに係る関与実績が豊富な有識者に対して、これからの公共施設マネジメントのあり方について、ヒアリングを実施した。

図表 11 有識者ヒアリング

有識者候補	選定理由
小島卓弥氏 (総務省行政評価局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門分野は行政経営</li> <li>• 自治体における公共施設の有効活用の事例に係る知見を豊富に有する。</li> <li>• 著書に「公共施設が劇的に変わるファシリティマネジメント」(学陽書房)</li> </ul>

## 第2章 多摩・島しょ地域の公共施設の現状

### 2.1. 多摩・島しょ地域の公共施設を取り巻く環境

#### (1) 国の動向

##### i. 社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定される計画である。計画は平成24年8月に見直しが行われ、現在は第3次計画期間中（平成24～平成28年度）である。

現行計画は、厳しい財政状況を踏まえ、政策資源を重点的に投入するため、4つの「計画期間における重点目標」を掲げており、その中に「社会資本の適確な維持管理・更新を行う」ことが挙げられている。

#### 第3次社会資本整備重点計画の重点目標

- 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる。
- 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する。
- 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する。
- 社会資本の適確な維持管理・更新を行う。

##### ii. インフラ長寿命化基本計画

インフラ長寿命化基本計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すことを目的として、平成25年11月に策定された。

本計画は、将来の目指すべき姿として「安全で強靱なインフラシステムの構築」「総合的・一体的なインフラマネジメントの実現」及び「メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化」の3点を掲げている。「安全で強靱」というハード的側面「インフラマネジメント」というソフト的側面に加え、「インフラビジネス」という官民連携の視点を前面に打ち出しているのが特徴といえよう。

本計画はさらに、各インフラの管理者及び国や自治体に対して、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を求めている。次に示す「公共施設等総合管理計画」は、自治体におけるこの「行動計画」に対応するものである。

図表 12 インフラ長寿命化基本計画の概要

**インフラ長寿命化基本計画の概要**

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

**1. 目指すべき姿**

**○ 安全で信頼なインフラシステムの構築**

- ▶ メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発、導入を適じ、難しい地形、多様な気象条件、激化する大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に対応する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

**○ 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現**

- ▶ 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能な活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2030年度）等

**○ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化**

- ▶ 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・修繕等のセンサー、ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

**2. 基本的な考え方**

**○ インフラ機能の確保かつ効率的な確保**

- ▶ メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- ▶ 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

**○ メンテナンス産業の育成**

- ▶ 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間企業を活性化させ、世界の最先端へ技術

**○ 多様な施策・主体との連携**

- ▶ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- ▶ 政府・産学官・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

**3. 計画の策定内容**

**○ インフラ長寿命化計画（行動計画）**

- ▶ 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・維持・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見直し／必要施策に係る取組の方向性 等）

**○ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）**

- ▶ 施設毎のメンテナンスサイクルの実地計画（対象の優先順位の見直し／個別施設の状況等／対策内容と時期／対策費用 等）

**4. 必要施策の方向性**

点検・点検	定期的な点検による安全・信頼の確保や部品の検査 等
修繕・更新	優先順位に基づき効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基礎部の整備	地盤の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の活用・蓄積、予防的対応等への活用 等
新技術の開発・導入	IoT、センサー、ロボット、予測解析、クラウド、AI等に活用する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	点検・修繕等の実施によるインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの削減、平準化 等
体制の構築	【国】国等の支援体制の構築、産学官連携体制の構築 【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的に活用 【民間企業】人材育成制度の改善 等
法整備の整備	基準等の体系的な整備 等

**5. その他**

- ▶ 包括的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明確
- ▶ 計画のフォローアップの実施

（出典）国土交通省資料から引用

### iii. 公共施設等総合管理計画

国のインフラ長寿命化基本計画を受け、総務省は平成 26 年 4 月 22 日に、自治体に対して「公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」の策定を要請した<sup>3</sup>。

#### 総合管理計画に「記載されるべき事項」

総務省は、総合管理計画に記載されるべき事項として、以下のような項目を挙げている。

**《総合管理計画に記載されるべき事項》**

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
  - ① 点検・診断等の実施方針
  - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
  - ③ 安全確保の実施方針
  - ④ 耐震化の実施方針
  - ⑤ 長寿命化の実施方針
  - ⑥ 統合や廃止の推進方針
  - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (5) フォローアップの実施方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

<sup>3</sup> 総務省「公共施設等総合管理計画の策定要請」（平成 26 年 4 月 22 日発出）

## 総合管理計画策定に当たって「留意すべき事項」

総務省は、総合管理計画が上記のような記載事項を満たすだけでなく、その策定プロセスにおいて留意すべき事項として、以下の7点を示している。

総合管理計画にこれらの留意点を反映させる際の検討ポイントを、以下のように整理した（〔 〕内は関連する「記載されるべき事項」を示す）。

### 留意点一 行政サービス水準等の検討

- 行政サービス水準等の検討に必要な情報が、十分に把握・整理されているか。〔一〕
- 統合や廃止の推進方針において、求められる行政サービス水準等が十分に考慮されているか。〔二（４）⑥〕

### 留意点二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- 対象となる公共施設等全体を踏まえた上で、段階的な計画策定が考慮されているか。〔全体〕
- 計画の実施・評価・見直しの体制等が検討されているか。〔二（２）、二（４）⑦〕

### 留意点三 議会や住民との情報共有等

- 計画の策定及び運用<sup>4</sup>プロセスにおいて、議会や住民の関与の機会が設けられているか。〔二（２）、二（４）⑦〕
- 議会や住民にとってわかりやすい計画になっているか。〔全体〕

### 留意点四 数値目標の設定

- 各管理項目について、具体的な数値目標が示されているか。〔二（４）〕
- 数値目標が、合理的な根拠に基づいて設定されているか。〔一〕
- 数値目標の達成状況を評価する仕組みが設けられているか。〔二（２）、二（４）⑦〕

### 留意点五 PPP/PFIの活用について

- 各管理項目において、行政と民間との役割分担について検討されているか。〔二（４）〕
- 計画の実施体制等において、民間の参画可能性が検討されているか。〔二（４）⑦〕

### 留意点六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 広域的な公共施設マネジメントの検討の仕組みが設けられているか。〔二（２）、二（４）⑦〕

### 留意点七 合併団体等の取組について行政サービス水準等の検討

- 合併に伴う重複施設の統廃合の方針が明確に示されているか。
- 過疎地域等においては、人口減少や高齢化等の社会動向見通しが十分に把握・整理されているか。〔一〕

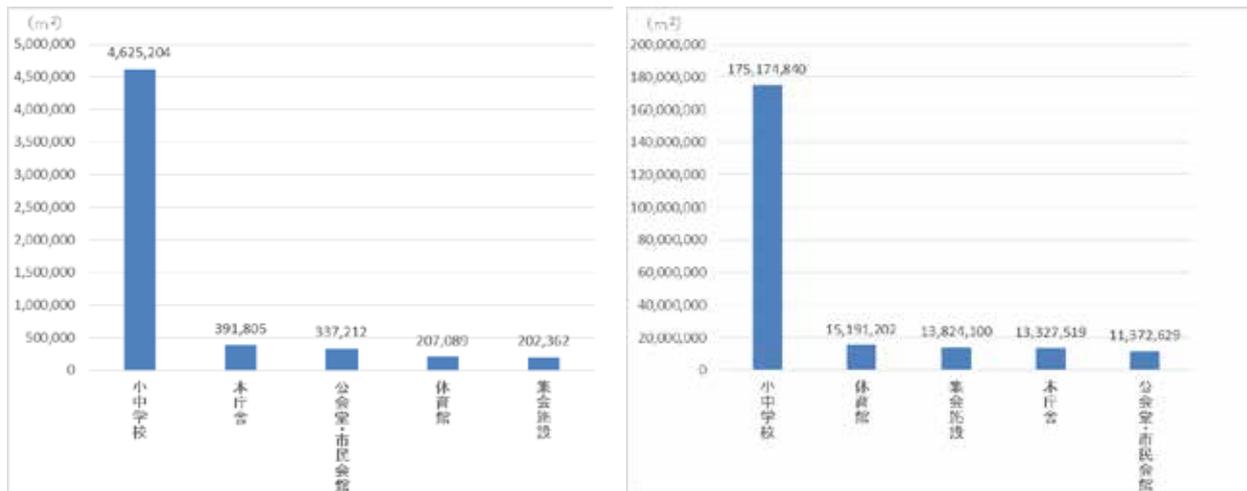
<sup>4</sup> 計画の「運用」＝実施、評価及び見直し

## (2) 多摩・島しょ地域の公共施設

### i. 延床面積及び施設数

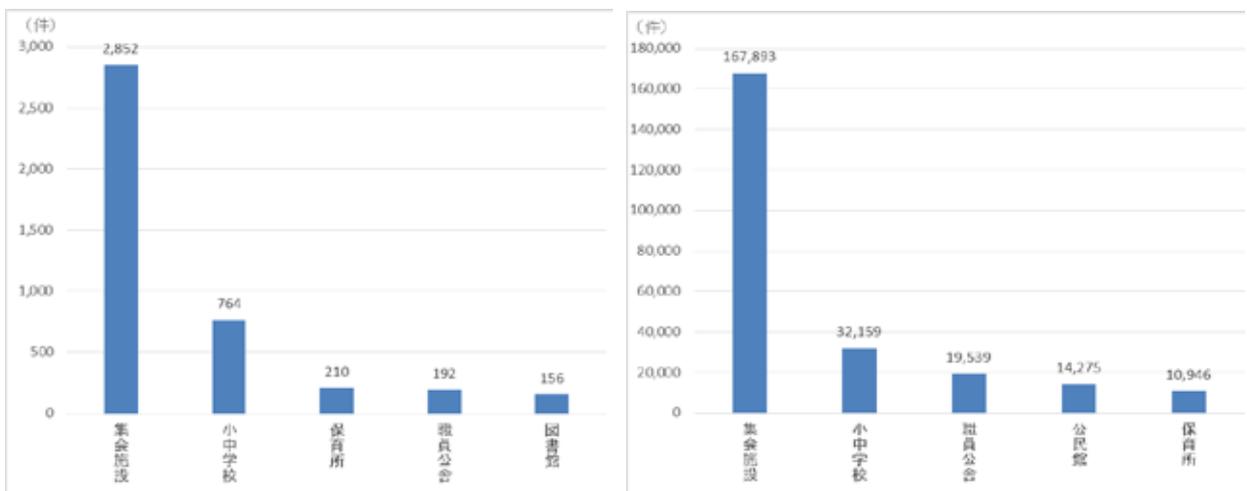
多摩・島しょ地域における公共施設量（延面積・施設数）の上位5つで確認した。延面積ベースでは小・中学校が最も多い。その一方で、施設数ベースでみると、集会施設が最も多い。この傾向は、全国についても同様となっている。

図表 13 多摩・島しょ地域市町村（左グラフ）と全国市町村（右グラフ）における建築物の延面積



(出典) 総務省「公共施設状況調経年比較表」から作成

図表 14 多摩・島しょ地域市町村（左グラフ）と全国市町村（右グラフ）における建築物の施設数



(出典) 総務省「公共施設状況調経年比較表」、東京市町村自治調査会「多摩地域データブック 2013 (平成 25) 年版」、文部科学省「文部科学統計要覧 (平成 24 年版)」から作成  
 ※本調査において対象としている公共施設はP 2 (図表 3) である。図表 13.14 においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP 6 (図表 7) の施設を集計した。

### (3) 多摩・島しょ地域の現状

#### i. 住民1人当たり建築物面積（多摩市部）

多摩市部における1人当たり建築物面積についてみると、「児童館」以外は、全国平均を下回っている。

多摩市部の場合、人口減少や市町村合併に伴い公共施設の余剰感が高まっている地方都市と異なり余剰感はあまり高くなく、公共施設マネジメントの前提条件が異なっている点に留意する必要がある。

図表 15 多摩市部における1人当たり建築物面積（m<sup>2</sup>/人）

団体名	人口(H24)	保育所	児童館	公会堂・市民会館	公民館	図書館	博物館	体育館	集会所	支所・出張所	職員公会	小学校	中学校	老人福祉施設	本庁舎	合計
八王子市	553,914	0.02	0.01	0.06	0.02	0.02	0.00	0.02	0.04	0.03	-	0.74	0.46	-	0.05	1.47
立川市	174,784	0.04	0.03	0.07	-	0.05	-	-	0.06	-	-	0.77	0.46	-	0.11	1.58
武蔵野市	136,043	0.04	0.00	0.18	-	0.14	-	0.10	0.07	0.01	-	0.70	0.43	0.03	0.18	1.89
三鷹市	176,760	0.06	0.01	0.08	0.02	0.03	-	0.04	0.05	0.01	-	0.58	0.35	0.02	0.06	1.31
青梅市	137,834	-	-	0.11	-	0.04	0.02	0.12	0.04	0.00	-	0.77	0.58	-	0.17	1.86
府中市	247,126	0.05	0.02	0.18	0.01	0.04	0.08	0.08	0.05	0.00	-	0.60	0.49	0.03	0.09	1.72
昭島市	111,407	0.01	0.01	0.04	0.03	0.02	-	0.02	0.04	0.01	-	0.75	0.40	-	0.13	1.45
調布市	218,683	0.04	0.03	0.15	0.01	0.04	0.00	0.01	0.02	0.00	-	0.59	0.28	0.02	0.06	1.27
町田市	420,243	0.01	0.01	0.08	0.01	0.03	0.00	0.08	0.02	0.00	-	0.78	0.44	-	0.09	1.55
小金井市	113,726	0.03	0.01	0.05	-	0.02	-	-	0.02	0.00	-	0.56	0.38	-	0.08	1.15
小平市	180,759	0.04	0.01	0.10	0.06	0.06	-	0.05	0.06	0.01	-	0.68	0.36	-	0.09	1.51
日野市	175,885	0.04	0.03	0.05	0.00	0.04	-	0.01	0.10	0.00	-	0.62	0.40	-	0.07	1.37
東村山市	150,651	0.03	0.03	-	-	-	-	-	0.01	0.00	-	0.66	0.36	-	0.07	1.36
国分寺市	115,514	0.04	0.02	0.09	-	-	-	-	-	-	-	0.49	0.27	-	0.05	0.96
国立市	72,909	0.04	0.02	0.04	0.02	0.03	-	0.08	0.04	0.00	-	0.62	0.31	-	0.10	1.31
福生市	56,919	-	0.03	0.08	0.03	0.06	-	0.15	0.06	-	-	0.66	0.37	-	0.18	1.64
狛江市	76,025	0.05	0.02	0.06	0.07	0.02	-	0.08	0.04	0.00	-	0.56	0.34	-	0.11	1.35
東大和市	83,567	0.01	0.03	0.11	0.05	0.04	0.03	0.06	0.07	0.00	-	0.65	0.39	-	0.07	1.53
清瀬市	73,053	0.06	0.04	0.04	-	0.05	0.03	0.02	-	0.00	-	0.70	0.44	-	0.06	1.44
東久留米市	114,355	0.06	0.03	-	-	-	-	-	0.07	0.00	-	0.73	0.42	-	0.11	1.47
武蔵村山市	70,740	0.01	0.01	0.09	0.01	0.01	-	0.08	0.09	0.01	-	0.78	0.49	-	0.09	1.68
多摩市	144,058	0.01	0.02	0.09	0.06	0.07	-	0.07	0.06	0.00	-	0.88	0.53	-	0.08	1.89
稲城市	84,502	0.05	0.02	-	-	-	-	-	0.07	0.01	-	0.78	0.49	-	0.07	1.68
羽村市	56,123	0.03	0.06	0.03	0.17	0.06	0.03	0.11	0.14	-	-	0.70	0.47	-	0.25	2.06
あきる野市	81,364	0.01	0.04	0.05	0.04	0.08	-	0.14	0.09	0.08	-	0.64	0.49	-	0.15	1.80
西東京市	194,533	0.07	0.05	0.07	0.03	0.03	-	0.03	0.03	0.00	-	0.64	0.35	-	0.10	1.40
<b>多摩市部合計</b>	<b>4,021,477</b>	<b>0.03</b>	<b>0.02</b>	<b>0.08</b>	<b>0.02</b>	<b>0.04</b>	<b>0.01</b>	<b>0.05</b>	<b>0.05</b>	<b>0.01</b>	<b>0.00</b>	<b>0.69</b>	<b>0.42</b>	<b>0.01</b>	<b>0.09</b>	<b>1.51</b>
<b>全国市部合計</b>	<b>114,947,770</b>	<b>0.06</b>	<b>0.01</b>	<b>0.09</b>	<b>0.07</b>	<b>0.03</b>	<b>0.05</b>	<b>0.10</b>	<b>0.09</b>	<b>0.05</b>	<b>0.00</b>	<b>0.83</b>	<b>0.49</b>	<b>0.01</b>	<b>0.09</b>	<b>1.98</b>

※本調査において対象としている公共施設はP2（図表3）である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6（図表7）の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民一人当たり建築物面積とは必ずしも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」、「公共施設状況調経年比較表」から作成

## ii. 住民1人当たり建築物面積（多摩・島しょ町村部）

多摩・島しょ町村部における1人当たり建築物面積についてみると、「集会施設」、「支所・出張所」、「小学校」、「本庁舎」を除いて、全国平均と同水準、もしくはそれを上回っている。

市部と町村部では、公共施設マネジメントの前提条件が異なっている点に留意する必要がある。

図表 16 多摩・島しょ町村部における1人当たり建築物面積（m<sup>2</sup>/人）

団体名	人口(H24)	保育所	児童館	公会堂・市民会館	公民館	図書館	博物館	体育館	集会施設	支所・出張所	職員公会	小学校	中学校	老人福祉施設	本庁舎	合計
瑞穂町	33,501	0.05	0.02	0.20	-	0.03	-	0.07	-	-	-	0.71	0.48	-	0.12	1.68
日の出町	16,719	-	0.03	-	-	-	-	-	0.27	-	-	1.06	0.74	-	0.29	2.43
檜原村	2,582	-	0.14	-	-	-	-	-	0.92	-	-	1.34	1.48	-	1.11	5.16
奥多摩町	5,941	-	-	0.21	-	0.08	-	-	0.22	0.01	-	1.56	1.35	-	0.45	3.88
大島町	8,343	0.20	-	-	-	-	-	-	0.33	0.03	-	1.53	1.26	-	0.36	4.00
利島村	306	1.29	-	-	-	-	-	-	1.33	-	-	1.72	6.24	-	1.69	12.27
新島村	2,966	0.49	-	1.61	-	-	-	-	0.31	0.04	0.18	1.83	1.49	-	0.33	6.28
神津島村	1,944	0.35	-	0.68	-	0.25	-	-	0.47	-	0.07	1.49	1.31	-	0.67	5.29
三宅村	2,711	0.16	-	-	-	-	-	-	0.24	0.03	0.81	0.77	0.79	-	0.27	3.15
御蔵島村	304	0.59	-	2.67	-	-	-	-	1.19	-	-	6.36	7.77	-	1.47	20.07
八丈町	8,082	0.36	-	0.02	0.38	-	-	0.23	-	0.03	0.03	1.36	0.81	-	0.21	3.44
青ヶ島村	171	1.16	-	-	-	-	-	-	0.46	-	-	6.54	9.28	-	1.52	18.95
小笠原村	2,529	0.16	-	0.83	-	-	-	-	0.17	0.28	2.37	1.38	1.43	-	0.58	7.21
<b>多摩・島しょ町村部合計</b>	<b>86,099</b>	<b>0.11</b>	<b>0.02</b>	<b>0.20</b>	<b>0.06</b>	<b>0.04</b>	<b>0.00</b>	<b>0.05</b>	<b>0.17</b>	<b>0.02</b>	<b>0.11</b>	<b>1.11</b>	<b>0.88</b>	<b>0.00</b>	<b>0.29</b>	<b>3.06</b>
<b>全国町村部合計</b>	<b>11,711,913</b>	<b>0.13</b>	<b>0.02</b>	<b>0.12</b>	<b>0.18</b>	<b>0.05</b>	<b>0.02</b>	<b>0.30</b>	<b>0.29</b>	<b>0.03</b>	<b>0.05</b>	<b>1.20</b>	<b>0.81</b>	<b>0.03</b>	<b>0.25</b>	<b>3.49</b>

※本調査において対象としている公共施設はP2（図表3）である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6（図表7）の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民1人当たり建築物面積とは必ずしも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」、「公共施設状況調経年比較表」から作成

### iii. 住民1人当たり維持補修費・普通建設事業費（多摩市部）

多摩市部における1人当たりの「維持補修費」と「普通建設事業費」の合計（3か年の平均）についてみると、青梅市、府中市、国分寺市、稲城市を除き、全ての自治体で全国市部平均を下回っている。また、多摩市部平均に関しては、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市と前述の市を除いて平均を下回っている。

このことから、多摩市部における公共施設にかかるコストは、全国と比べても相対的に低い傾向にあることがわかる。

図表 17 多摩市部における1人当たり費用（千円/人）（3か年平均）

団体名	維持補修費	普通建設事業費	合計
八王子市	3.56	35.46	39.02
立川市	4.09	31.25	35.34
武蔵野市	4.28	44.67	48.95
三鷹市	1.60	42.69	44.29
青梅市	2.06	56.07	58.13
府中市	3.83	52.70	56.52
昭島市	1.75	34.54	36.30
調布市	2.84	37.23	40.07
町田市	2.48	43.08	45.55
小金井市	1.64	50.24	51.88
小平市	1.12	25.87	26.99
日野市	1.63	34.92	36.55
東村山市	1.05	21.04	22.10
国分寺市	2.64	52.98	55.62
国立市	1.71	28.22	29.93
福生市	1.19	21.92	23.12
狛江市	1.20	28.47	29.67
東大和市	1.37	17.96	19.33
清瀬市	0.38	28.27	28.65
東久留米市	1.66	20.85	22.51
武蔵村山市	1.62	31.27	32.89
多摩市	1.96	22.68	24.64
稲城市	2.38	94.30	96.68
羽村市	1.85	18.40	20.25
あきる野市	0.83	38.71	39.54
西東京市	1.38	32.08	33.46
<b>多摩市部平均</b>	<b>2.35</b>	<b>37.47</b>	<b>39.82</b>
<b>全国市部平均</b>	<b>4.61</b>	<b>47.75</b>	<b>52.36</b>

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成22年度市町村別決算状況調」、「平成23年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成

#### iv. 住民1人当たり維持補修費・普通建設事業費（多摩・島しょ町村部）

多摩・島しょ町村部における1人当たりの「維持補修費」と「普通建設事業費」の合計（3か年平均）についてみると、瑞穂町と日の出町を除き、全ての自治体で全国町村部平均を上回っている。

また、多摩・島しょ町村部平均に関しても、全国平均の2倍以上の水準となっており、市部と異なり、島しょ町村部における公共施設に係るコストは全国と比べても高いが、これは島しょという特殊要件による可能性がある。

図表 18 多摩・島しょ町村部における1人当たり費用（千円/人）（3か年平均）

団体名	維持補修費	普通建設事業費	合計
瑞穂町	2.17	68.38	70.55
日の出町	1.45	65.24	66.69
檜原村	6.28	223.29	229.56
奥多摩町	5.92	164.47	170.39
大島町	10.25	219.89	230.14
利島村	291.47	491.90	783.37
新島村	36.51	316.42	352.93
神津島村	25.62	381.43	407.04
三宅村	14.31	442.37	456.68
御蔵島村	167.93	518.67	686.60
八丈町	26.76	464.84	491.59
青ヶ島村	160.53	1561.36	1721.89
小笠原村	24.57	242.95	267.52
<b>多摩・島しょ町村部平均</b>	<b>10.18</b>	<b>169.52</b>	<b>179.70</b>
<b>全国町村部平均</b>	<b>6.05</b>	<b>84.26</b>	<b>90.32</b>

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成22年度市町村別決算状況調」、「平成23年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成

## V. 歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合（多摩市部）

歳出総額（平成 22 年度～平成 24 年度の合計）に占める維持補修費・普通建設事業費（平成 22 年度～平成 24 年度の合計）の割合についてみると、稲城市が最も高く、歳出総額の 2 割以上を維持補修費・普通建設事業費が占めている。

多摩市部平均と全国市部平均を比較すると、市部平均が 11.44%であるのに対して、全国平均は 13.01%となっており、市部平均が全国平均を下回っている。

このことから、多摩市部の歳出に占める公共施設コストは相対的に低い傾向にあることがわかる。

図表 19 歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合（多摩市部）（%）（3か年平均）

団体名	歳出総額に占める維持補修費の割合	歳出総額に占める普通建設事業費の割合	歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合
八王子市	1.06	10.57	11.63
立川市	1.07	8.18	9.25
武蔵野市	1.02	10.61	11.63
三鷹市	0.44	11.76	12.21
青梅市	0.55	14.92	15.47
府中市	1.04	14.35	15.39
昭島市	0.50	9.95	10.45
調布市	0.81	10.67	11.48
町田市	0.76	13.16	13.92
小金井市	0.48	14.77	15.25
小平市	0.35	8.18	8.53
日野市	0.49	10.48	10.97
東村山市	0.33	6.55	6.88
国分寺市	0.72	14.50	15.22
国立市	0.48	7.98	8.46
福生市	0.31	5.70	6.02
狛江市	0.37	8.75	9.12
東大和市	0.42	5.45	5.87
清瀬市	0.10	7.74	7.84
東久留米市	0.52	6.53	7.05
武蔵村山市	0.44	8.42	8.86
多摩市	0.58	6.71	7.29
稲城市	0.63	24.87	25.50
羽村市	0.51	5.12	5.64
あきる野市	0.23	10.75	10.98
西東京市	0.41	9.48	9.89
<b>多摩市部平均</b>	<b>0.67</b>	<b>10.77</b>	<b>11.44</b>
<b>全国市部平均</b>	<b>1.15</b>	<b>11.87</b>	<b>13.01</b>

（出典）総務省「平成 22 年度市町村別決算状況調」、「平成 23 年度市町村別決算状況調」、「平成 24 年度市町村別決算状況調」から作成

## vi. 歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合（多摩・島しょ町村部）

多摩・島しょ町村部における歳出総額（平成 22 年度～平成 24 年度の合計）に占める維持補修費・普通建設事業費（平成 22 年度～平成 24 年度の合計）の割合についてみると、八丈町が最も高く、歳出総額の 5 割程度を維持補修費・普通建設事業費が占めている。

多摩・島しょ町村部平均と全国町村部平均を比較すると、多摩・島しょ町村部平均が 23.02%であるのに対して、全国町村部平均は 16.86%となっており、多摩・島しょ町村部平均が全国町村部平均を上回っている。また、日の出町と小笠原村を除く自治体において、全国町村部平均を上回っている。

多摩・島しょ町村部は、全国の町村部と比較して歳出総額に占める維持補修費の割合はさほど差がない。普通建設事業費の割合は相対的に高いが、住民 1 人当たりには占める普通建設事業費と比較するとその差は縮小している。

図表 20 歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合（多摩・島しょ町村部）（%）（3か年平均）

団体名	歳出総額に占める維持補修費の割合	歳出総額に占める普通建設事業費の割合	歳出総額に占める維持補修費・普通建設事業費の割合
瑞穂町	0.53	16.66	17.19
日の出町	0.28	12.50	12.78
檜原村	0.47	16.82	17.30
奥多摩町	0.59	16.29	16.87
大島町	1.11	23.78	24.89
利島村	8.43	14.23	22.66
新島村	2.85	24.67	27.51
神津島村	1.78	26.55	28.33
三宅村	0.85	26.18	27.02
御蔵島村	4.30	13.28	17.57
八丈町	2.41	41.90	44.31
青ヶ島村	2.70	26.28	28.98
小笠原村	1.48	14.65	16.13
<b>多摩・島しょ町村部平均</b>	<b>1.30</b>	<b>21.71</b>	<b>23.02</b>
<b>全国町村部平均</b>	<b>1.13</b>	<b>15.73</b>	<b>16.86</b>

（出典）総務省「平成 22 年度市町村別決算状況調」、「平成 23 年度市町村別決算状況調」、「平成 24 年度市町村別決算状況調」から作成

## vii. 住民1人当たり地方債残高と建築物面積（多摩市部）

建築物面積（全体）と地方債残高の関連性についてみると、多摩市部は全国市部平均と比較して1人当たり地方債残高が少ないことが把握できる。このことは、全国では、多摩地域と異なり、インフラ整備に係る費用が高く、その財源を地方債の発行によって賄っている現状がうかがえる。

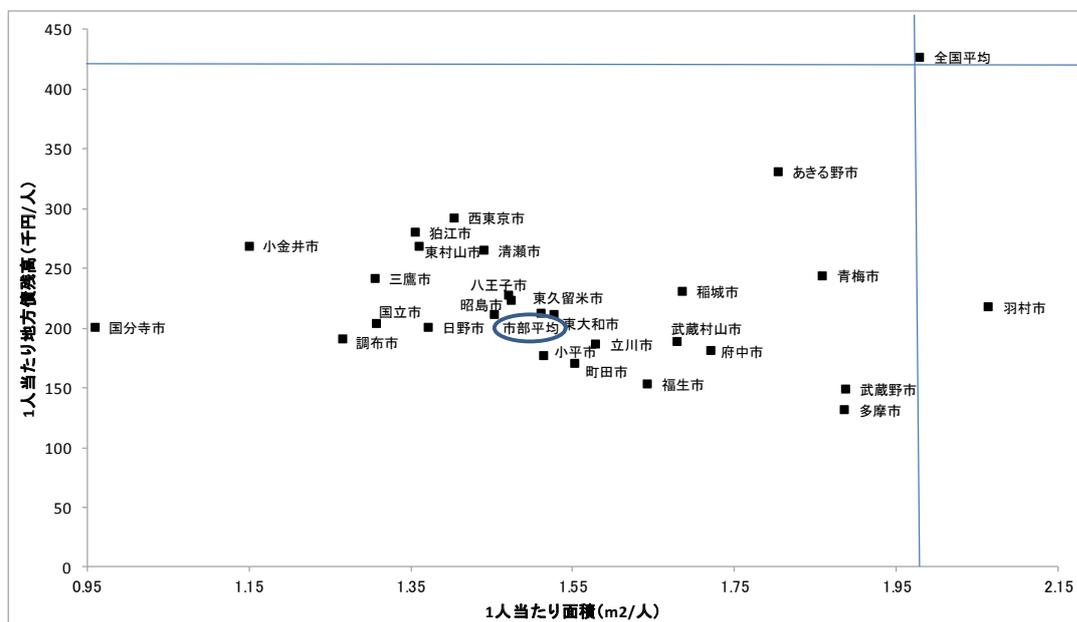
しかしながら、今後人口減少が進行していくこと等を考えた場合、建築物の新設に伴う費用は可能な限り抑制し、地方債残高を減少していくことが必要と考えられる。

図表 21 住民1人当たり地方債残高（多摩市部）（千円/人）

団体名	市債残高	団体名	市債残高
八王子市	227.90	国立市	203.78
立川市	186.66	福生市	153.38
武蔵野市	149.09	狛江市	280.24
三鷹市	241.67	東大和市	211.06
青梅市	243.74	清瀬市	265.11
府中市	180.96	東久留米市	223.26
昭島市	211.29	武蔵村山市	188.41
調布市	190.93	多摩市	131.64
町田市	169.97	稲城市	230.59
小金井市	268.92	羽村市	217.65
小平市	176.61	あきる野市	330.42
日野市	200.73	西東京市	292.46
東村山市	268.19	<b>多摩市部平均</b>	<b>212.24</b>
国分寺市	200.83	<b>全国市部平均</b>	<b>426.45</b>

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成

図表 22 1人当たり建築物面積と1人当たり地方債残高の関連性（多摩市部）



※グラフ中の線は全国平均のラインを示しており、グラフ中の○囲みは、多摩の市部平均を示している。

※本調査において対象としている公共施設はP2（図表3）である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6（図表7）の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民一人当たり建築物面積とは必ずしも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成24年度市町村別決算状況調」、「公共状況調経年比較表」から作成

### viii. 住民1人当たり地方債残高と建築物面積（多摩・島しょ町村部）

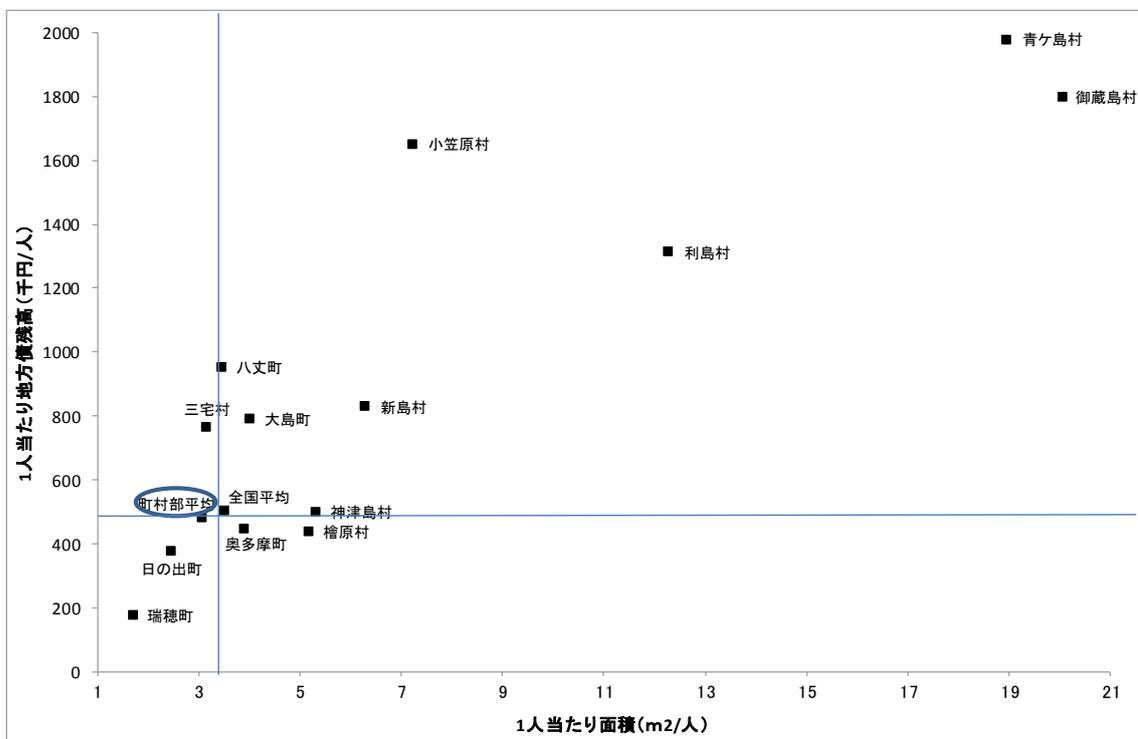
建築物面積（全体）と地方債残高の関連性についてみると、多摩・島しょ町村部は全国町村部平均と比較して1人当たり地方債残高が同程度であることが把握できる。ただし、青ヶ島村や小笠原村、御蔵島村等の島しょ部では地方債残高がかなり大きくなっている。これらの島しょ部地域においては、今後は建築物の新設に伴う費用は可能な限り抑制していくことが必要と考えられる。

図表 23 住民1人当たり地方債残高（多摩・島しょ町村部）（千円/人）

団体名	地方債残高
瑞穂町	178.80
日の出町	375.38
檜原村	438.92
奥多摩町	449.26
大島町	791.68
利島村	1314.10
新島村	830.46
神津島村	501.31
三宅村	765.33
御蔵島村	1797.81
八丈町	955.51
青ヶ島村	1979.25
小笠原村	1651.28
<b>多摩・島しょ町村部平均</b>	<b>480.51</b>
<b>全国町村部平均</b>	<b>504.17</b>

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成

図表 24 1人当たり建築物面積と1人当たり地方債残高の関連性（多摩・島しょ町村部）



※青線は全国平均のラインを示しており、グラフ中の○囲みは、多摩・島しょの町村部平均を示している。

※本調査において対象としている公共施設はP2(図表3)である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6(図表7)の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民一人当たり建築物面積とは必ずしも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成24年度市町村別決算状況調」から作成、「公共施設状況調経年比較表」から作成

## ix. 面積と費用（維持補修費・普通建設事業費）別でみる自治体分類（多摩市部）

1人当たり建築物面積（全体）と1人当たり費用（維持補修費・普通建設事業費の3か年平均）から、多摩市部自治体を分類すると、AからDの4つにグループ分けされる。

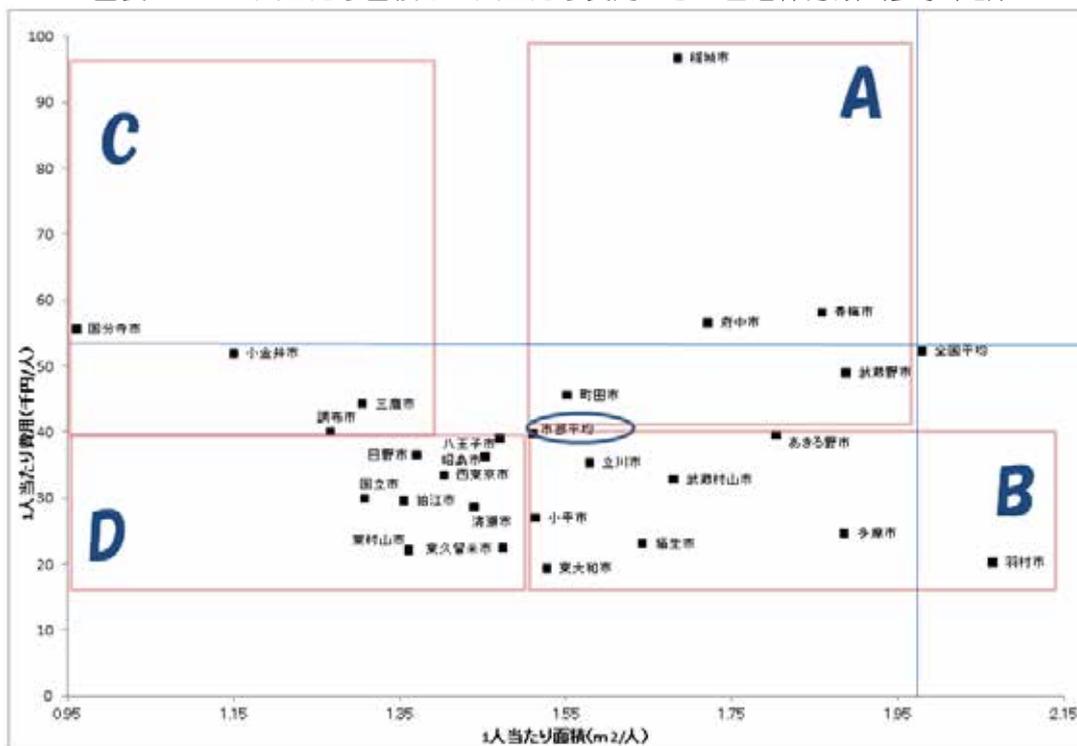
A グループは1人当たり面積と1人当たり費用のいずれも多摩市部平均を上回っているグループを示しており、稲城市、町田市、府中市、武蔵野市、青梅市が分類される。このグループは、費用が相対的に高いことより、今後は施設の新規建設の抑制や統廃合が望まれるものと推察される。

B グループは1人当たり面積は多摩市部平均を上回っている一方で、1人当たり費用は多摩市部平均を下回っているグループを示しており、あきる野市、立川市、武蔵村山市、小平市、東村山市、福生市、多摩市、羽村市が分類される。このグループは、面積が相対的に高い一方で、費用が相対的に低いことより、他グループと比較して既存施設の効率的な活用がされていると推察される。

C グループは1人当たり費用は多摩市部平均を上回っている一方で、1人当たり面積は多摩市部平均を下回っているグループを示しており、国分寺市、小金井市、調布市、三鷹市が分類される。このグループは、費用が相対的に高く、かつ面積が相対的に小さいことより、新規建設よりも既存施設の効率的な活用が望まれるものと推察される。

D グループは1人当たり面積と1人当たり費用のいずれも多摩市部平均を下回っているグループを示しており八王子市、日野市、昭島市、西東京市、国立市、狛江市、清瀬市、東村山市、東久留米市が分類される。このグループは、費用が相対的に低いが、面積も相対的に小さい。

図表 25 1人当たり面積と1人当たり費用からの自治体分類（多摩市部）



※青線は全国平均のラインを示しており、グラフ中の○囲みは、多摩の市部平均を示している。

※本調査において対象としている公共施設はP2（図表3）である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6（図表7）の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民一人当たり建築物面積とは必ずしも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成22年度市町村別決算状況調」、「平成23年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調経年比較表」から作成

## x. 面積と費用（維持補修費・普通建設事業費）別でみる自治体分類 （多摩・島しょ町村部）

1人当たり建築物面積（全体）と1人当たり費用（維持補修費・普通建設事業費の3か年平均）から、多摩・島しょ町村部自治体を分類すると、A から D の4つにグループ分けされる。

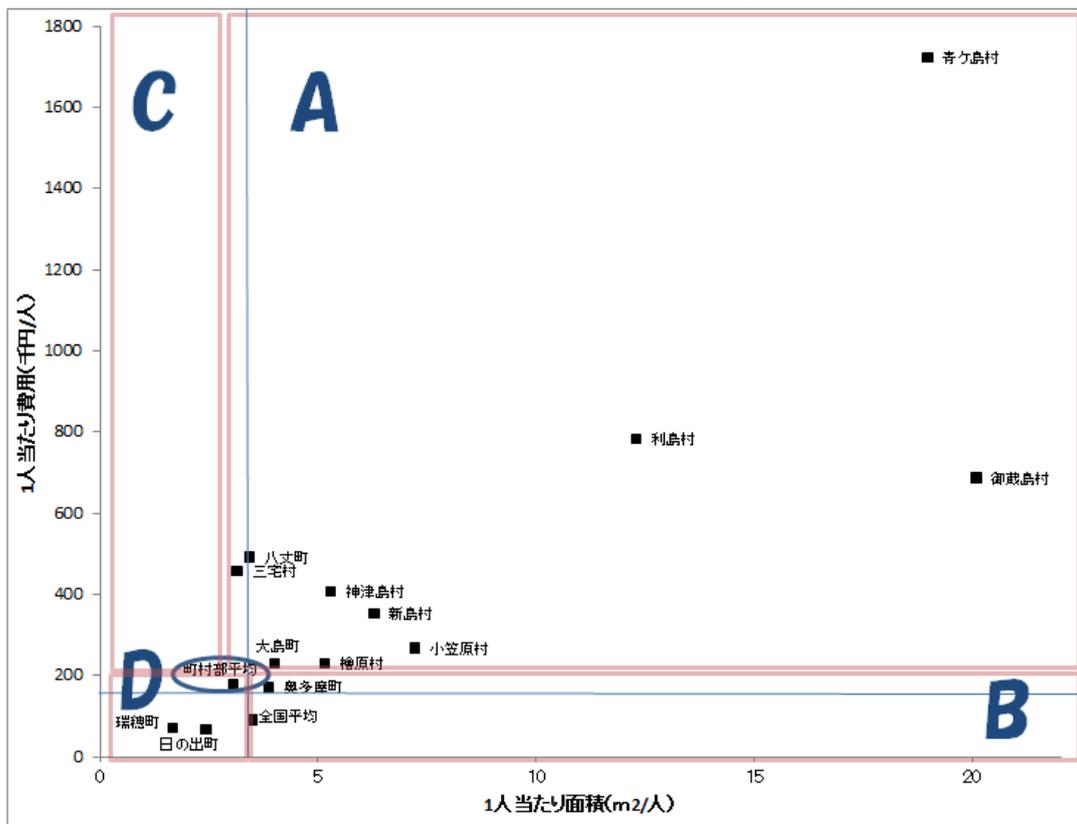
A グループは1人当たり面積と1人当たり費用のいずれも多摩・島しょ町村部平均を上回っているグループを示しており、青ヶ島村、利島村、御蔵島村、三宅村、神津島村、新島村、小笠原村、大島町、檜原村、八丈町等の主に島しょ部に位置する自治体が分類される。このグループは、費用が相対的に高い。主に島しょ地域という条件があるが、そのことを加味しつつ、今後は施設の新規建設の抑制が望まれるものと推察される。

B グループは1人当たり面積は多摩・島しょ町村部平均を上回っている一方で、1人当たり費用は多摩・島しょ町村部平均を下回っているグループを示しており、奥多摩町が分類される。このグループは、面積が相対的に高い一方で、費用が相対的に低いことより、他グループと比較して、現在よりも既存施設の効率的な活用が望まれるものと推察される。

C グループは1人当たり費用は多摩・島しょ町村部平均を上回っている一方で、1人当たり面積は多摩・島しょ町村部平均を下回っているグループを示しているが、多摩・島しょ町村部にはこのグループに分類される自治体はない

D グループは1人当たり面積と1人当たり費用のいずれも多摩・島しょ町村部平均を下回っているグループを示しており、瑞穂町、日の出町が分類される。このグループは、費用が相対的に低い、面積も相対的に小さい。

図表 26 1人当たり面積と1人当たり費用からの自治体分類（多摩・島しょ町村部）



※青線は全国平均のラインを示しており、グラフ中の○囲みは、多摩・島しょの町村部平均を示している。

※本調査において対象としている公共施設はP2（図表3）である。この図表においては、多摩・島しょ地域の公共施設マネジメントに比較的馴染みやすいP6（図表7）の施設を集計したため、国や各自治体で算定・公表している住民一人当たり建築物面積とは必ずとも一致しない。

（出典）総務省「平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）」、「平成22年度市町村別決算状況調」、「平成23年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調」、「平成24年度市町村別決算状況調経年比較表」から作成

---

## xi. データ分析結果からの考察

### 建築物面積について

- 小学校や中学校の学校施設が建築物面積に占める割合が大きいが、多摩地域では今後少子化が進むことを勘案すると学校施設の有効活用が望まれる。
- 多摩市部においては全国平均と比較して建築物面積が小さい傾向がみられたが、多摩・島しょ町村部においては全国平均を上回る施設が多くみられる等、多摩市部と多摩・島しょ町村部で面積の傾向に違いがみられた。多摩・島しょ町村部では多摩市部と比較して人口が少ないため、人口当たりの延べ床面積など、その数値のみで考えれば施設の余剰感につながる一方、多摩市部では今後施設の有効活用が望まれるものと推察される。

### 施設整備や維持管理に伴う費用について

- 維持補修費と普通建設事業費についてみると、多摩市部では全国平均を下回っている一方、多摩・島しょ町村部ではそれを上回っている。歳出総額に占める維持補修費と普通建設事業費の割合についても同様の傾向がみられた。
- 市部、町村部問わず、今後もより一層効率的な取組が望まれる。

### 地方債残高について

- 住民 1 人当たり地方債残高についてみると、多摩市部では全国平均を下回っている一方、多摩・島しょ町村部では全国平均を大きく上回っている自治体がみられた。
- 多摩市部においては、今後の事業運営の効率化に伴う地方債残高の削減が目標となる一方、島しょ部の一部の自治体では財政状況を鑑みて建設運営をすることが必要となるものと考えられる。

### 面積と費用でみる自治体分類について

- 多摩市部では D グループ（1 人当たり面積と 1 人当たり費用のいずれも多摩市部平均を下回っているグループ）に位置する自治体が最も多くみられた一方、多摩・島しょ町村部では A グループ（1 人当たり面積と 1 人当たり費用のいずれも多摩・島しょ町村部平均を上回っているグループ）に位置する自治体が最も多くみられた。

### 多摩・島しょ部における公共施設の現状と今後について

- 面積・費用ベースで全国と比較した場合、現状、多摩・島しょ地域は健全な水準にある。しかし、今後人口減少や施設の更新に伴う財源確保などのために、新規建設の財源確保が難しくなることが想定される。特に多摩市部においては、施設の余剰感が比較的少ないため、施設の削減という手法のみでコストの低減を図ることは難しい可能性がある。それゆえに、今後は現状の公共施設を効率的に活用するための方策について検討する必要がある。

## 2.2. 多摩・島しょ地域における公共施設マネジメントの取組状況

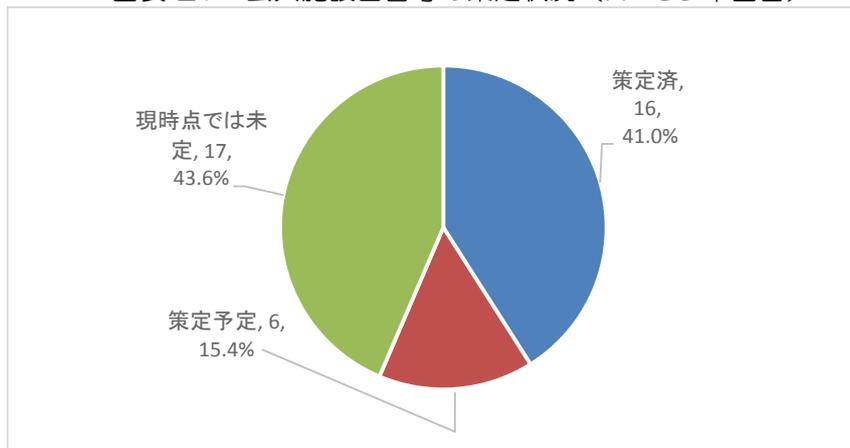
### (1) 計画策定の進捗状況

#### i. 白書の策定状況（自治体アンケート結果）

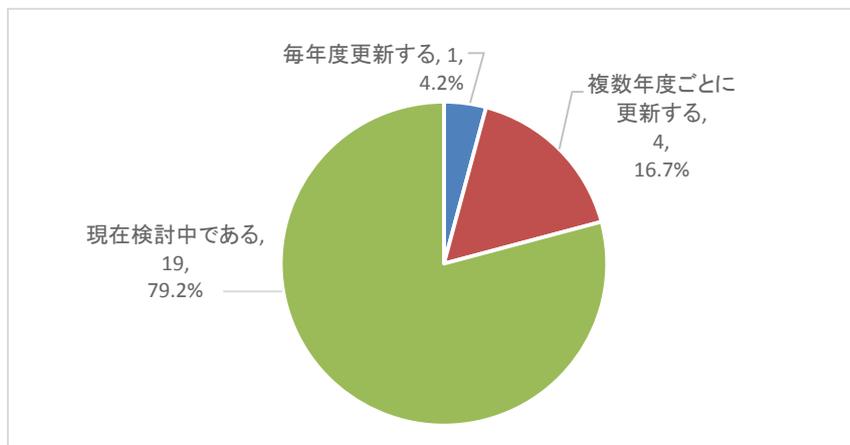
多摩地域でも、既に複数の自治体で公共施設白書の策定が進んでいる。アンケート調査によれば、39 市町村の 4 割強が白書を策定している。そのうち白書の更新については、現在検討中との回答が 8 割弱を占めており、更新している、もしくは更新予定の自治体は 2 割程度にとどまっている。

このことより、公共施設白書を一度策定したままの状態となっている自治体が多いことがうかがえる。

図表 27 公共施設白書等の策定状況（N=39 単回答）



図表 28 公共施設白書等の更新予定（N=24 単回答）



## 公表資料からみる白書の策定状況

公共施設白書を調査したところ、主な特徴として、以下のようなものが確認できた。

図表 29 多摩・島しょ地域における公共施設白書等（H26.7 現在）の主な特徴

自治体名	名称	作成年度	主な構成
青梅市	公共施設白書	H25	人口・財政状況、施設保有状況、個別施設の状況等
日野市	日野市公共施設白書	H25	市の概要、公共施設、将来費用の推計、用途別施設の現状、ケーススタディ、課題と取組等
東村山市	公共施設白書	H25	公共施設の現状、将来費用推計、市民利用施設の現状、課題等
東久留米市	東久留米市公共施設白書	H24	財政状況、公共施設利用状況（児童館、保育園、福祉施設等）
府中市	府中市公共施設マネジメント白書	H24	市の現況、施設の状況、用途別実態把握、地域ごとの行政サービスの実態、今後のあり方
多摩市	多摩市施設白書	H23	施設の現状とこれから、施設分類ごとの整備状況、地域ごとの整備状況、貸室の整備状況等
国立市	国立市公共施設白書	H23	更新投資に関する評価、国立市の社会分析、公共施設マネジメントのオプション
小金井市	小金井市施設白書	H23	市の概要、市の財産状況、用途別実態把握、地域ごとの公共施設の状況、保有資産の有効活用
武蔵野市	武蔵野市公共施設白書	H23	市の概要、市の財政状況と保有する資産の状況、用途別実態把握
立川市	立川市公共施設白書	H23	市の概況、市の有する施設の概況
小平市	小平市施設白書	H19	公共施設の整備状況、公共施設の現状、類似する市との比較、公共施設のこれから
八王子市	施設白書	H14	施設整備の現状、維持管理コスト、将来負担、ライフサイクルコスト、今後の整備のあり方

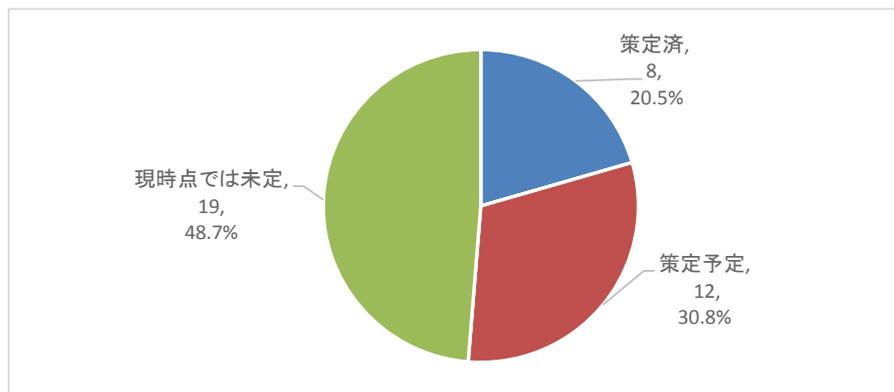
（出典）各市公表資料から作成

## ii. 基本方針等の策定状況

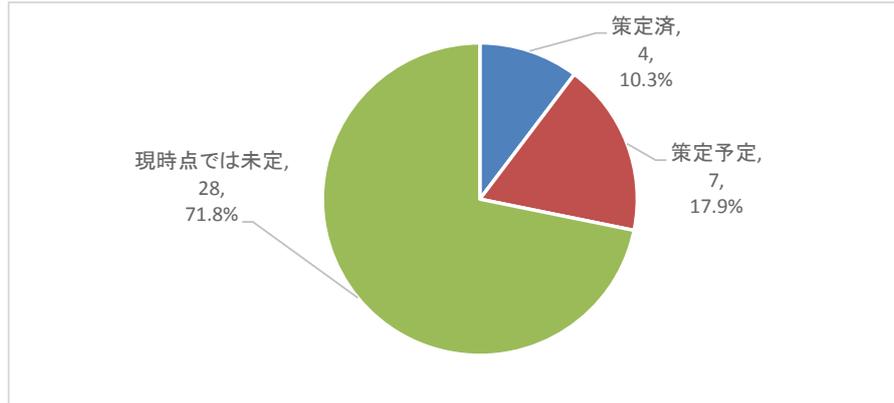
### 基本方針等の構成（自治体アンケート結果）

多摩地域の一部の自治体では、公共施設白書の策定後、さらに「基本方針（基本的な考え方）」や「実施方針（個別の公共施設の具体的な再編方針）」等も策定している。ただし、白書に比べて数は少なく、基本方針は2割強、実施方針は1割強にとどまっている。なお、保全計画は3割強の自治体が策定済みであった。

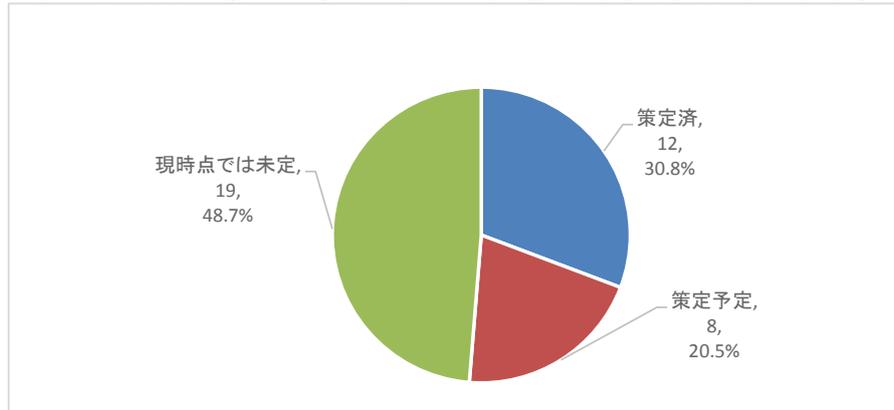
図表 30 公共施設マネジメントの基本的な考え方の策定状況（N=39 単回答）



図表 31 個別の公共施設の具体的な再編方針の策定状況（N=39 単回答）



図表 32 施設の維持・保全に係る方針・計画の策定状況（N=39 単回答）



## 公表資料からみる基本方針等の傾向

### ◆ 策定状況と体系の構成

多摩地域における基本方針等の主な策定状況と体系の構成について特徴的なものは、以下のとおりである。

図表 33 多摩地域における基本方針等の策定状況（平成 26 年 7 月時点）

	基本方針等	実施方針等	保全・利活用計画等
多摩市	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（H25）		多摩市ストックマネジメント計画（H19） 公共建築物保全計画（H23）
府中市	府中市公共施設マネジメント基本方針（H24）	府中市公共施設の最適化に向けた検討の方向性（H26）	府中市公共施設の計画的保全の考え方（H26）
国立市	国立市公共施設マネジメント基本方針（H24）		低・未利用地の活用方針（H25）
小平市	小平市公共施設等の有効活用に関する方針（H19）		施設の適正な計画修繕のあり方（H21）
狛江市	狛江市公共施設再編方針（H21）	狛江市公共施設整備計画（H24）	
小金井市	小金井市公共施設マネジメントの構築に向けて（H25）		
東村山市	東村山市公共施設再生基本方針（H25）		
青梅市	青梅市公共施設再編基本方針（H25）		青梅市公共建築物保全整備計画（H22）

（出典）各市公表資料から作成

多摩市は、公共施設マネジメントの基本的な考え方を示す「基本方針」と、個別施設の再編等の具体的な方針に関わる「実施方針」を、一体として示している。

一方、府中市は、基本方針と実施方針を分離した上で、段階的に示しているのが特徴である。狛江市も同様の構成である。

また、多摩市と青梅市は、基本方針・実施方針等よりも保全計画の策定が先行している点の特徴である。公共施設のマネジメントは、企画・行財政改革の観点から着手される場合が多いが、多摩市や青梅市の場合は、公共施設の保全・維持管理といった営繕業務の観点から着手されたため、こうした順序になっているものと推測される。

### ◆ 基本方針の内容

基本方針には、今後の公共施設マネジメント全体を考える上での基本的な方針が示されている。主な例としては、以下のようなものがある。

#### ハードに関するもの

- 施設総量の抑制・圧縮（多摩市等）
- 施設の複合化（国立市等）
- 既存施設の有効活用（府中市等）
- 新規整備の抑制（国立市）
- 計画的な保全（東村山市）

#### ソフトに関するもの

- 一元的なマネジメントの実施（多摩市等）
- 数値目標の設定（多摩市）
- 他の行政計画との連携（総合計画：多摩市・狛江市、行財政改革推進プラン：府中市）
- プログラムの更新（多摩市）

#### 外部との連携・協働に関するもの

- 市民連携と協働の推進（府中市）
- 受益者負担の再検討（東村山市）
- 民間ノウハウ・PPP（公民連携）の活用（多摩市等）

### ◆ 公表資料からみる実施方針の策定状況

具体的な施設に関わる実施方針まで示しているのは、多摩市「公共施設の見直し方針と行動プログラム」（基本方針と一体）、府中市「公共施設の最適化に向けた検討の方向性」、狛江市「公共施設整備計画」である。

### ◆ 公表資料からみる保全計画の策定状況

多摩市と青梅市は、基本方針・実施方針よりも前に保全計画を策定しているのが特徴である。多摩市は、ストックマネジメント計画で保全の理念、目標及び基本方針を整理し、保全計画で具体的なコストシミュレーションを行い、平成32年までの改修計画を立案している。

また、青梅市は、公共建築物保全整備計画で「理念」と「実施方針」を記載しているが、台帳の整備や運用体制の整備等、公共施設マネジメントに関わる仕組みをここで取り上げている点の特徴である。

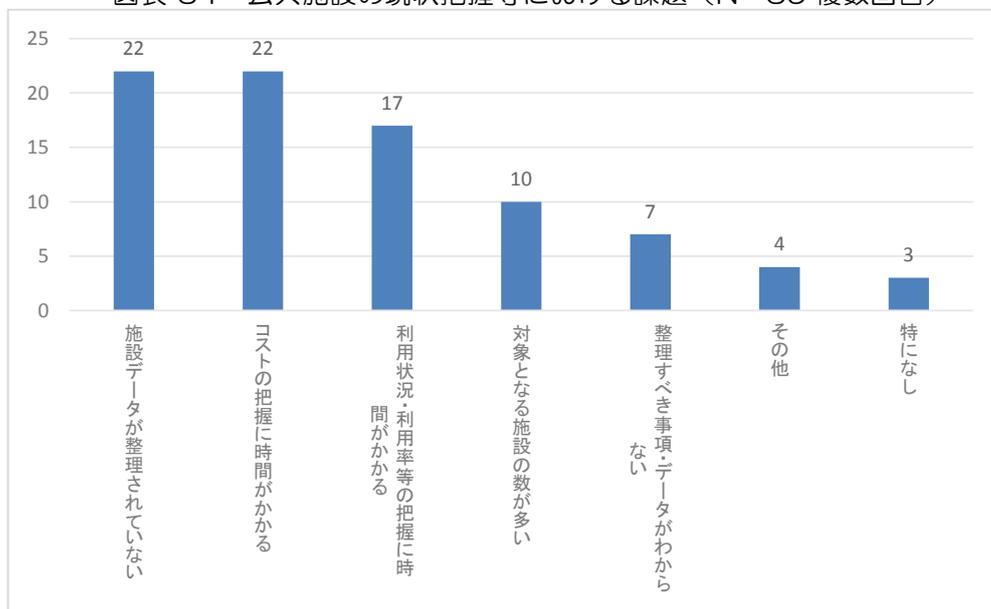
#### 青梅市公共建築物保全整備計画 実施方針の内容

- ①施設管理台帳の整備
- ②施設性能評価の実施
- ③保全整備コストの把握
- ④修繕優先度の設定と保全整備コストの平準化
- ⑤ストックマネジメント運用体制の整備
- ⑥ストックマネジメントの継続的な運用
- ⑦施設再編に関する検討

### iii. 計画策定時の課題（自治体アンケート結果）

アンケート結果からは、白書策定時の課題として、各種データの把握・整理に時間がかかることが明らかとなった。公共施設マネジメントにあたり、マネジメントに必要なデータの収集・管理段階から苦慮している傾向にある。

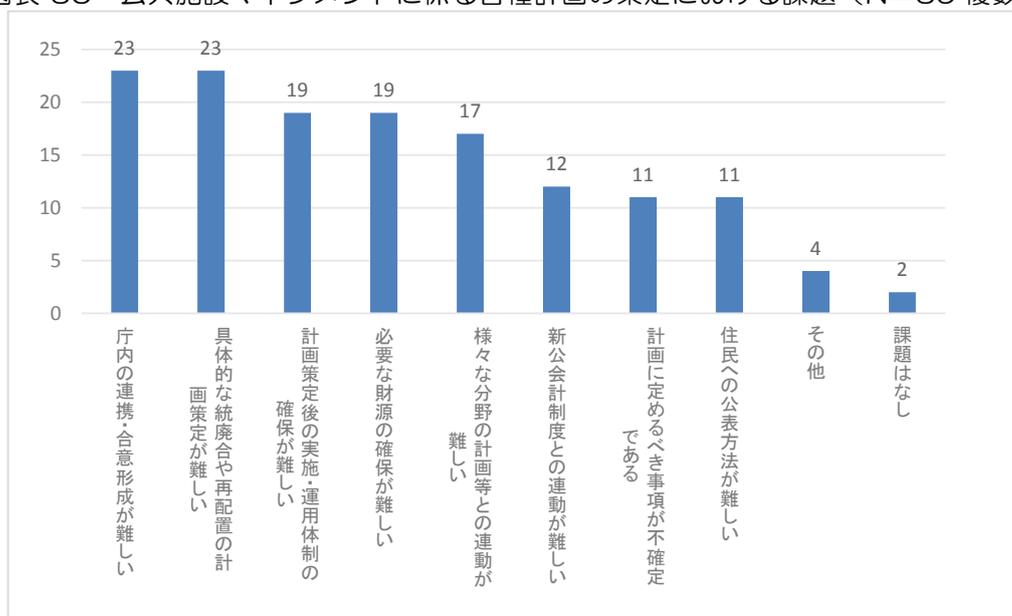
図表 34 公共施設の現状把握等における課題（N=39 複数回答）



また、その他の計画策定時においては、庁内の合意形成と、具体的な実施・運用を見据えた計画の策定に課題があることがわかった。

計画そのものの策定と同時に、計画の周知、再配置計画等への具体的な計画への落とし込み、財源の確保等の計画の運用体制づくりが継続的な課題になっていくと考えられる。

図表 35 公共施設マネジメントに係る各種計画の策定における課題（N=39 複数回答）

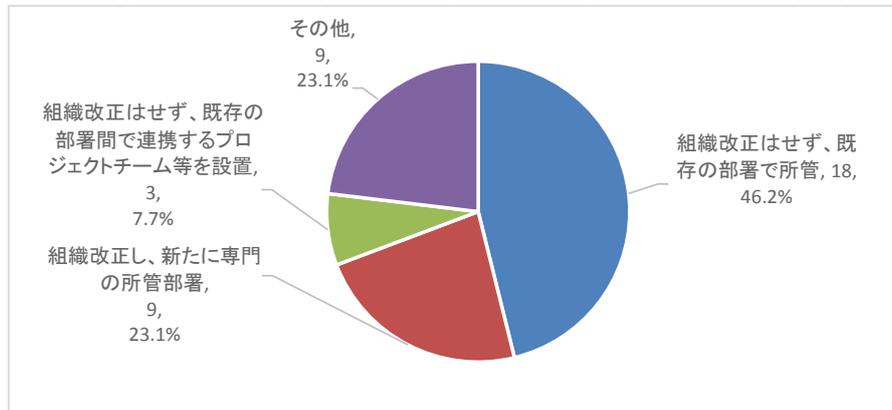


## (2) 体制等の整備状況

### i. 推進組織の設置（自治体アンケート結果）

公共施設マネジメントに対してどのような体制で取り組んでいるか確認したところ、5割弱の自治体が、既存の部署で対応していることがわかった。その一方で、何らかの新規部署を設置しているのは3割程度にとどまっており、現体制を維持したまま取り組んでいる自治体が多い。

図表 36 公共施設マネジメントの担当組織（N=39 単回答）

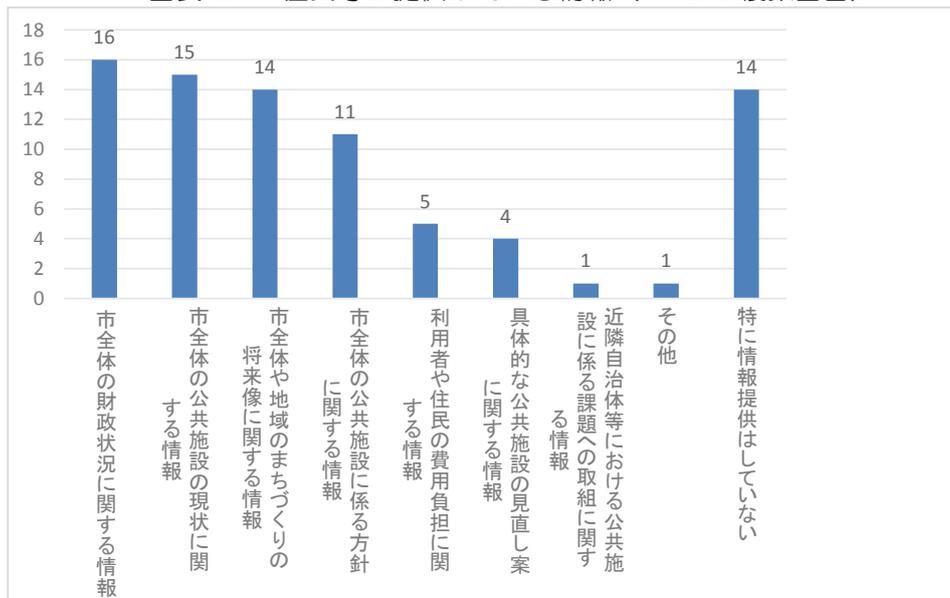


### ii. 住民への情報提供・コミュニケーション（自治体アンケート結果）

公共施設マネジメントに関して、住民に対して提供している情報を確認したところ、財政状況や施設の現状に係る情報が中心であった。

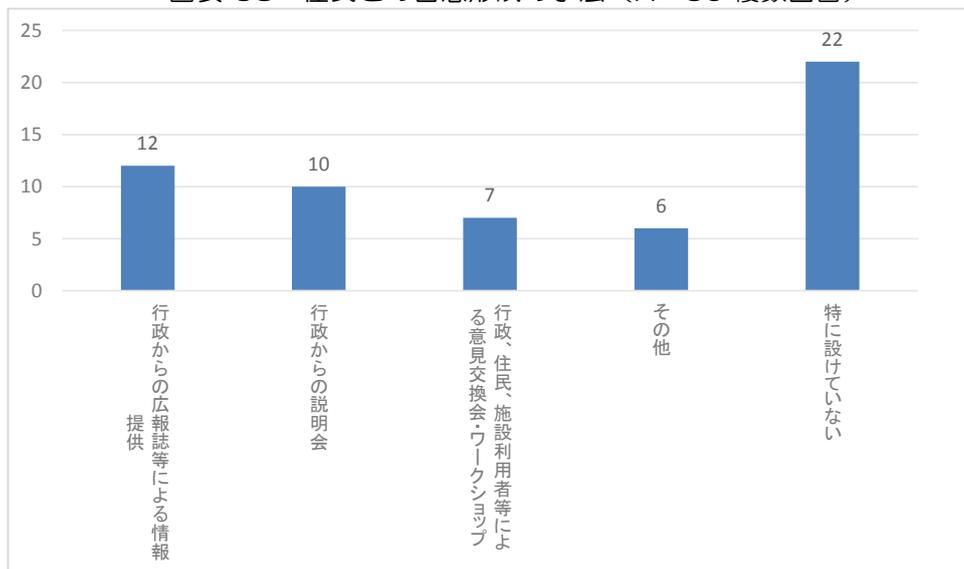
一方、利用者や住民の費用負担や、具体的な公共施設の見直し案等の住民生活に直接関わる部分に関しては、あまり公表が進んでいない傾向が読みとれ、さらには、情報提供そのものをしていないという回答も多くみられる。

図表 37 住民等に提供している情報（N=39 複数回答）



住民との合意形成の機会が設けられていない自治体が最も多く、公共施設マネジメントに係る住民コミュニケーションはいまだ十分でない傾向にある。合意形成・コミュニケーションの機会が不足していることが、図表 37 のような住民への提供情報の偏り・不足の原因にあるものと推測される。

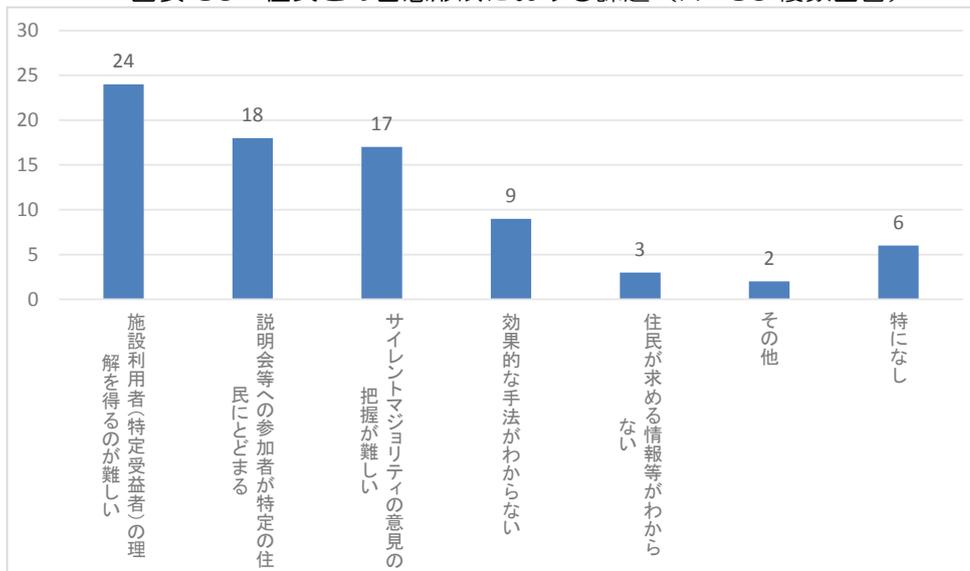
図表 38 住民との合意形成の手法 (N=39 複数回答)



合意形成においては、特定受益者である施設利用者の理解を得るのに課題があることが明らかになった。後述するように、公共施設の利用者は一部の住民に偏っている傾向にあることが推測され、この特定利用者との合意形成が公共施設マネジメントにおいて今後、重要視されていくものと考えられる。

また、住民が求める情報等がわからないと感じている回答もある。これは、住民への情報提供と比較して意見聴取の機会が少ない事が要因と推察される。

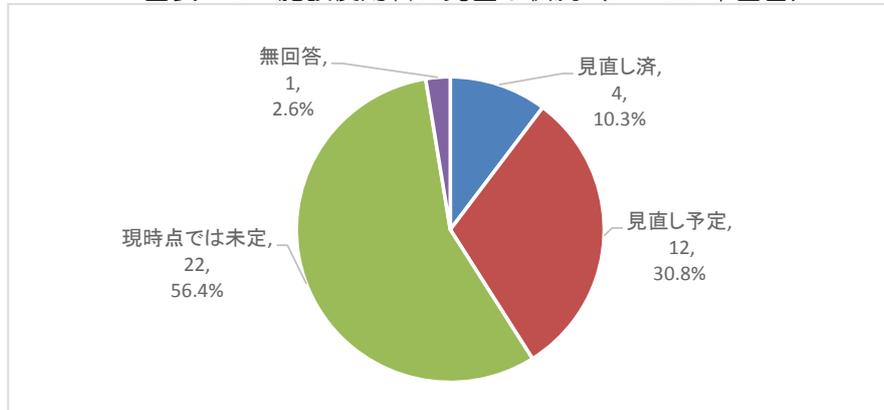
図表 39 住民との合意形成における課題 (N=39 複数回答)



### iii. 使用料のあり方の検討（自治体アンケート結果）

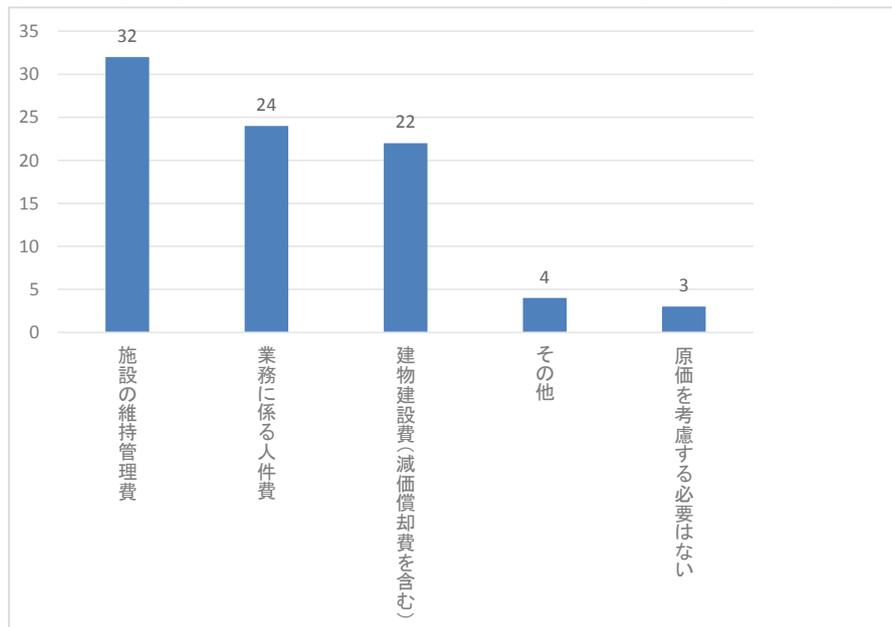
公共施設マネジメントが注目されるに至った背景に自治体の財政問題がある点に着目し、公共施設マネジメントの一環として施設使用料の見直しを行っているか確認したところ、見直し済みの自治体が1割弱、見直し予定の自治体が3割弱となった。見直し済みの自治体が1割弱にとどまっているが、公共施設マネジメントにおいて施設使用料の見直しを検討する必要性の認識は、一定程度持たれていることがうかがえる。

図表 40 施設使用料の見直し状況（N=39 単回答）



施設使用料として含めるべき原価について確認したところ、維持管理費や人件費だけでなく、建物の建設費も含めるべきとの回答が多いことが明らかになった。今後は、施設の維持管理のみならず大規模修繕に係る財源まで含めて使用料で回収すべきと考えている自治体が多いことが把握できる。

図表 41 使用料の原価に含めることが適当と考える費用（N=39 複数回答）



### (3) 具体的な取組状況

#### i. 複合化について（自治体アンケート結果）

公共施設の複合化について、現状と今後の希望を確認したところ、現在は「広域施設の複合化（文化機能＋集会施設等）」と「地域拠点施設の複合化（図書館分館＋コミュニティセンター等）」に分かれる傾向にあった。また、今後の希望としては、「学校」及び「図書館」基点とした複合化が志向される傾向にあった。

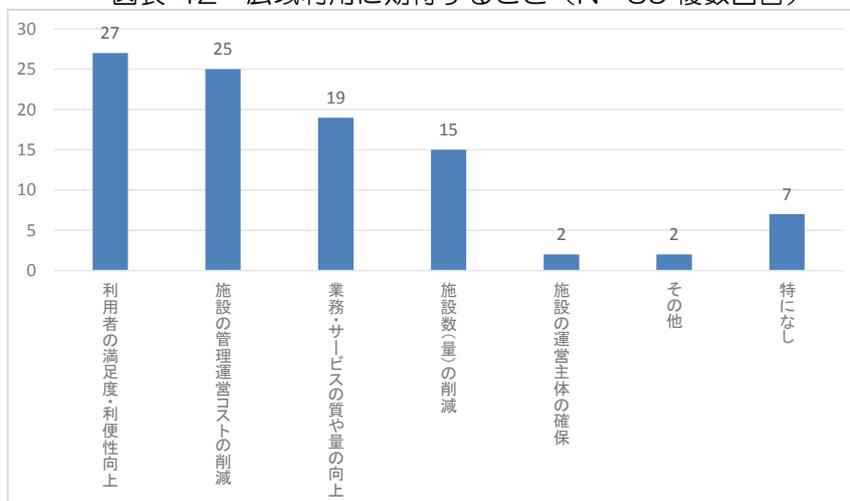
設置済みの複合施設	今後実現したい複合施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館と地域会館</li> <li>● 図書館分室と学童クラブ</li> <li>● 学校と学童クラブ地域会館と商工業研修等施設</li> <li>● 市役所と地域会館</li> <li>● 公民館と児童館</li> <li>● 診療所と有料老人ホーム</li> <li>● 貸会議室と自治会館</li> <li>● 行政出張所と学習等供用施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設と学童保育所</li> <li>● 学校施設と地域集会所</li> <li>● 図書館と出張所</li> <li>● 市民課サービスコーナーと図書貸出機能</li> <li>● 学校施設とコミュニティ関連施設</li> <li>● 保育園と小・中学校</li> <li>● 役場連絡所機能と図書館</li> <li>● 保育園と児童館</li> <li>● 公民館と地域センター</li> </ul>

#### ii. 広域化について（自治体アンケート結果）

公共施設の広域化について確認したところ、現状は図書館が多く、事務組合等の既存の広域連携スキームを活用して実施されていることが明らかとなった。

また、広域連携を期待する施設は、利用者の満足度・利便性向上が最も重視される傾向にあり、コスト低減より利便性向上が重視されている。例えば、図書館の広域利用において、居住自治体以外の自治体（最寄駅の所在する自治体や勤務先の所在する自治体）でサービスを受けることで、利用者の利便性向上などが図られているという実績などが起因していると思われる。

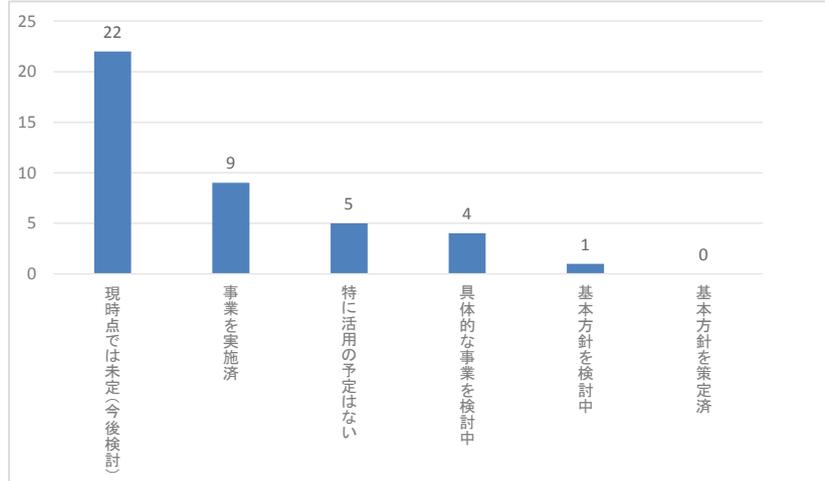
図表 42 広域利用に期待すること（N=39 複数回答）



### iii. PPP（公民連携）について（自治体アンケート結果）

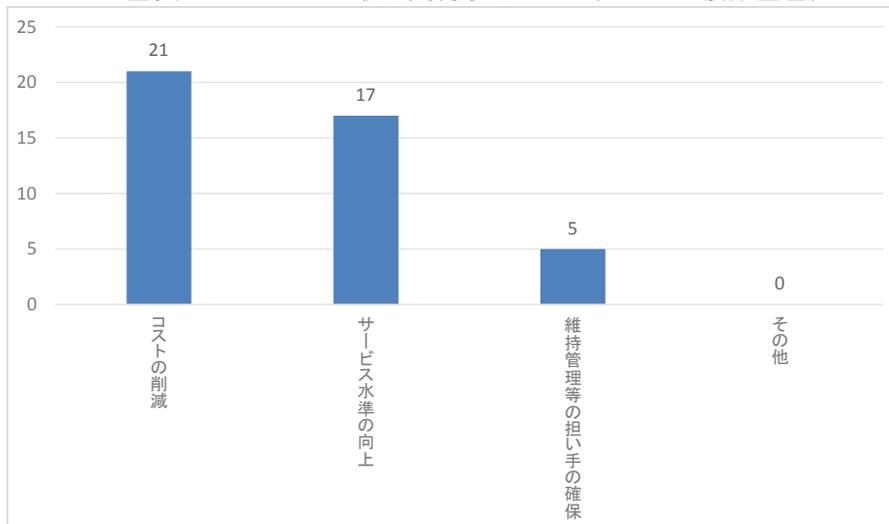
公共施設マネジメントにおいて、どの程度 PPP の活用を検討しているか確認したところ、22 自治体が未定とのことであった。ただし、事業を実施済みや検討中との回答もあることより、PPP への関心を持つ自治体は多いものと推察される。

図表 43 PFI 等の PPP 手法の活用状況（N=39 複数回答）



また、PPP に最も期待することは「コストの削減」であり、PPP はサービス向上よりもコスト削減の手段として意識される傾向にあることがわかった。ただし、サービス水準の向上についても 17 自治体で回答がみられることより、民間事業者のノウハウ等を活用してサービスの質を向上させることを意識している自治体もみられる。

図表 44 PPP に最も期待すること（N=39 複数回答）



---

## iv. 自治体アンケート分析からの考察

### 計画策定の進捗状況

---

- 白書等の作成状況については、4割程度の自治体が策定しているが、島しょ部を中心に作成が進んでいない現状がみられた。
- 白書の更新については、更新している、もしくは更新予定の自治体は、白書等策定済み自治体のうちの2割程度にとどまっており、公共施設白書を一度策定したままの状態となっている自治体が多く、全体の1割程度である。
- 計画策定については保全計画を策定している自治体が比較的多いが、これは営繕部署から施設マネジメントを始めた自治体も多いことが起因していると思われる。
- 白書策定時の課題として、各種データの把握・整理や庁内の合意形成が挙げられていることより、個別施設が各部署ごとに所管されていることが起因している現状がうかがえる。

### 体制等の整備状況

---

- 住民への情報提供については、施設概要等の情報を一方的に提供しているにとどまっており、双方向のコミュニケーションをできていない現状がみられた。このため、住民との合意形成について課題と感じる自治体が多くみられた。
- 使用料については、見直し済みの自治体が1割弱にとどまっていることより、施設使用料を今後どのように設定すべきか悩んでいる自治体が多い可能性がある。また、今後建設費まで含めて使用料で回収すべきと考えている自治体が見られ、今後の施設の大規模修繕まで視野に入れて使用料を設定すべきと考える自治体が多いことも推察される。

### 具体的な取組状況

---

- 複合化については、図書館や学校等の必需的傾向のある施設や地域コミュニティ拠点としての色合いを強く持つ施設を中心に実施されており、コスト低減が主な目的とされていた。
- PPPについては実施が少ないことが確認できたが、情報提供面でも住民との合意形成を課題と感じる自治体が見られたように、民間事業者への情報発信や情報交換の場が不足していることも一因と推察される。
- PPPに期待する効果としてサービス水準の向上との回答も多かったことにより、今後は自治体と民間事業者が連携して新たなサービスを提供することが期待される。

## (4) 多摩地域における公共施設に対する住民及び利用者の意識

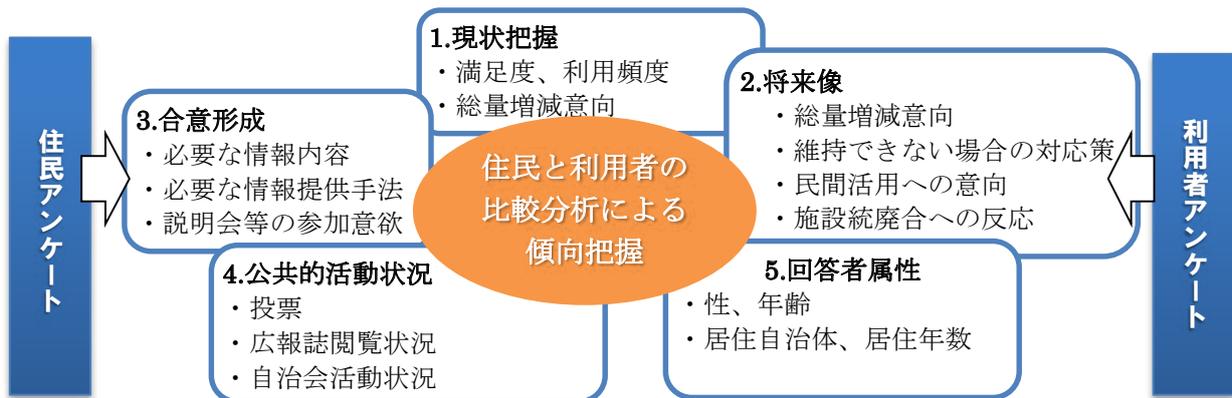
### i. 調査のコンセプト

多摩地域の住民（以下、住民）及び公共施設の利用者（以下、利用者）に対して、公共施設に関する現状や将来像、必要な情報等への意向を把握することにより、住民と利用者の意向の相違点を探るとともに、総量増減意向や個別施設の統廃合への意向把握により、仮説としての住民意識である「総論賛成・各論反対」の実態を探ることを主な目的としている。

※住民の中には公共施設利用経験者も含まれるが、ここでは一般の住民として区分し、住民の総論として捉えることとする。

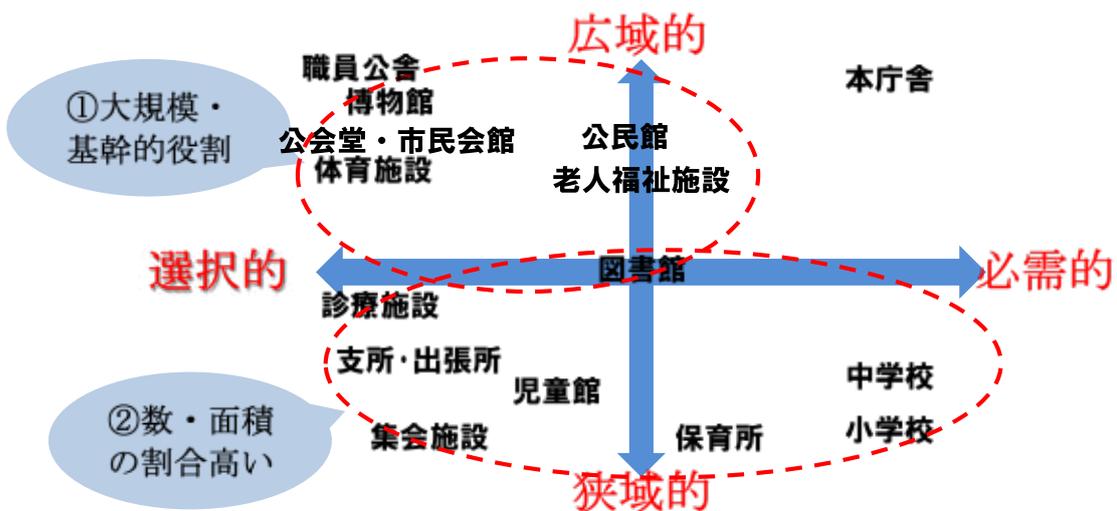
※住民は多摩地域全体のサンプルとして府中市・小金井市・国分寺市・国立市の住民を対象とした。また、利用者はそのうちの府中市・国立市の公共施設利用者とした。

図表 45 住民・利用者アンケートのコンセプト



アンケートの対象施設の選定は、下図の通り公共施設を広域的・狭域的と選択的・必需的の2軸4象限に分けて捉えた。①広域化・統廃合の合意形成の検討施設として体育館②施設数が多く自治体内での統廃合の合意形成の必要性が高い施設として集会施設等の“地域コミュニティ施設”③比較的必需的施設として図書館を選定することとした。

図表 46 本調査研究における「公共施設」の分類と住民・利用者アンケート対象施設の選定

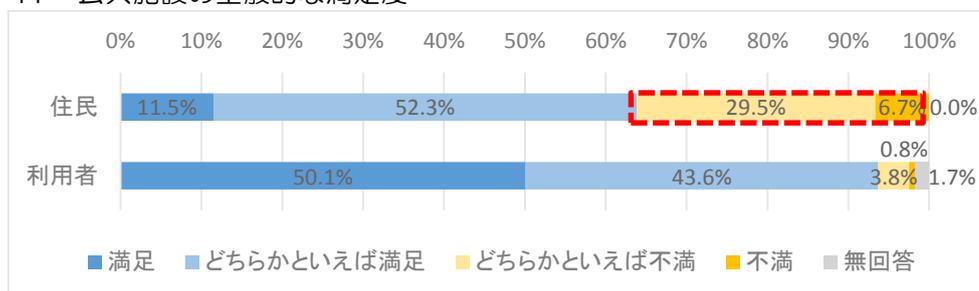


- ①広域化・統廃合等の合意形成や施設評価の必要性が高いと考えられる施設
- ②統廃合やサービスのあり方に合意形成や施設評価の必要性が高いと考えられる施設

## ii. 住民アンケートと利用者アンケートの単純集計比較概要

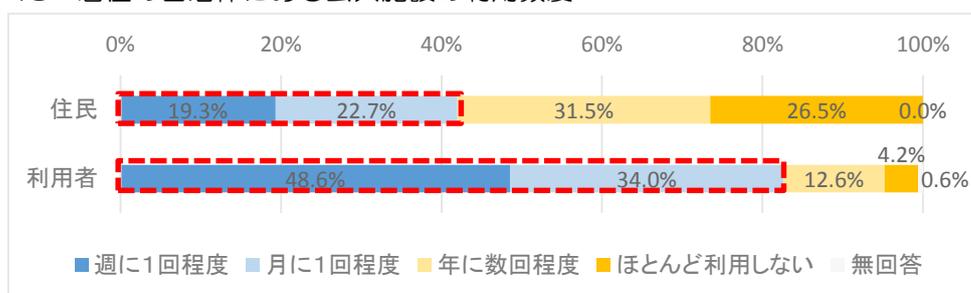
住民の不満足層割合（不満とどちらかといえば不満の合計）は3割強あり、この点は利用者とは異なっている。

図表 47 公共施設の全般的な満足度



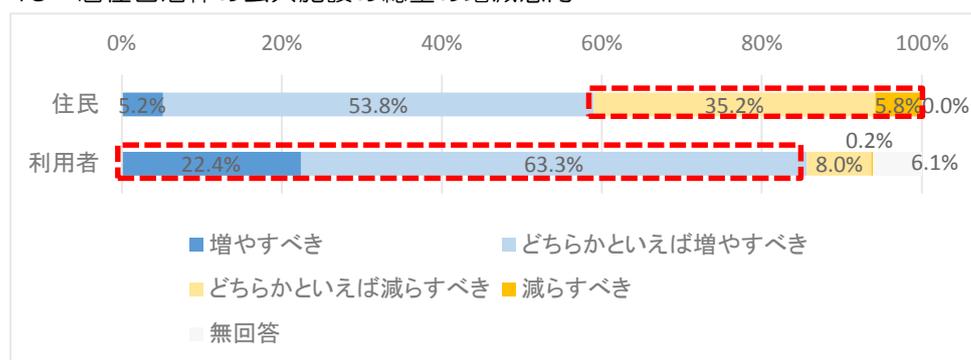
住民の利用頻度は月1回以上が42%にとどまっている一方で、利用者の利用頻度は月に1回以上が82.6%と非常に高い。前問の満足度とあわせてみると、住民、なかでも利用頻度の低い住民の公共施設ニーズには対応できていない可能性が推察される。

図表 48 居住の自治体にある公共施設の利用頻度



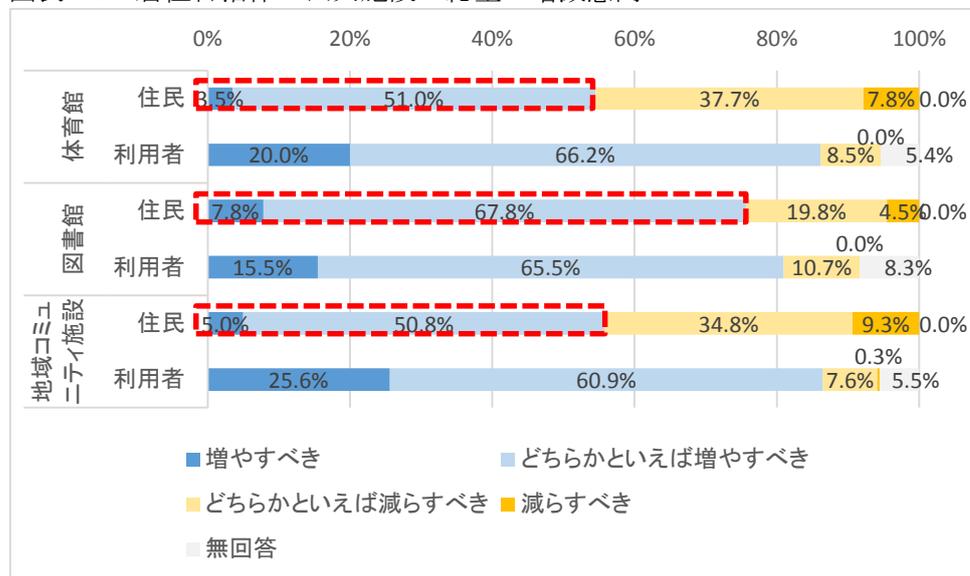
住民の公共施設総量を減らすべき層の割合は41%にのぼっている。一方で、利用者の公共施設総量の増減意向は増やすべき層が85.7%と非常に高い。

図表 49 居住自治体の公共施設の総量の増減意向



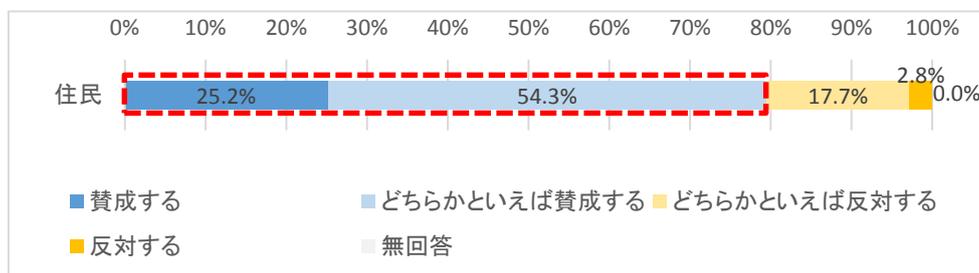
施設別の総量増減意向は、住民については、体育館は54.5%、図書館は75.6%、地域コミュニティ施設は55.8%の割合で増やすべきとの割合がある。住民において図書館の増やすべき層が多いのは比較的必需的な施設であることが要因として考えられる。一方で、利用者については3施設ともに増やすべき層が8割超となっている。

図表 50 居住自治体の公共施設の総量の増減意向



住民の、財政事情により現在の公共施設が維持できなくなる場合の総量減少についての意向は、79.5%が賛成層となっており、財政に応じた施設量にすべき割合が非常に高い。

図表 51 財政事情により維持できない場合の居住自治体の公共施設の総量の増減意向

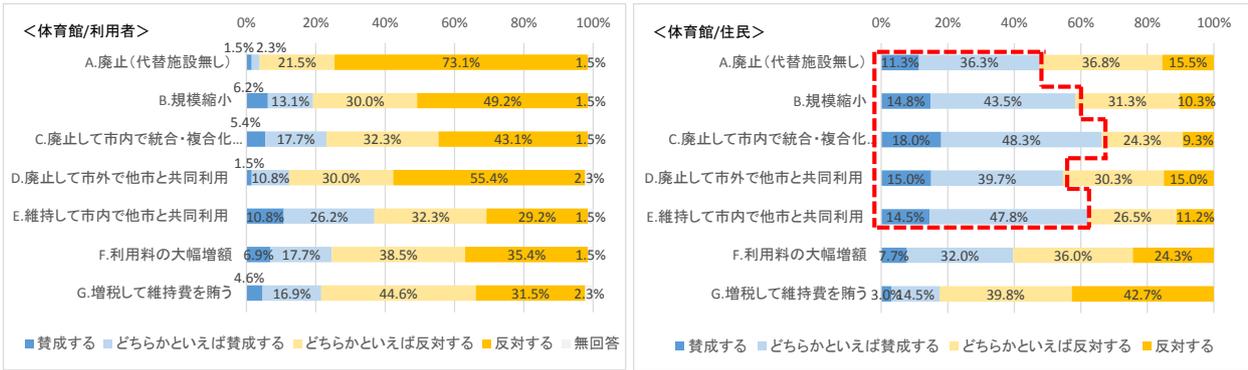


財政事情により維持できない場合の各種の対応策について、利用者はいずれの選択肢も反対層の割合が高い。一方、住民は賛成層の割合が過半数を超える選択肢もある。

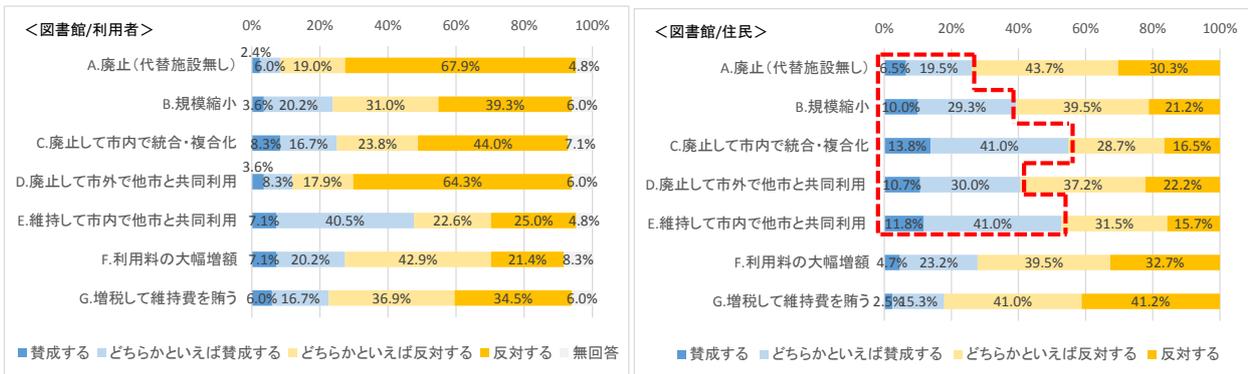
利用者、住民ともに、「廃止して市内で統合・複合化」、「維持して市内で他市と共同利用」の賛成の割合は他の選択肢と比べると、やや高くなっている一方、「廃止（代替施設なし）」、「廃止して市外で他市と共同利用」の賛成層の割合は低く、市内での統廃合よりも廃止や市から当該施設がなくなることは反対割合が高い。

また、総じて賛成割合が高い住民も、利用料の大幅増額や増税で維持費を賄う対応策は賛成割合が低い。利用料だけでは維持費を賄いきれず、税負担の割合がそもそも高い施設が多い事もあり、負担の増加では賛成に至らないと想定される。

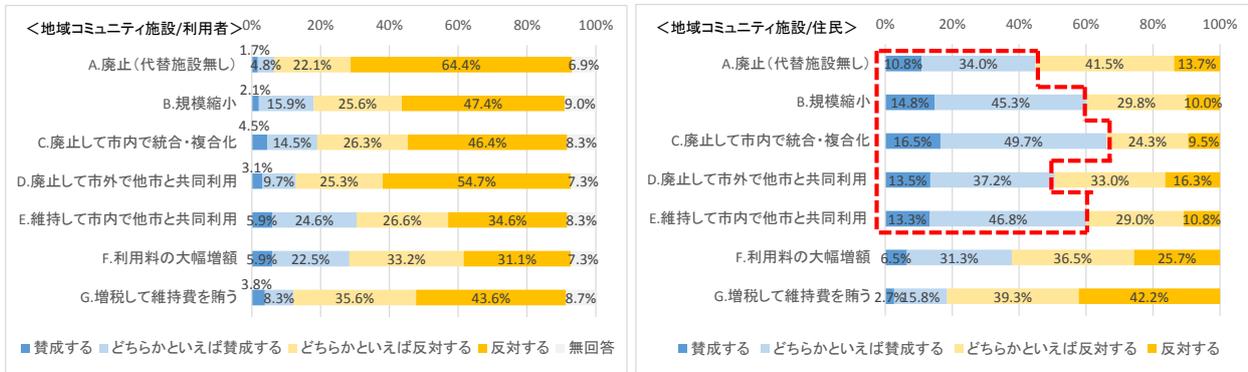
図表 52 財政事情により維持できない場合の対応策（体育館）



図表 53 財政事情により維持できない場合の対応策（図書館）

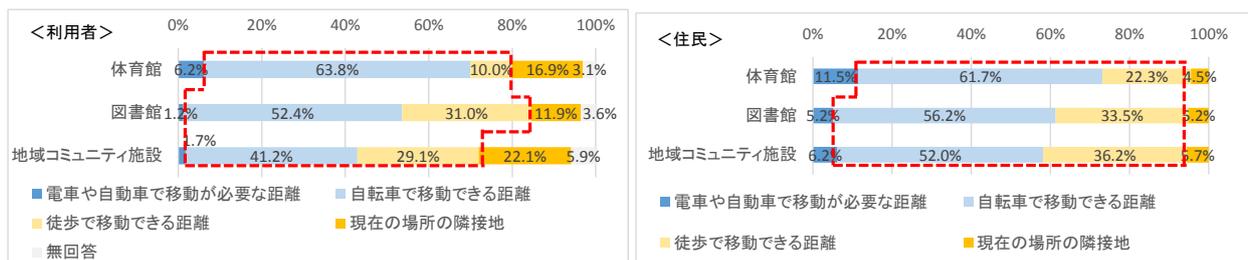


図表 54 財政事情により維持できない場合の対応策（地域コミュニティ施設）



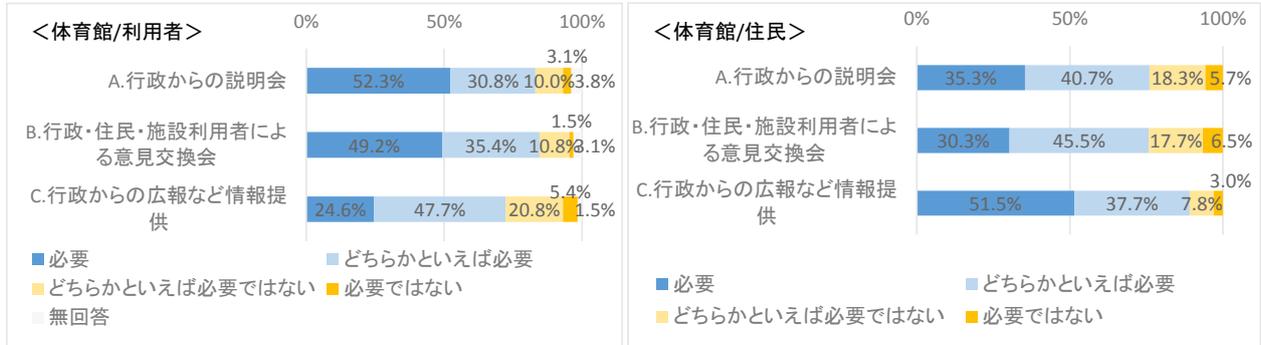
一方、仮に施設が移転することが前提となっている場合、その距離圏については、利用者、住民ともに徒歩や自転車で移動できるまでの距離であれば、体育館、図書館、地域コミュニティ施設いずれも過半数が賛成となっている。

図表 55 移転先の距離圏

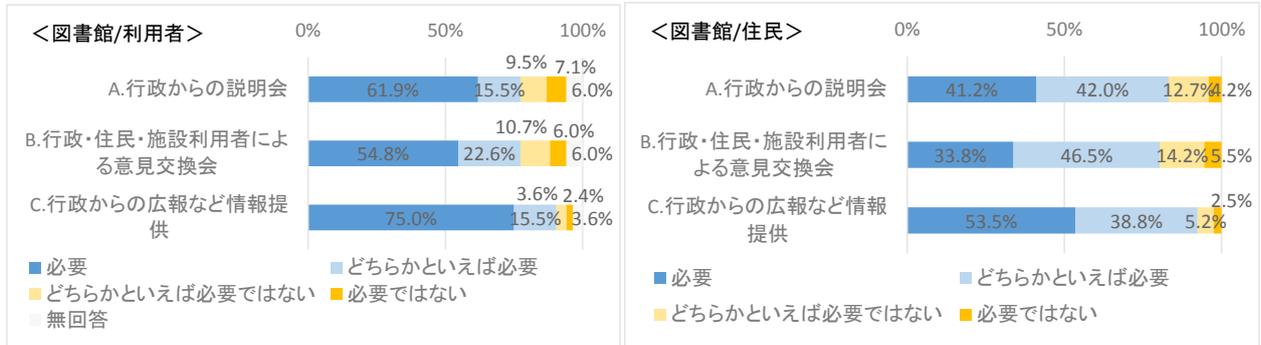


公共施設が廃止や移転等の見直しになる場合の説明等の機会提供については、全ての機会  
で利用者、住民ともに必要とする層の割合が非常に高くなっている。全体的には行政からの  
広報などの情報提供が他の機会提供手法よりも必要とする層の割合が高く、広報などの基本  
的媒体での情報提供が好まれる傾向がうかがえる。

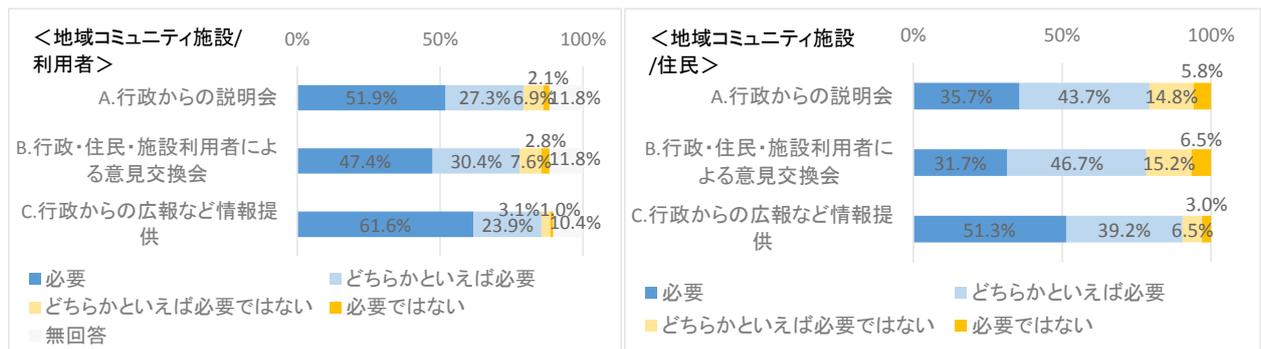
図表 56 見直しになる場合の機会提供（体育館）



図表 57 見直しになる場合の機会提供（図書館）

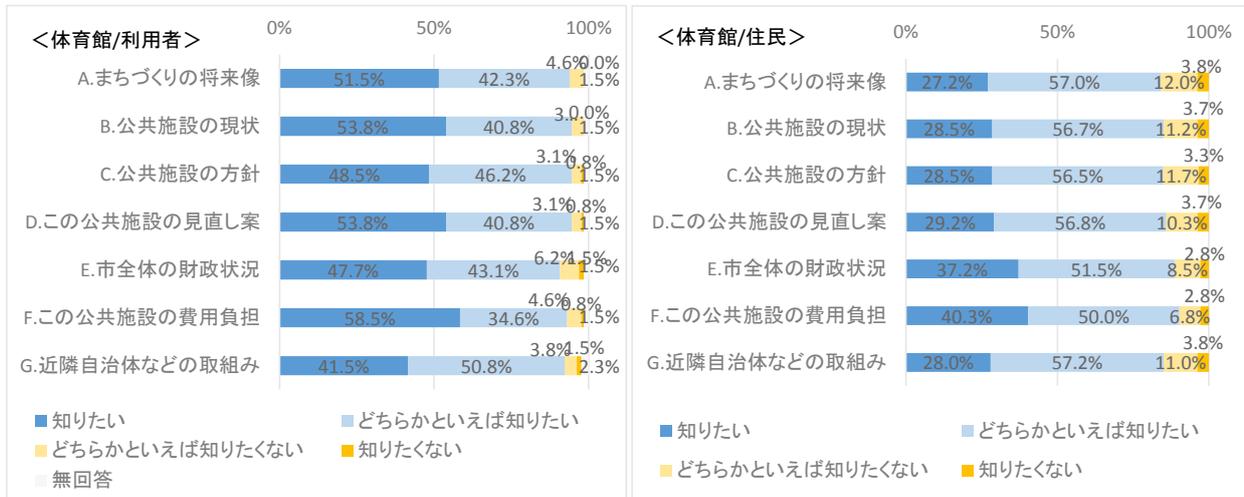


図表 58 見直しになる場合の機会提供（地域コミュニティ施設）

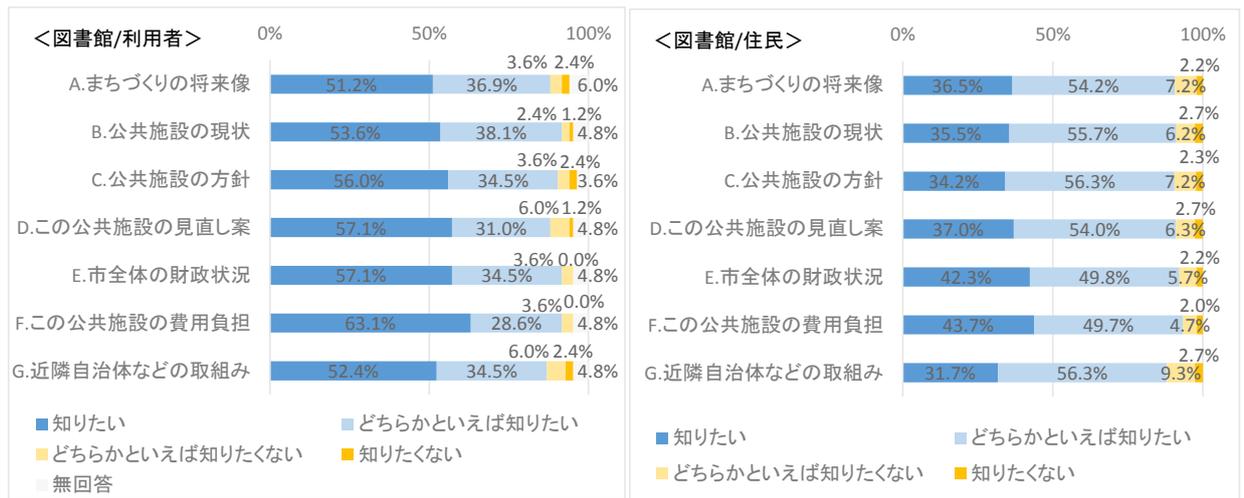


公共施設が廃止や移転等の見直しになる場合の知りたい情報の種類については、総じて、利用者・住民ともに知りたい層の割合が8～9割程度と非常に高くなっている。種類を問わず情報提供が必要であると推測される。

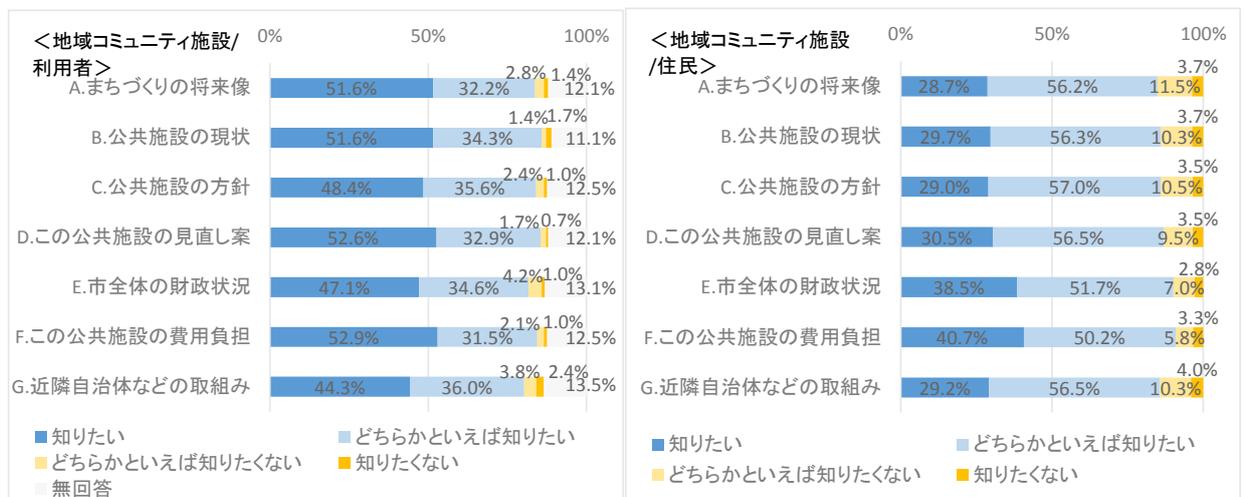
図表 59 見直しになる場合の情報提供（体育館）



図表 60 見直しになる場合の情報提供（図書館）



図表 61 見直しになる場合の情報提供（地域コミュニティ施設）



---

### iii. 住民・利用者アンケート単純集計からの考察

#### ◆ 満足度・利用頻度

利用者は、合理的・現実的な利用実態と意向を持っていると考えられる。費用対効果としては非常に高く、満足度（満足層が9割）や利用頻度（月1回以上が8割）につながっていると考えられる。

住民の利用頻度は月に1回程度以上が4割である。また不満層は3割を超え、住民の公共施設ニーズへのマッチングが求められる。

#### ◆ 総量の増減意向

施設総量の増減意向については、利用者・住民ともに、可能ならば施設の量は減って欲しくない、維持して欲しい、市内からなくなるのは止めてほしいという欲求が第一である。その要因としては、移転が前提となった場合のその距離について、施設が廃止されるよりは、市内での縮小や複合化によって距離が多少遠くなるのもやむを得ないという意向が存在すると考えられる。

しかしながら、住民と利用者のその意向のボリュームには大きな差があり、さらには、財政制約等があるならば住民の8割は総量削減には賛成する。ただし、必需的色彩の強い図書館については、財政制約などによっても削減に対する賛成層は比較的少ない。

#### ◆ 今後の対応策

今後の対応策については、可能な限り利用料金の見直しを図ることが挙げられ、施設に係る原価のなかで、利用者に負担してもらう原価を提示し、理解を得て実現していくことが望まれる。

財政制約等によって施設量の削減がやむなしという場合、縮小や市内における統廃合・複合化から進めることが望まれる。

施設立地の距離圏については、自転車で移動できる範囲までの許容する割合は比較的高い割合で存在する。また、距離が若干遠くなるとしても、サービス水準が向上するような複合化が受け入れられやすいと考えられる。なお、施設の市外化は抵抗感が高いため、財政の危機的状況や市外化によるサービス水準の向上等、慎重な検討と説明が必要と考えられる。

利用者は、財政事情などにより維持が困難な状況でも、複合化や広域化をはじめとした各手法に反対する割合が高い。

一方、住民については、財政事情などの前提がなくとも、総量削減は4割が減らすべきとする層である。また、財政事情により維持できないという前提であれば、市内で複合化する手法に対しては過半数が賛成層であることから、個別施設の統廃合といった各論についても、合意形成に丁寧に取り組むことで、多くの賛成を得られる可能性がある。

#### ◆ 情報提供や説明会等へのニーズ

住民・利用者ともに情報提供に対する必要性は非常に高い。当初は費用負担面を含めた施設の現状を、そして、検討が進めば施設の再配置等の見直し案等、適時適切に、より具体的な情報を提供することが、住民の理解促進、ひいては個別具体施設の見直しの合意形成においては望まれる。

今後については、第一に市財政や費用負担面を含めた施設の現状と見直し案等、現状のままでは維持できないということが分かるような具体的な情報を提供することが望まれる。住民は利用者と同様かそれ以上に情報提供や意見を述べる機会を求めている。

#### iv. 住民と利用者の傾向の違い

項目	住民アンケート	利用者アンケート
施設の利用頻度	年に数回が 31.5%、ほとんど利用しないが 26.5%	週 1 回・月 1 回が 92.6%
施設の満足度	不満・どちらかといえば不満が 36.2%	満足・どちらかといえば満足が 93.7%
施設の総量増減意向	減らすべき・どちらかといえば減らすべきが 41% なお、財政状況で維持できない場合、削減に賛成・どちらかといえば賛成が 79.5%	減らすべき・どちらかといえば減らすべきが 8.2%
維持できない場合の対応策	賛成・どちらかといえば賛成の割合が最も高いのは統合・複合化(体育館 66.3%、図書館 66.2%、地域コミュニティ施設 54.8%)。利用料金増加の順位は 5-7 位と低い。各対応策には総じて図書館の賛成・どちらかといえば賛成の割合が比較的低くなっている。	賛成・どちらかといえば賛成の割合が最も高いのは、市内で他市と共同利用(体育館 36.9%、図書館 47.6%、地域コミュニティ施設 30%)。次いで利用料金増加。統合・複合化は 3 位。各対応策には総じて図書館の賛成・どちらかといえば賛成の割合が比較高くなっている。
移転先の距離	電車・自動車で移動できる距離で賛成する割合は、体育館 11.5%、図書館 5.2%、地域コミュニティ施設 6.2% 自転車・徒歩の場合の賛成割合は体育館 84%、図書館 89.7%、地域コミュニティ施設 88.2%	電車・自動車で移動できる距離で賛成する割合は、体育館 6.2%、図書館 1.2%、地域コミュニティ施設 1.7% 自転車・徒歩の場合の賛成割合は体育館 73.8%、図書館 83.4%、地域コミュニティ施設 70.3%
見直しになる場合の機会提供	行政からの説明会について、必要・どちらかといえば必要の割合は、体育館 76%、図書館 83.2%、地域コミュニティ施設 79.4% 機会提供に関しては総じて図書館の必要・どちらかといえば必要の割合が住民が利用者より高くなっている。	行政からの説明会について、必要・どちらかといえば必要の割合は、体育館 83.1%、図書館 77.4%、地域コミュニティ施設 79.2%
見直しになる場合の各機会の必要度や知りたい情報	各施設とも必要な機会でもっとも多い回答は広報など(体育館 89.2%、図書館 92.3%、地域コミュニティ施設 90.5%)。知りたい情報はどの情報も 80%以上の割合。	必要な機会でもっとも多い回答は図書館・地域コミュニティ施設は広報など。体育館は他の 2 手法と比較し低い。 知りたい情報はどの情報も 80%以上の割合。

---

## 2.3. 公共施設マネジメントの課題

---

これまでの整理を踏まえ、現在の公共施設マネジメントの課題を、「体制」「仕組み」「手法」及び「合意形成」の4つの視点から整理する。

### (1) 体制面の課題

#### i. マネジメント専任組織がない

公共施設マネジメントでは庁内横断的な対応が求められる。公共施設マネジメントに先駆けて取り組んできた浜松市や流山市等の場合、早い段階で全庁的な公共施設のマネジメントを担う専任組織を設置しているのが特徴である。

一方、自治体アンケートによれば、公共施設マネジメントへの取組体制は、既存の部署で対応している自治体が46.2%と最も多く、専任組織の設置は必ずしも進んでいないのが課題として挙げられる。

#### ii. 庁内人材が確保できない

公共施設マネジメントでは、建築物に関する技術的・専門的な知識が必要になる。先進自治体では、建築士等の有資格者を活用する等して専門知識の確保に取り組んでいるのが特徴である。

多摩・島しょ地域の実態調査ヒアリングでは、白書作成等のマネジメントに着手したばかりの自治体では、マネジメントの取組は企画部門等の一部の部門にとどまっているほか、専門人材の確保にも取り組めていない傾向が確認できた。こうした庁内職員の意識啓発や専門人材の確保が十分に進んでいない点も課題である。

### (2) 仕組み面の課題

#### i. 施設情報を活用する仕組みがない

公共施設マネジメントにおいては、まずは施設の状態、利用状況、コスト等の施設情報が整理されていることが重要である。先進事例では、施設白書の策定を通じて「公共施設情報を一元管理する仕組み」を整えている。自治体アンケートでも、計画策定における課題として「施設データが整理されていない」「コストの把握に時間がかかる」「利用状況・利用率等の把握に時間がかかる」ことが挙げられていることから、施設情報を活用するための具体的な仕組みがないことが課題として挙げられる。

#### ii. マネジメント計画がない

公共施設マネジメントの推進に当たっては、拠り所となる「マネジメント計画」が策定されていることが好ましい。多摩地域でも既に白書を作成し、マネジメントの「基本方針」や具体的な「実施方針」「再配置計画」を策定している自治体もあるが、自治体アンケート結果によれば、「基本的な考え方」を策定しているのは20.5%、「具体的な再編方針」まで策定しているのは10.3%にとどまっている。総務省の要請を受けて今後策定が進むものと予測されるが、こうしたマネジメント計画類の策定が十分に進んでいないのが課題として挙げられる。

### (3) 手法面の課題

#### i. 財源確保手段の検討が進んでいない

公共施設マネジメントが求められる背景として自治体の厳しい財政事情が挙げられており、財源確保に向けた施設使用料の見直しは将来的には必要になるものと推測される。また、住民・利用者アンケートからは公共施設の利用者が一部の住民に偏っている傾向も確認でき、公共施設に係るコストを税で賄うことについて納税者と利用者間の受益と負担の均衡を考えなければならない状況にある。

自治体アンケートによれば、公共施設マネジメントにおいて「施設使用料の見直し」を実施しているのは10.3%、今後の見直しを予定しているのが30.8%となっている。公共施設運営財源の確保手段としての公共施設使用料の見直しが十分に進んでいないのが課題として挙げられる。

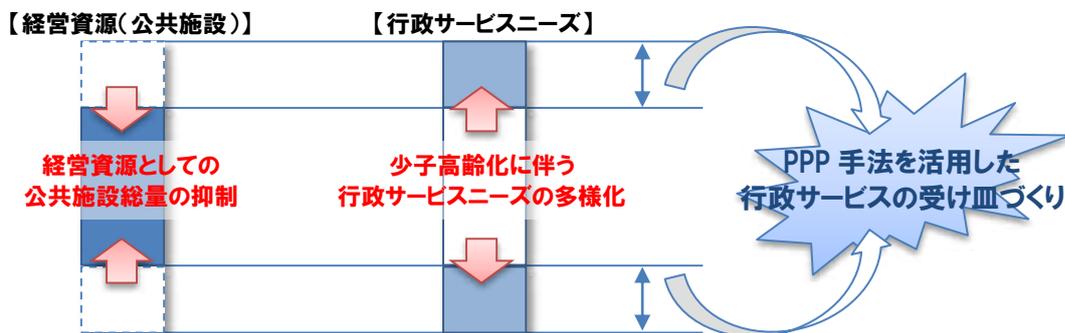
#### ii. 多様なニーズに応える公民連携手法の検討が進んでいない

限られた財源、限られた職員数を前提とすれば、多摩地域においても、公共施設の新規建設抑制・総量削減は想定せざるを得ない。その一方で、少子高齢化社会の到来に伴い、行政サービスに対するニーズはさらに多様化していくことが見込まれる。

こうした将来像を鑑みれば、公共施設マネジメントのあるべき姿とは、施設の削減によってサービスの「空白域」を作り出すことではない。手法の一つとしてこれまで「公」が担っていた領域を、「民」の力を借りながら埋めていくことも含まれると考えられる。

自治体アンケートによれば、公共施設マネジメントにおける PPP（公民連携）の活用は多くの自治体において未定となっており、PPP を行政サービスニーズの新たな「受け皿」として活用していく検討が進んでいないのが課題として挙げられる。

図表 62 公共施設マネジメントにおける PPP の重要性



#### iii. 公共施設の有効活用策の検討が十分でない

公共施設マネジメントでは人口減少社会の到来を見据えた公共施設総量の削減が注目されがちであるが、その一方で、存続する公共施設を「長く」「広く」「様々に」有効活用していく視点も同様に重要である。特に統計データ等をみると、多摩地域には

- 全国と比べて、住民一人当たり公共施設面積は狭い
- 比較的狭いエリア内に、多くの自治体、人口、公共施設が集積している

といった特徴が認められるところである。

こうした実態を鑑みれば、公共施設総量の抑制をひとつの選択肢として持ちつつも、引き続き増加が見込まれる行政サービスニーズに対して既存施設を最大限に活用しながら対応していく手法が必要であるが、こうした有効活用策の検討がまだ十分に進んでいない点が課題として挙げられる。

## (4) 合意形成面の課題

### i. 情報提供・コミュニケーションが十分でない

公共施設には利用者がいるため、その再編に当たっては、住民との合意形成を進めることが不可欠である。

しかし、住民・利用者アンケートによれば、公共施設情報の提供ニーズはどの情報でも80%以上と高いが、自治体アンケートでは「特に情報提供はしていない」という回答が14件ある等、必ずしも十分ではない可能性が高い。

また住民・利用者アンケートによれば、公共施設が見直しになる場合、施設利用者の80%以上、住民でも75%以上が「説明会」や「意見交換会」等の行政と住民のコミュニケーションの機会が必要としている。しかし、自治体アンケートでは、そうした合意形成の機会の設定状況は「特に設けていない」が22件と最も多く、まだ十分な機会が設けられていない点が課題として挙げられよう。またそのことは、自治体アンケートで17件の回答があったサイレントマジョリティの意見把握の難しさにつながっていると思われる。

### ii. マネジメントの将来ビジョンが明確でない

公共施設マネジメントの重要性・必要性を住民に理解してもらうためには、行政がマネジメントを通じて「どのようなまちをつくりたいか」という将来ビジョンを明確に示すことが重要である。将来ビジョンのない公共施設マネジメントは、施設やコストの削減による「サービスの低下」と受け止められる可能性もあり、住民との合意形成が難しい。

先駆けて公共施設マネジメント基本方針等を策定した自治体では、方針等を通じて、公共施設マネジメントを通じて実現をめざす「まちの将来像」（例えば「コンパクトシティの実現」等）を住民に対して示している。

一方、多摩・島しょ地域の実態調査ヒアリングによれば、公共施設マネジメントにおいてまちの将来ビジョンを示す取組はまだ十分に進んでいない傾向にある点が課題として挙げられる。

図表 63 公共施設マネジメントの課題



## 第3章 公共施設マネジメントの方向性

### 3.1. 課題解決の方向性

以上のような公共施設マネジメントの課題を踏まえ、具体的な課題解決の方向性について整理する。

#### (1) 解決策の視点～入口戦略と出口戦略～

公共施設マネジメントにおける課題の解決策は、2つの視点から整理できる。

1つは、「組織の整備」「人材の育成」「データの整理」等、それ自体は公共施設そのものに働きかけるものではないが、「出口戦略」を推進する上で取り組んでおくべき条件整備である。これらは、いわば「出口戦略の前提条件」と位置づけられることから、公共施設マネジメントの「入口戦略」と言い換えられよう。

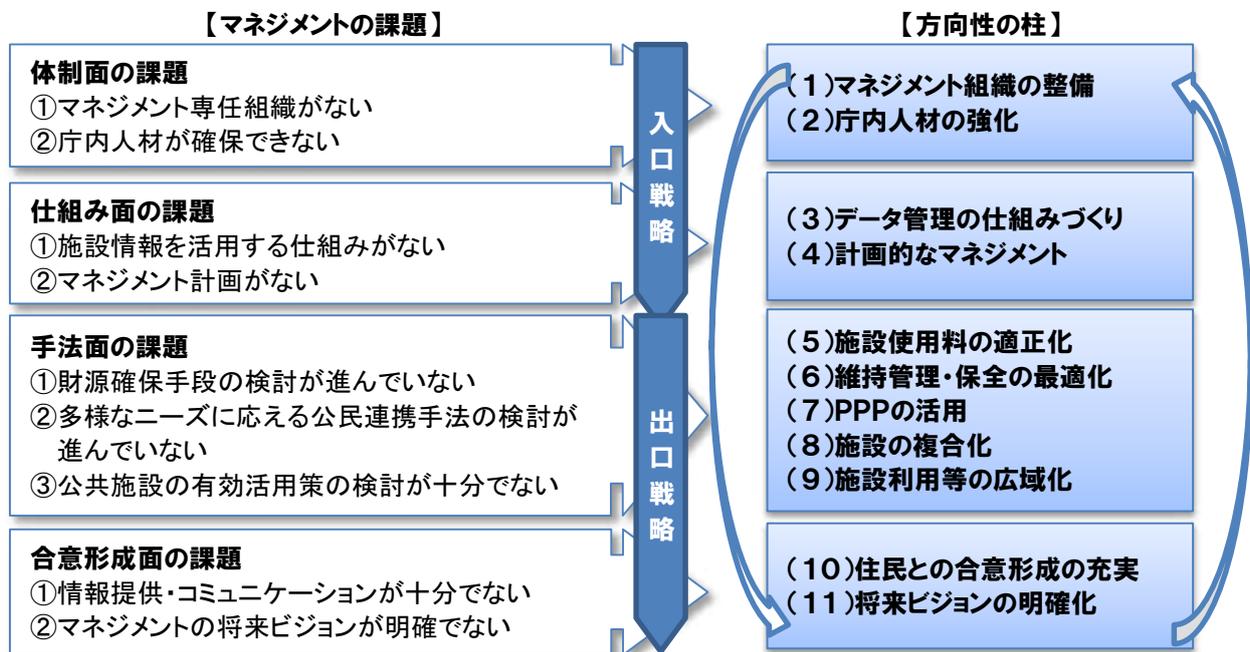
もう1つは、「維持管理」「広域利用」「複合化」等、公共施設そのものに働きかける具体のマネジメント手法に関わるものである。これらは、マネジメントの成果に直接結びつくものであることから、公共施設マネジメントの「出口戦略」と言い換えられよう。

「入口戦略」と「出口戦略」は相互に結びついており厳密な区分は難しいが、それぞれの取組が随時見直され、改善されていく関係にある。まずは各自治体が自らの現状を踏まえ、必要な取組（方向性）を見極めることが重要である。

#### (2) 課題解決の方向性

公共施設マネジメントにおける課題解決の方向性は以下のとおりである。

図表 64 公共施設マネジメントの課題と解決の方向性



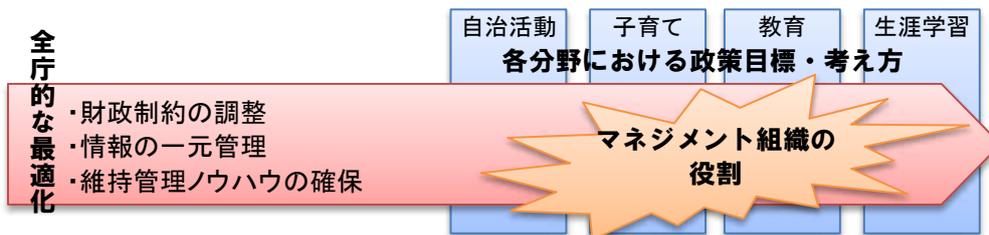
## 3.2. これからの公共施設マネジメントの方向性

### (1) マネジメント組織の整備（体制面の課題への対応）

#### 概要

公共施設マネジメントの入口戦略として、まず「マネジメント組織の整備」が挙げられる。公共施設マネジメントとは、経営資源としての公共施設の全体的な最適化と同時に、各公共施設が関わる政策目標の実現に貢献するものでなければならない。しかし、既存の“タテ割り組織”構造における施設管理では、こうした組織横断的な要請に十分に対応できない場合が多い。そこで、公共施設マネジメントを担う横断的な組織を設置することで、財政面、情報管理面、技術面における等の全庁的なマネジメントの最適化を図るとともに、各所管部門の政策方針と公共施設のあり方との総合調整を推進することが重要である。

図表 65 マネジメント組織の必要性



#### ポイント

##### ◆ ①権限と責任の明確化

マネジメント組織は全庁的な公共施設の最適化を担う組織であり、そのために必要な「権限」と「責任」が明確になっていることが必要である。

##### 具体的な権限・責任の例

- 組織の経営資源（モノ・カネ・ヒト）の観点から、公共施設のあり方（設置、大規模修繕、廃止等）の意思決定に関与できる権限
- 職員の意識啓発、データ一元化、維持管理・発注ノウハウの維持等、庁内横断的に取り組むべき施策を主導する責任

##### ◆ ②各部門との連携確保

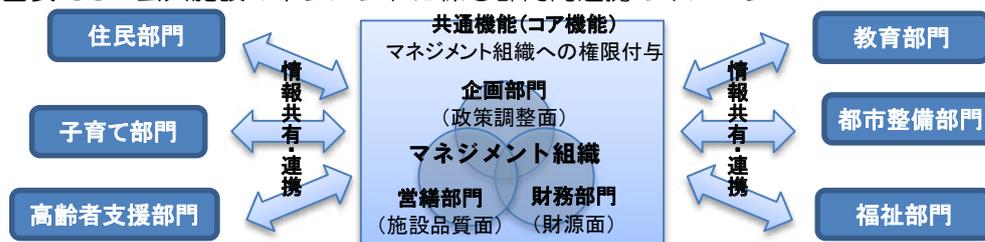
マネジメント組織は関係所管部門の情報連携と利害調整を担う組織であり、マネジメントに必要な情報を集約する仕組みや政策分野間の利害調整を図る仕組みを整備することが必要である。

##### 具体的な部門間連携の例

- マネジメント組織への共通機能（コア機能、政策調整・施設品質管理・財源管理）付与
- 施設所管部門（住民サービス部門、子育て部門、高齢者支援部門、教育部門、都市整備部門、福祉部門等）との情報共有

具体的な部門間連携のあり方としては、以下のようなものが考えられる。

図表 66 公共施設マネジメントに係る部門間連携のイメージ



### ◆ ③トップ（首長）を積極的に巻き込んだ、推進力

公共施設の再編には政治的判断が伴う場合が多い。公共施設マネジメントの推進力を確保するためには、専門組織に経営トップ（首長）を関与させ、専門組織による意思決定の実行力をさらに確保することが必要である。

#### 具体的なトップの巻き込み方

- トップマネジメント層も含めた定期的な検討会議の設置
- 公共施設の利用実態（利用率の低下、特定利用者への偏り）情報の提供
- 将来ビジョン（ただの「施設減らし」ではないこと）の提示

## 紹介事例

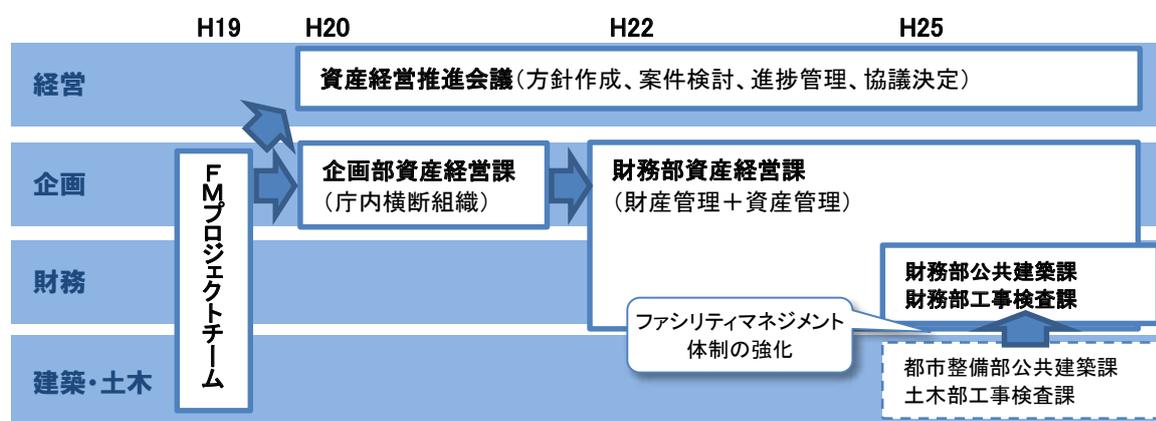
### ◆ 静岡県浜松市：「資産運営推進会議」等の設置

静岡県浜松市は、平成 19 年度に「FM プロジェクトチーム」を立ち上げる等、早い段階から全庁的な公共施設マネジメント推進に取り組んでいる。

平成 20 年度には、庁内横断的な組織として企画部内に「資産経営課」を設置するとともに、資産経営に関する方針の策定等を担う「資産経営推進会議」（企画部長、財務部長等から構成）を設置し、全庁的な意思決定の実効性を確保している。

現在、資産経営課は旧管財課と統合し、財務部資産経営課として設置されているが、その背景には、計画を着実に実行するための予算との連携等、財務部が所管する業務の強みを活かした公共施設マネジメントの推進体制の強化と、従来の「財産管理」から「資産経営」という経営的な視点を取り入れるという、財政的な切り口から着手されたという経緯がある。その後、平成 25 年度には公共建築課（都市整備部）及び工事検査課（土木部）を財務部に移管する等、財政面のみならず施設の維持管理等も含めた幅広いファシリティマネジメント推進組織として発展しているところが特徴である。

図表 67 浜松市における公共施設マネジメント組織の変遷



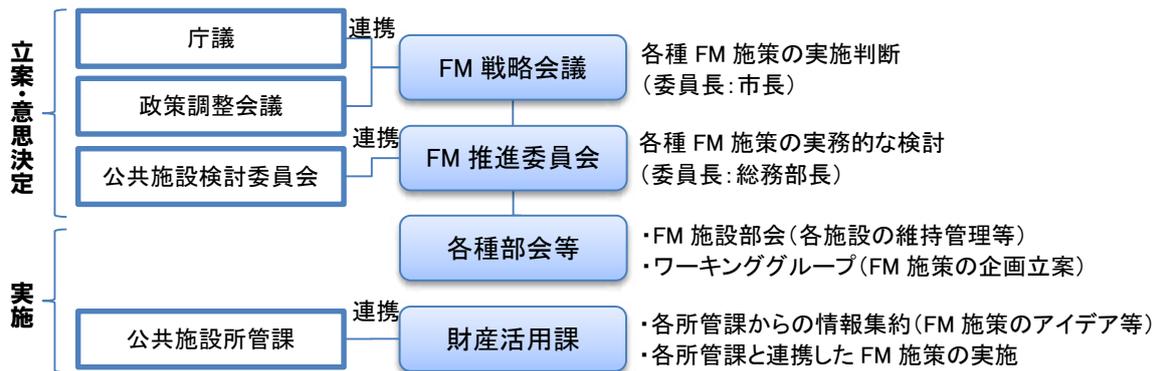
(出典) 浜松市提供資料から作成

### ◆ 千葉県流山市：「FM 戦略会議」の設置

千葉県流山市は、「ファシリティマネジメント（FM）」の観点から公共施設マネジメントを実施している。

流山市は、総務部長を委員長とする「FM 推進委員会」が各種 FM 施策の実務的な検討を行った上で、市長を委員長とする「FM 戦略会議」がその実施判断を担う推進体制とすることで、マネジメントの推進力を確保している。また、FM 推進委員会の下には、各施設の維持管理・運営、データ管理を担う「FM 施設部会」、FM 施策の企画立案等を担うワーキンググループ等がある。FM 施設部会の委員長である財産活用課は、庁内の FM 施策のアイデア集約だけでなく所管部門と連携して FM 施策の実施にも取り組んでおり、実施面における組織間連携の確保に貢献している。

図表 68 流山市の FM 推進体制



(出典) 流山市公表資料から作成

## (2) 庁内人材の強化（体制面の課題への対応）

### 概要

公共施設マネジメントの担当職員は、技術的・事務的両面のスキルを必要とする。特に維持・保全に関しては専門的スキルを有する職員（技術職）の参画が不可欠である。また、PPP 導入等民間ノウハウの活用も求められる。さらに、財政制約からの総量削減や各所管部署をまたがる公共施設の複合化や統廃合をリードする役割を担う必要がある。このような業務の担い手を確保するためには、過去の IT 化対応時も同様であったように、民間企業からの経験者採用（任期付採用も含めて）等も有効な手段である。

また、全庁的な取組とするためには全職員の意識啓発と認識共有の推進が必要であり、全職員を対象とした研修及びトップ・管理職・実務担当者等、各階層に適した研修が求められる。さらに、計画策定・改定やモデル事業の円滑な実施といった実務に役立つ人材強化策としての業務のマニュアル化やその電子化、庁内共同研究会の設置といった手法の採用も求められる。

### ポイント

#### ◆ ①研修

職員意識の共有化、意識啓発、また賛同者の創出のため、全職員を対象とした研修も有効と考えられる。また、実務面においては、階層別にトップ、管理職、担当職員に対して個別の研修を実施し、計画策定等における各階層、各所管部署での円滑な情報共有や課題共有化及び意思決定の下地作りが有効と考えられる。

#### ◆ ②実務への組込み

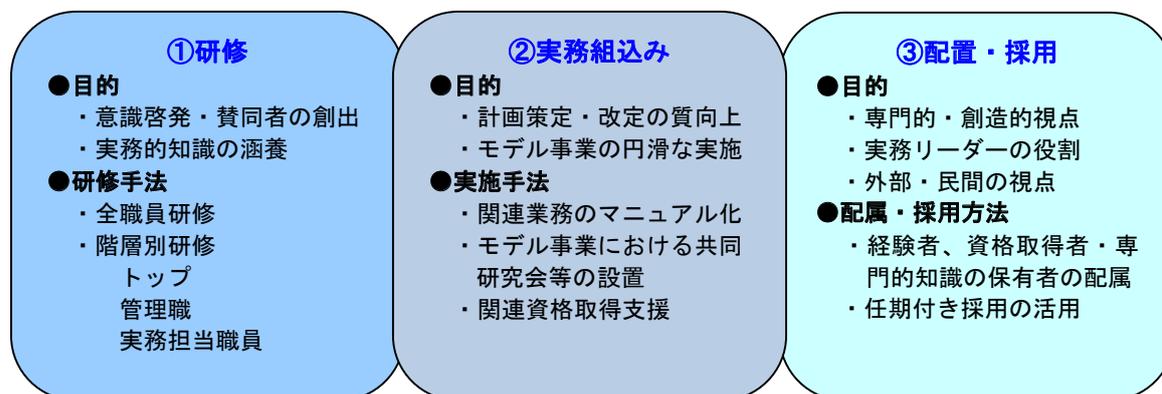
マネジメント・保全・再配置等の計画策定・改定さらにはモデル事業の円滑な実施といった実務面での人材強化策については、個別関連業務のマニュアル化やその電子化、有志職員による共同研究会の設置、ファシリティマネージャー等関連資格取得支援といった手法が有効と考えられる。職員意識の共有化、意識啓発、また賛同者の創出のため、全職員を対象とした研修も有効と考えられる。

#### ◆ ③配置・採用

専門的な能力さらには実務リーダーを担える人材について、民間企業経験者や資格取得者を公共施設マネジメントの担当部署に配置する等、職員の適時適正な配置をすることが有効な手法と考えられる。

その際、職員の適性配置のみならず、外部・民間の視点、役所の慣習にとらわれない創造的な視点を入れるという意味では、長期的な視点で外部からの採用を検討・実施することも有効と考えられる。

図表 69 段階的な庁内人材の育成・強化策の組み合わせのイメージ



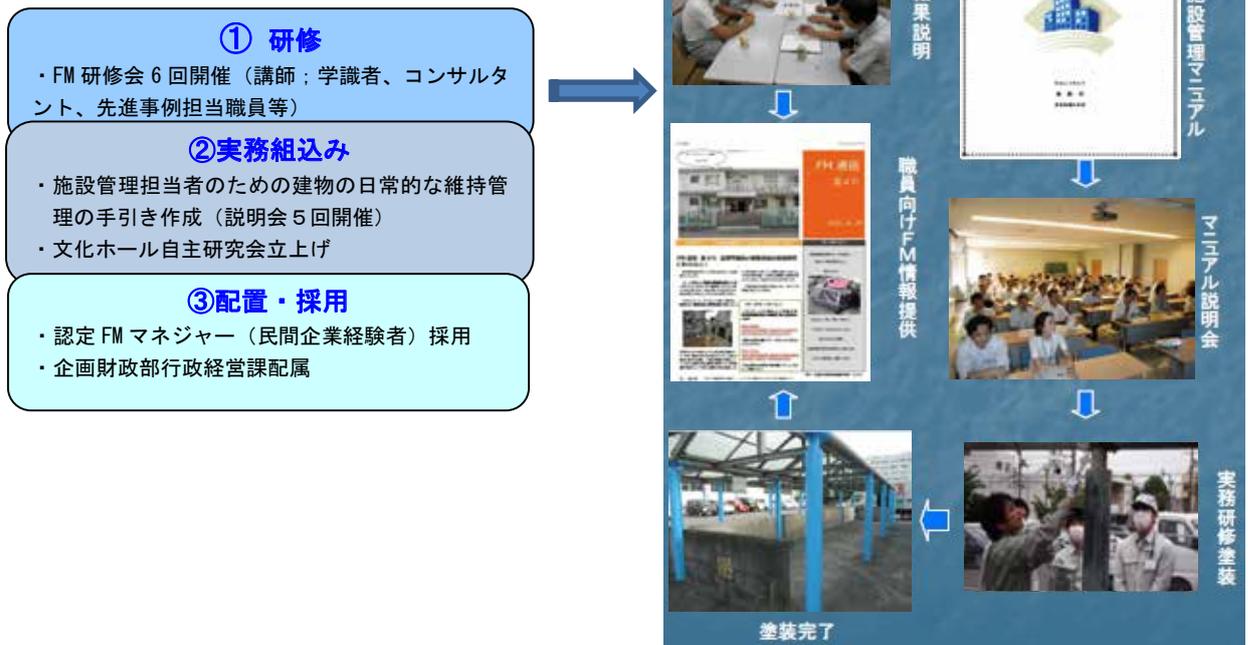
## 紹介事例

### ◆ 岡山県倉敷市：FM推進に当たっての人材強化策

倉敷市では、FM導入に当たって、平成19年度に民間企業経験者の認定ファシリティマネージャーを採用し、関連担当部署に配属している。

その後、担当部署の設置やFM研修会の開催等知識を獲得しながら、白書作成や修繕予算の調整、建物管理の手引き作成等、できるところからの実践を重視したFM推進に取り組んでいる。

図表 70 倉敷市における人材強化策の概要

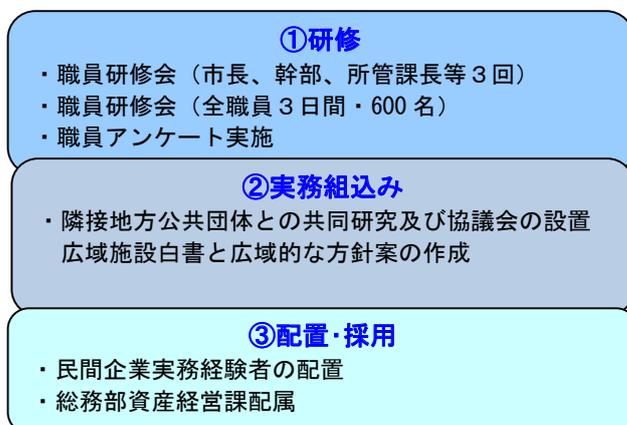


（出典）倉敷市提供資料から作成

### ◆ 静岡県焼津市：公共施設マネジメント推進に当たっての人材強化策

焼津市においても、①研修、②実務組込み、③配置・採用という手法を用いて人材強化を図っている。なかでも焼津市においては、トップ・幹部との認識共有化を図り、実施におけるリーダーシップを確保しているとともに、庁内研修会意識改革のため、全職員3日間・延べ600名の研修を毎年実施している。

図表 71 焼津市における人材強化策の概要



（出典）焼津市公表資料から作成

### (3) データ管理の仕組みづくり（仕組み面の課題への対応）

#### 概要

公共施設マネジメントの「入口戦略」として、次に「データ管理の仕組みづくり」が挙げられる。具体的なマネジメントを考える際には、施設の現状を正確に把握できるようにしておくことが重要である。特に、公共施設は所管部門が複数に分散していることから、公共施設全体の総合的なマネジメントを行う際には、このデータを一元的に管理できるようにしておくことが不可欠である。

マネジメントにおけるデータ管理のポイントは、「管理するデータは何か（データ項目の定義）」「データをどのように集めるか（データ収集のプロセス構築）」である。

#### ポイント

##### ◆ ①データ項目の共通化とベンチマーク

公共施設の量が「多い／少ない」といった判断は個々人の主観（価値判断）に依存する部分が多く、関係者の議論が平行線になる場合も少なくない。この点については、他との比較（ベンチマーク）を可能とするような客観的な指標・数値の共通化を進ることが必要である。

公共施設マネジメントにおいてベンチマークを活用するためには、以下のような取組が必要である。

#### ベンチマーク活用のポイント

- 比較するための指標・数値の基準設定（利用率の計算方法、コスト内訳の定義等）
- 比較対象の明確化（庁内他部門、隣接自治体、同規模自治体等）
- 施設データ活用の仕組みづくり（データ管理の一元化等）

##### ◆ ②データ収集のプロセス構築

劣化度や利用状況等の公共施設データは時間の経過とともに変化するため、適切なマネジメントを行うためには、最新のデータをできるだけ早く把握できるようにすることが重要である。公共施設白書の策定を通じて、この施設データを効率的に収集する「仕組み（プロセス、手順）」を構築しておくことが効果的である。公共施設白書の策定を外部委託するケースも多いが、このデータ収集のプロセスを作っておかないと、数年後に再び多くの手間やコストをかけてデータを集めなければならなくなってしまう。

プロセス構築に当たっては、「マネジメントシステム」等のフレームワークを参照しながら、組織に応じたルールを定めていくことが効果的である。

##### ◆ ③情報システムの活用

②のプロセス構築に当たっては、公共施設に係るデータを情報システム化することで、さらに効率的に公共施設に係る情報を網羅的に把握することができる。すなわち、公共施設の概要や利用者等に係る情報のみならず、公会計や固定資産台帳等に記載されているデータを流用することができる。それによって、施設の維持管理費や建設費等のデータを捕捉することができるとともに、施設ごとの耐用年数や減価償却費等のデータも把握でき、施設の資産価値や適切な使用料を算定することができる。

## 紹介事例

### ◆ 静岡県焼津市：静岡県内自治体で連携した公共施設データの標準化推進

静岡県焼津市は、近隣自治体と設置した FM（ファシリティマネジメント）連絡会議で自治体間での公共施設データ（例：築年別の整備状況、利用や維持管理費の状況、施設用途別の保有状況等）の標準化に取り組んでいる。これまでは公共施設白書の構成・内容が自治体ごとに異なるために、各種データの相互比較が行えず、特に施設の利用状況の比較ができない点が広域化に当たっての課題と捉えていた。

施設概要等の相互比較を行うために統一フォーマットの作成が必要となり、焼津市、藤枝市、島田市の3市でフォーマットを統一して公共施設白書を作成した。それによって、公民館施設・体育施設の利用状況や維持管理費等が一覧で比較できるようになった。なお、静岡県と焼津市が中心に県内自治体向けの公共施設マネジメント研究会も開催しており、そのような勉強会もデータ標準化に向けてのきっかけになるものと考えられる。

図表 72 焼津市におけるデータ標準化の取組イメージ

記載事項	内訳	「データ項目の詳細に違い」		統一	「データ項目を標準化(島田市も参加)」		
		焼津市	藤枝市		焼津市	藤枝市	島田市
施設の利用状況	市内	□	◇	→		■	
	市外	□	□			■	
施設の維持管理費	電気	□	◇			■	
	水道	□	□			■	
	ガス	□	◇			■	

(出典) 焼津市ヒアリング結果から作成

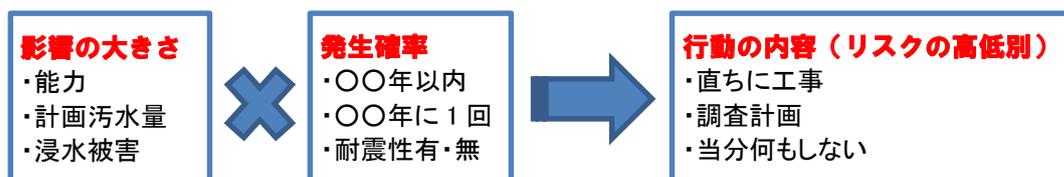
### ◆ 宮城県仙台市：アセットマネジメントシステムの構築

宮城県仙台市は、下水道事業において8年前からアセットマネジメントのシステム（仕組み）づくりに取り組んでおり、平成25年度には全国で始めて ISO55001（アセットマネジメントシステムに関する国際規格）の認証を取得した。アセットマネジメントの導入に当たっては、マクロの視点から大雑把な予測を立てるのではなく、現場重視の費用積み上げにより予測を行うことや、施設の劣化状況など現場レベルの情報を可能な限り、リアルタイムで吸い上げることが重視している。導入に当たっては、職員の話し合いを重視し、多いときには年間100人程度の職員が参加して8年間で延べ600回を超える打ち合わせを行った。

さらに、リスクマネジメントによる定量化によって工事や調査の対象とする事業を選定している点も特徴として挙げられる。具体的には、故障や浸水などが起こった際の「影響の大きさ」と「発生確率」について、管路・設備・地震・浸水それぞれのリスク基準を整備し評価を実施している。リスクの可視化に当たって IT システムを活用しており、GIS 上にて表示できるようになっている。さらに、リスクの点数化を実施することで、事業の優先順位付けが可能となっている。

本事例ではインフラである下水道施設を対象としているが、ISO55001 が要求するマネジメントシステム（資産管理の仕組み・手順の考え方）は公共施設にも応用可能なものとなっている。今後、その他の公共施設分野においてもこうしたマネジメントシステムの活用が進むことが期待される。

図表 73 アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント



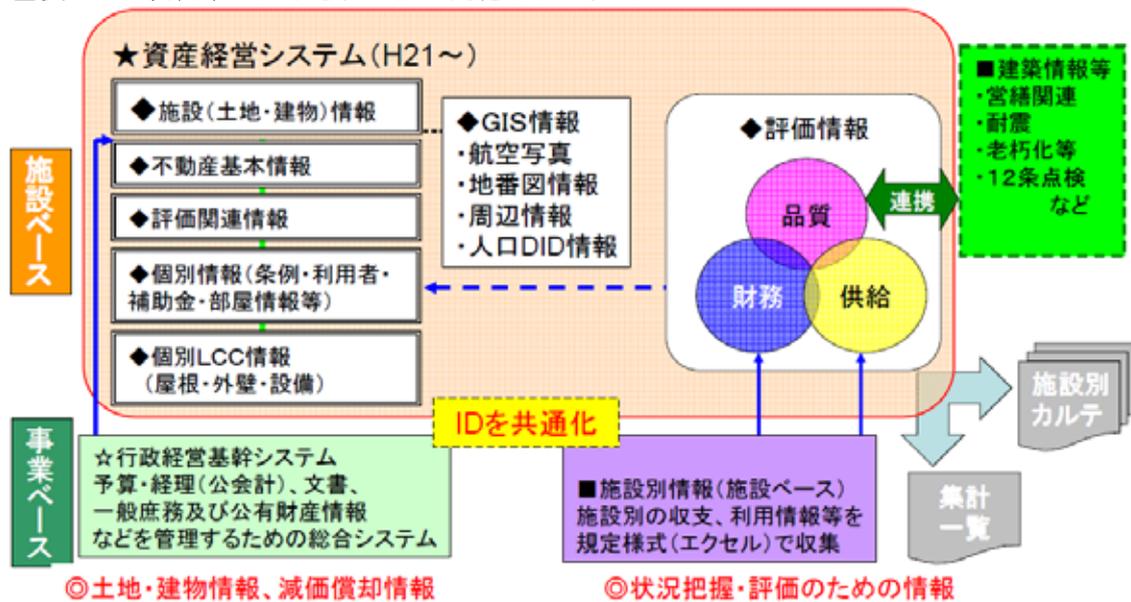
(出典) 仙台市「仙台市下水道事業におけるアセットマネジメントの取組みについて」から作成

### ◆ 静岡県浜松市：「資産経営システム」の導入

浜松市は、公共施設マネジメントを効率的に推進するために「資産経営システム」を導入しており、その中で公共施設を利用用途別分類または利用圏域別に分類し、具体的な評価手法の確立を目指している。資産経営システムの特徴としては、用途を基準にしてデータを更新している点と公会計と資産経営との情報共有を行っている点が挙げられる。データには、施設情報、不動産基本情報、評価関連情報、GIS 情報等が用いられている。

また、施設ベースでの情報のみならず、事業ベースの情報についてもシステム上で共有されており、多面的な角度から評価が可能となっている。データについては、毎年度、更新しており、施設の現状についてリアルタイムで把握することができ、あわせて、施設評価やカルテについても自動更新が可能であることから、リアルタイムに公共施設マネジメントを実施する環境整備がなされている。参考までに、当市では、このデータベースを活用し、毎年度、「浜松市の財産のすがた」として資産経営の取組状況を含めた、財産白書を公表している。

図表 74 浜松市におけるデータ一元化とシステム



(出典) 浜松市「ファシリティマネジメントによる浜松市における資産経営への取り組み」から引用

#### (4) 計画的な公共施設マネジメント（仕組み面の課題への対応）

公共施設マネジメントは公共施設という「ハード」の再編を伴うものであるが、将来のまちづくりを見据えた上で長期的な視点から取り組んでいくことが必要でもある。こうした取組を継続的かつ有効に推進していくためには、マネジメントの拠り所となる計画が欠かせない。総務省が公共施設等総合管理計画の策定を要請したのも、各自治体が本計画を通じて公共施設マネジメントを計画的に進めていくことを求めているためと考えられる。

また、公共施設等管理計画のようなマネジメント計画類の策定には、公共施設マネジメントの計画的な進捗管理という対内的な役割に加え、住民等に対し、「公共施設マネジメントを通じて実現していく地域の姿やビジョンを明らかにする」という対外的な役割もある。昨今の行政経営環境を鑑みれば、多くの自治体にとって公共施設総量の抑制が主要な方向性にならざるを得ないとしても、公共施設の見直しにより実現したい地域のビジョンを伴わない総量抑制・削減では、住民等の合意や理解は得にくいと考えられる。

図表 75 公共施設マネジメントにおける「計画」の重要性



#### ポイント

##### ◆ ①段階に応じたマネジメント計画類の整備

先進事例等からみてきたように、公共施設マネジメント計画類には、マネジメントの段階に応じて複数のものが存在する。計画整備に当たっては、各自治体において求められる取組内容を踏まえ、求められる計画類を作成することが必要である。

マネジメント計画類の具体的な例と策定時のポイントは以下のとおりである。

図表 76 マネジメント計画類の具体例

区分	計画類の具体例	策定のポイント
現状把握	公共施設白書	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設に関する情報が一元的に整理されていること</li> <li>必要な施設情報を随時把握できる仕組み(プロセス)やシステムを作っておき、常に効果測定が行える状況にすること</li> </ul>
将来像の明確化	マネジメント基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設マネジメントを通じて実現したいまちの将来像を明確にしておくこと</li> <li>総合計画等との連携を図り、公共施設マネジメントの将来ビジョンの位置づけを明確にしておくこと</li> <li>圏域別や公共施設分類別のマネジメントの方向性を整理しておくこと</li> <li>基本方針に係る住民への情報提供、可能であれば合意形成手続がとられていること</li> </ul>
具体的なマネジメント	実施計画 再配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別施設の今後の方向性(現状維持、用途変更、廃止等)が明確なこと</li> <li>効果(コスト削減効果、充実するサービス等)が明確なこと</li> <li>廃止・縮小の場合には代替策等が検討されていること(単なるサービスの切捨てにならないこと)</li> <li>公共施設の利用者と住民との負担の公平性が考慮されていること</li> <li>個別施設に係る住民との合意形成手続がとられていること</li> </ul>

## ◆ ②数値目標の活用

総務省による公共施設等総合管理計画の策定要請にもあるように、公共施設マネジメントの計画的な推進においては、「数値目標」を効果的に活用していくことが有効である。数値目標は、マネジメントの段階に応じて適当なものを選択することが効果的である。例えば「基本方針」レベルでは、トップダウンの視点として、全体として施設量を減らすのか・維持するのか等が把握できるようなわかりやすい指標（例：総延床面積等）が効果的と考えられる一方、個別施設の再配置を考える再配置計画の場合には、個々の施設に着目したボトムアップな視点から、利用者数やコスト等の具体的な数値を用いること等が考えられる。

図表 77 数値目標の活用

視点	段階	数値目標例
トップダウン視点 (全体の方向性)	マネジメント基本方針 マネジメントの考え方	総延床面積、総維持管理費用等
ボトムアップ視点 (個別施設のあり方)	マネジメント実施計画 再配置計画	個別施設の維持管理費用、利用者数、利用者満足度等

## ◆ ③施設利用者特性に応じた圏域の活用

既に策定されている公共施設白書では、公共施設の利用者特性に応じて複数の圏域を設定し、圏域単位で施設の再編成方針を策定している事例がみられる。具体的には、以下のような施設利用者特性の傾向を参考にして、マネジメント圏域を活用することが有効である。

図表 78 施設利用者特性に応じた圏域の考え方

圏域	圏域概要	具体的な施設例
広域施設	利用者が行政区域を超える施設	文化ホール、総合体育館等
市町村域施設	利用者が市町村住民中心であり行政区域内に1箇所あれば足りる施設	市町村庁舎等
地域施設	地域特性等から区分される地域(例:いわゆる昭和の合併の前の市区町村地域等)で利用される施設	地域図書館等
地区施設	小学校区域程度で利用される施設	小学校、集会所、公民館等

## ◆ ④計画運用の仕組みづくり

マネジメント計画類は、PDCA サイクルを通じて施策を計画的に進めていくことが重要である。従って、マネジメント計画類の策定と同時に、計画を運用するための仕組みを作ることが必要である。具体的なしくみとしては、以下のようなものが挙げられる。

### マネジメント計画類運用の仕組み例

- 計画の進捗を評価・見直しする仕組み（マネジメント推進会議等の組織の設置）
- 公共施設に係るデータを一元的に管理する仕組み（情報システム等の活用）
- 計画運用に係る責任と権限の明確化（専門組織・専任職員の配置等）

## 紹介事例

### ◆ 東京都多摩市「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」

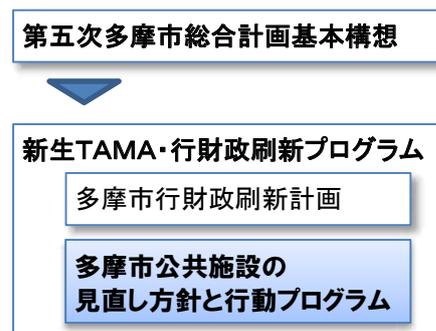
多摩市は、昭和40年代に急速に質・量ともに高い水準の公共施設の整備を進めてきたことから、将来的な施設の維持・更新に係る負担のあり方が喫緊の課題となっていた。そこで、平成25年度に公共施設の縮減等の見直し推進を目的とした「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、公共施設マネジメントを推進している。多摩市の本プログラムの特徴は、以下のとおりである。

#### 多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムの特徴

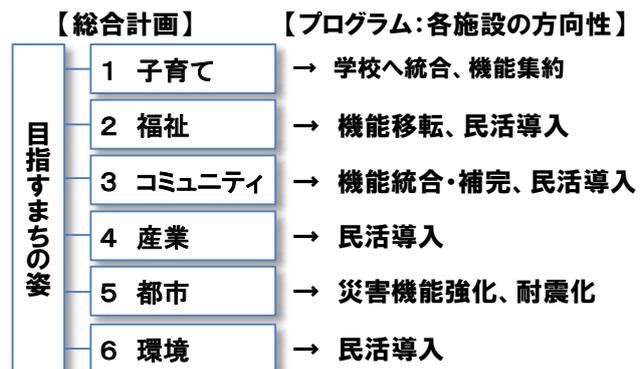
- 「第五次多摩市総合計画」を上位計画とし、「多摩市行財政刷新計画」とともに「第7次行財政改革」の軸として総合的に推進するためのプログラムと位置づけられている。
- 今後の公共施設に係る改修費、維持管理費、運営費の不足見込額の90億円を、計画期間中の目標額として設定している。
- 総合計画の「目指すまちの姿」を基に、施設分類ごとの今後の方向性を提示している。

多摩市の公共施設マネジメントは、短期間に急速に整備を進めてきた公共施設の維持管理負担の適正化が最大の目的であり、総合計画において行財政改革の一部として体系的に位置づけられているのが特徴である。また、見直し後の施設のあり方を総合計画と結びつけて示すことで、将来ビジョンを明確にしている。

図表 79 多摩市プログラムの位置づけ



図表 80 総合計画と連携した施設のあり方



(出典) 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」2頁(左)、16頁から作成

### ◆ 千葉県習志野市「公共施設再生計画」

習志野市は公共施設マネジメントの推進に当たり、平成24年度に「公共施設再生計画基本方針」、平成25年度に「公共施設再生計画」を策定している。

公共施設再生計画は、総合計画との連携が図られている。第1期公共施設再生計画は前期基本計画に即して実施されるが、第2期は後期基本計画等の内容を踏まえて見直される可能性もある。

また、習志野市の特徴は、公共施設マネジメントに関して「公共施設再生基本条例」を制定している点である。条例化のねらいは、長期間にわたる公共施設再生の取組理念が推進途中で見えにくくなるのを避けることと、条例の議決を通じて、議会にも積極的に関与してもらうことにある。このように習志野市の公共施設マネジメントは、計画・条例面で総合的な施策推進が強く打ち出されているのが特徴である。今後取組を継続していく過程で、本推進体制の強みが発揮されていくものと推測される。

図表 81 公共施設再生計画の計画期間



(出典) 「習志野市公共施設再生計画」ダイジェスト版から引用

## (5) 施設使用料の適正化（手法面の課題への対応）

### 概要

施設使用料改定は、管理運営にかかるコスト回収の可能性を高めることもさることながら、利用者・住民にコスト感覚を再認識させる効果が期待される。また、例えば、体育施設や貸館的な選択的施設等は、利用者は住民の一部に限られており、受益と負担の公平性確保にも有効である。ただし、使用料改定に先立って「なぜ公費負担があるのか」「どこまでのコストを受益者が負担すべきか」といった基本方針を整理する必要がある。

例えば、スポーツ施設のように民間市場で供給される財・サービスであったとしても、健康維持による医療費抑制等何らかの公益的な性質は備えているため、その使用料としてフルコストの受益者負担は困難と考えられる。また、図書館法における利用料や学校給食法等による給食費等、フルコストでは使用料徴収が不可能であったり、定められた範囲のコストまでしか負担させることができない場合もある。

さらに、公共施設マネジメントの一環としての使用料適正化については、まちづくりの方針や公共施設のマネジメント方針・再配置計画等の全体像があった上での実施である必要がある。それなくしての改定は、住民・利用者には、使用料改定で問題が解決するような誤認識をさせてしまう可能性がある点に注意が必要である。

### ポイント

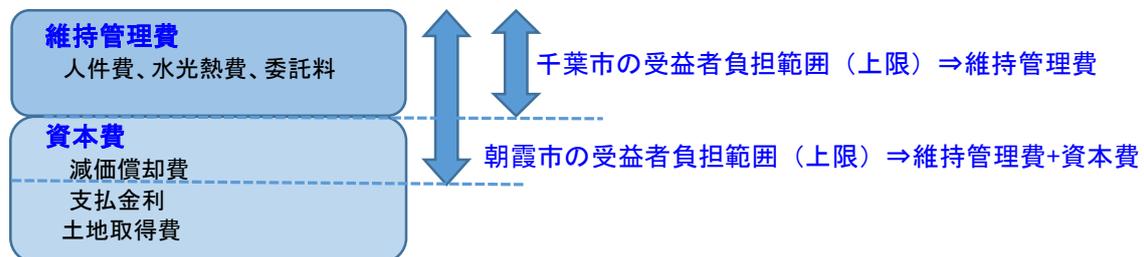
#### ◆ ①フルコストの定義とその中での受益者負担範囲の方針

施設使用料の適正化の検討は、2段階での考え方で整理する方法がある。1段階目は、公共施設の管理運営にかかるフルコストの定義とその中での受益者負担範囲の方針である。これは維持管理費までを受益者負担上限とするか、これにとどまらず、資本費までを含めて受益者負担上限とするかの選択である。

維持管理費を受益者負担上限とする理由は、主に資本費は利用機会の提供に必要な物であり、住民・利用者とも公平に税負担するのが望ましいという考え方に基づくものである。一方、資本費を含めて受益者負担上限とする理由は、主に将来必要になる施設の建替費用の負担も利用者にも課すことが望ましいという考え方に基づくものである。

この選択については、現実的には、制度上の制約がない場合には、個別施設の施設設置経緯や近隣自治体の使用料とその設定方法との比較、財政状況等多面的な要因で行われる面があるため、全ての施設を一律にすることが適切なわけではない。

図表 82 公共施設の管理運営に係るフルコストの定義と受益者負担範囲（上限）の事例



（出典）千葉市「千葉市公共施設使用料等設定基準」及び朝霞市「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（案）」から作成

## ◆ ②施設種別の受益者負担割合の方針

2段階目は、施設種別（もしくは提供されるサービス内容）による受益者負担割合の方針である。これは「対価にふさわしい」「民間企業で同様の財・サービスが提供されているか」等の要素の強弱から設定される。

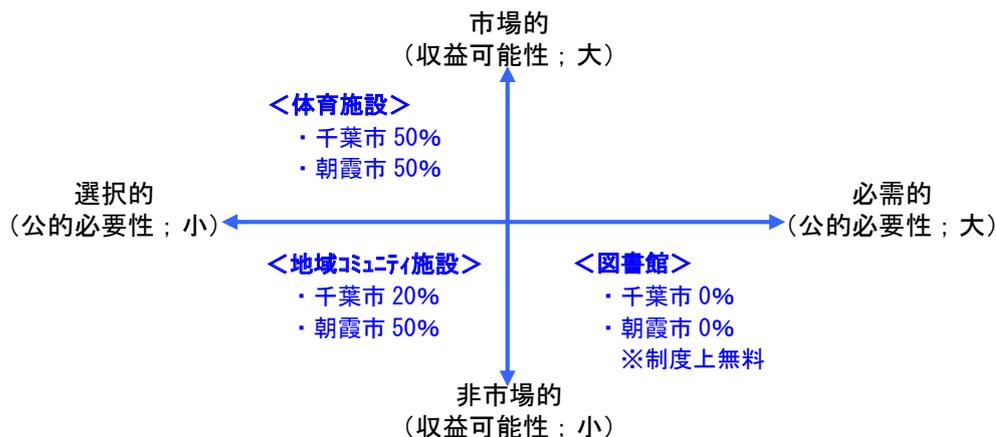
図書館のように必需的（公的必要性の大きい施設）かつ非市場的な性質（収益を得られる可能性が小さい施設）は、民間企業からの供給の可能性がほとんど無いことから、制度上も使用料を徴収しないこととなっている。

一方、体育館のような選択的な性質（公的必要性の小さい施設）かつ市場的（収益を得られる可能性が大きい施設）の施設については、民間企業でも類似する財・サービスが提供されていることから、受益者負担の割合が高く設定される傾向にある。

地域コミュニティ施設等、地域内において利用者が個々の利用意思に基づいて貸館的に利用する選択的（公的必要性の小さい施設）な要素をもっているが、地域内においては非市場的な性質（収益を得られる可能性が小さい施設）の施設については、下図にあるように自治体によって受益者負担割合の設定には差が生じている。このあたりは、当該自治体として、当該施設をどのような性質の施設としてみるかという方針が問われることとなる。また、このような性質の施設については、受益者負担割合のみならず、供給量自体についても統廃合を含めて方針が問われることとなる。

この基本方針によって自治体ごとに受益者負担は大きな差が出るため、改定される使用料も大幅な上昇を伴う場合がある。そのような場合には、激変緩和措置としての段階的改定や現行使用料からの最大倍率の設定等の検討も必要となる。

図表 83 公共施設の種別の受益者負担割合の事例



(出典) 千葉市「千葉市公共施設使用料等設定基準」及び朝霞市「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針(案)」から作成

## 紹介事例

### ◆ 千葉県千葉市「千葉市公共施設使用料等設定基準」

千葉市では使用料の算出方法や改定周期について全市的な統一基準として平成22年に「千葉市公共施設使用料等設定基準」を策定した。受益者負担については、施設の「公的必要性」（福祉・教育施設等は公的必要性が大/民間企業と同等のサービスを提供する施設は小）と「収益可能性」（管理運営費を賄える相応の収益性があれば収益可能性が“大”・管理運営上、民間によるサービス提供が困難ならば“小”）の2軸で分類しており、具体的な施設種別では、福祉的施設は受益者負担は0%、地域型便益提供施設は20%、スポーツ施設や広域型便益提供施設は50%としている。千葉市の場合、前述の通り受益者負担の範囲は維持管理費までとなっており、収入増加の面での効果は小さいと考えられるが、住民・利用者に対して施設種別ごとに比較できる受益者負担方針を示すことの効果は大きいと考えられる。

図表 84 受益者負担区分及び施設種別の受益者負担割合

区分	施設の内容	公的必要性	区分	施設の内容	収益可能性
①	市民が社会生活を営む上で必要な水準を提供する施設や社会的弱者等を擁護するための施設、教育を補完する施設等公共性の高い施設等（福祉的施設等）	大 ↑ ↓ 小	A	収益性が全く無いか極めて低く、民間企業によるサービスの提供が困難な施設	小 ↑ ↓ 大
②	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設等（スポーツ施設、広域型・地域型便益提供施設等）		B	収益性が低く施設の収益だけでは管理運営費をまかなうことが困難な施設	
③	民間企業と同等のサービスを提供する施設等（収益型・準収益型施設等）		C	相当の収益性があり、施設の収益をもって相応の管理運営費をまかなえる施設	

大 収益 可能性	C	福祉型施設 受益者負担0%	スポーツ施設 広域型便益提供施設 受益者負担50%	収益型施設 受益者負担100%
	B	福祉型施設 受益者負担0%	スポーツ施設 広域型便益提供施設 受益者負担50%	準収益型施設 受益者負担70%
	A	福祉型施設 受益者負担0%	地域型便益提供施設 受益者負担20%	準収益型施設 受益者負担70%
		①	②	③
		大	公的必要性	小

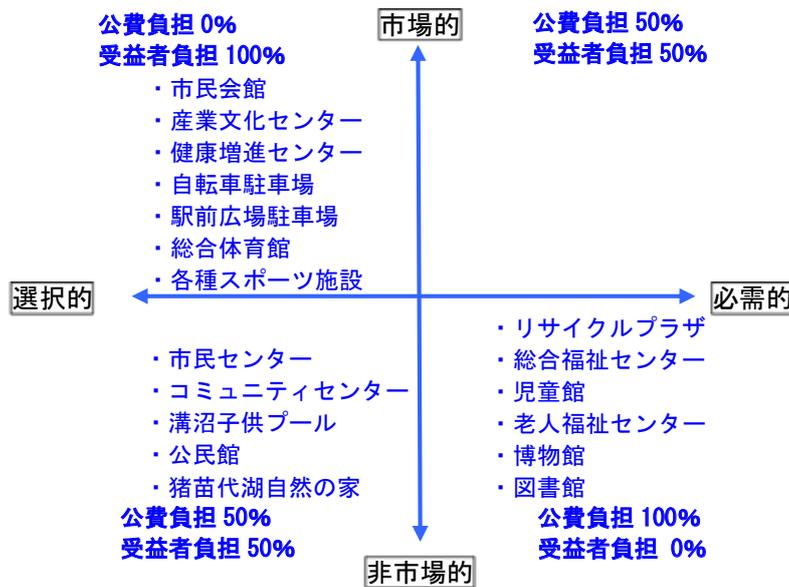
（出典）千葉市「千葉市公共施設使用料等設定基準」から作成

◆ 埼玉県朝霞市「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（案）」

朝霞市では平成 22 年に「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（案）」をパブリックコメントにかけている。

受益者負担割合については、「市場的・非市場的」（市場で同等のサービスが提供されているか）と「選択的・必需的」（全住民にとって必需か、利用者は限定されるか）の 2 軸で分類しており、具体的な施設種別では、廃棄物処理・福祉・教育的施設は受益者負担は 0%、コミュニティ施設は 50%、文化・スポーツ・交通施設は 100%としている。朝霞市の場合、前述の通り受益者負担の範囲は資本費を含んでおり、収入増加の面での効果は大きいと考えられるが、選択的かつ市場的な施設は受益者負担 100%とした理由については、当該施設の公益性という面について、住民・利用者に対して十分な説明が必要になる。

図表 85 朝霞市の施設種別の受益者負担割合



（出典）朝霞市「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（案）」から作成

## (6) 維持管理・保全の最適化（手法面の課題への対応）

### 概要

人口減少社会の到来を踏まえると公共施設の「取捨選択（統合・再配置等）」が喫緊の課題であるが、財政制約に目を向けるならば、残された施設を「長く使う」ための施策についても同様に検討が必要である。

公共施設の維持管理・保全業務が十分に行われない要因としては、保守点検業務のような共通かつ専門的な業務が各所管部門に分散しており、各所管部門に必要なノウハウを有する職員を確保できないこと等が挙げられる。全庁的な公共施設維持管理・保全の最適化に当たっては、マネジメント組織に共通業務を集約して専門職員にノウハウを蓄積し、各所管部門を支援しながら問題を解決していくことが必要である。また、小規模自治体等単独ではそうした取組が困難な自治体においては、外部からの支援を活用する方法も考えられる。

### ポイント

#### ◆ ①共通業務の集約化

現在は多くの自治体において、各施設所管部門が個別に維持管理業務を実施ないし外部委託している場合が多い。主にマネジメント組織が中心となっており、一括発注することによって、事務量の削減やスケールメリットの発揮といった効果が期待できる。

#### 集約化効果が期待できる業務

- 施設維持管理・保全の外部委託（発注）手続
- 施設点検手順や診断基準等のマニュアル化
- 研修等による各部門担当者の人材育成・教育

#### ◆ ②専門職員の確保

施設の維持管理・保全に当たっては、建築物に係る専門的な知見が必要になる。しかし、職員数が限られる現状では、各所管課でこれらの知見を有する職員を確保することは難しい。そこで、マネジメント組織が中心となっており、建築士資格保有者を確保し、施設所管課の維持管理・保全業務の支援を行うことが考えられる。

#### ◆ ③外部支援の活用

マネジメント組織の設置や建築士等の専門職員の確保そのものが難しいケースも想定される。そのような場合には、必要なノウハウや人材を有する都道府県や他自治体からの支援を受ける方法が考えられる。

平成26年度の地方自治法改正では、「事務の代替執行」制度が創設される等、自治体間の広域連携を支援する制度も拡充されている。これらの制度を活用することで、公共施設マネジメントにおける各自治体の政策遂行権限を維持しながら、不足している維持管理ノウハウを補っていく方法が考えられる。現在、財政や人材の制約等により公共施設マネジメントの進捗状況には自治体ごとに差があるとともに、総務省の公共施設等総合管理計画の策定要請に代表されるように、どの自治体も自らの公共施設マネジメントにまい進している状況であるが、将来において上記のような広域連携の制度を活用して先進自治体が未着手自治体を支援することで、公共施設マネジメントの広域的なレベルアップにつながる可能性がある。

#### 外部支援の例

- 都道府県による支援
- ノウハウや人材を有する周辺・近隣自治体からの支援
- 外郭団体や民間企業等の専門知識を有する組織からの支援

#### ◆ ④予防保全の考え方

公共施設の維持管理には一定のコストが必要になるが、このコストをどの段階で負担するかにより、負担の大きさは異なる。一般的には、事故が起こった後の復旧（事後保全）よりも、事故が発生する前の「予防保全」や「定期保全」のほうが保全にかかるトータルコストは低くなるといわれている。適切な施設の維持管理・保全はこうした「予防保全」の考え方に基づくものであり、トータルコストの削減に貢献するものと理解する必要がある。

図表 86 建築物保全の考え方

区分	内容	コスト	時間
予防保全	点検等による予防対策	小	短期(点検作業)
定期保全	部品交換等による維持	中	短期(メンテナンス作業)
事後保全	事故等発生後の復旧	大	長期(該当箇所及び周辺の復旧)

#### 紹介事例

##### ◆ 流山市「デザインビルド型包括施設管理業務委託」

千葉県流山市では、これまで各施設の設備ごとに単独発注していた市役所の他 33 施設の設備等の保守管理、点検、法定検査、維持管理等の業務を包括委託している。

複数の発注業務を一括化することでスケールメリットによるコストダウンを図るだけでなく、案件規模を確保することで民間企業の積極的な提案余地を生み出し、プロポーザルを通じて新たな提案（毎月 1 回の対象施設巡回点検等）を受けている点が特徴である。

#### <主な効果>

- 発注事務量の削減（34 施設 51 業務が 1 業務に）
- 委託費の削減（▲9,774 千円/年）
- +αのサービス創造（受託業者による日常点検、修繕サポート等）

図表 87 デザインビルド型包括施設管理業務委託のイメージ

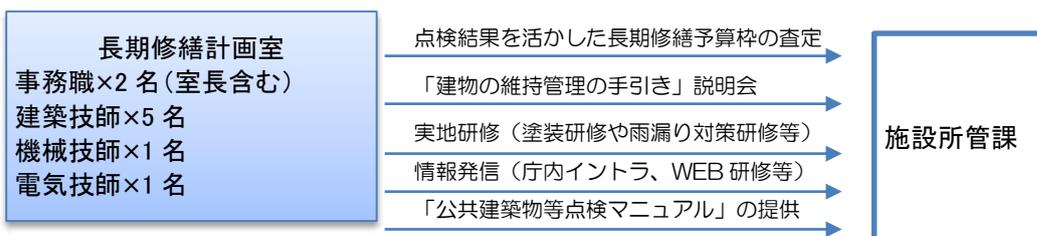


（出典）流山市公表資料から作成。

##### ◆ 岡山県倉敷市「長期修繕計画室」の設置

岡山県倉敷市では、公共施設の維持管理・保全業務のレベル向上のため、専門人材を積極的に活用している。平成 19 年に認定 FM マネージャー（民間企業経験者）を採用したのを端緒として、平成 23 年度には企画財政部財産活用課内に長期修繕計画室（事務・建築・電気・機械の 4 名体制）を設置し、各所管部門への説明会、研修、修繕予算の配分査定等を行うことで、市が保有する公共施設の長期修繕のレベル向上に結び付けている。

図表 88 長期修繕計画室の役割



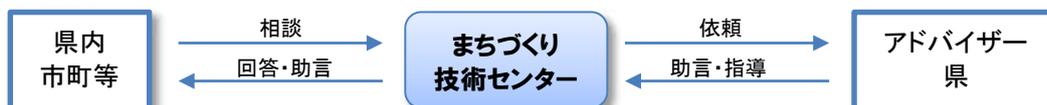
（出典）「多摩公共施設マネジメント研究会」における倉敷市資料から作成

### ◆ (公財) 兵庫県まちづくり技術センター「ワンストップ相談窓口」の設置

県内市町の建設担当者の技術支援のため、(公財) 兵庫県まちづくり技術センターが老朽化した社会インフラの修繕等に関する「ワンストップ相談窓口」を設置している。相談対応は原則として無料であり、センターだけでなく県や有識者(アドバイザー)等からも回答を得て、助言を行っている。

センターは、窓口業務だけでなく具体的な橋梁等の老朽化対策について、点検・評価のアドバイス、修繕計画の策定や修繕・更新工事の積算・工事監理受託等も実施している。

図表 89 ワンストップ相談窓口の体制



(出典) (公財) 兵庫県まちづくり技術センターホームページ、第 12 回社会資本メンテナンス戦略小委員会(第 2 期) 第 3 回配布資料から作成

### ◆ 岩手県遠野市「複数施設の管理包括委託による地域経済活性化」

岩手県遠野市は、市内の 9 つの地域センターの維持管理業務を株式会社遠野施設管理サービスに包括委託している。

#### 事業の概要

- 事業内容：26 施設(全 107 施設)の維持管理・メンテナンス業務を包括委託
- 選定事業者：(株) 遠野施設管理サービス(構成団体：(有) はちや、(株) TFC、(株) SHOW ON)
- スキーム：指定管理者制度(事業期間は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間)
- 選定方法：公募によるプロポーザル

維持管理業務を委託したことの効果として、以下のようなものが挙げられる。

#### 地域民間企業への包括委託のメリット

- 民間ノウハウを活用したコスト削減
- 地域密着型企业による、キメ細かくスピーディーな維持管理の実施
- 維持管理ノウハウの継続的な蓄積と向上

そのほか、遠野施設管理サービスは地域企業から結成された株式会社であり、公共施設の維持管理業務における民間ノウハウの活用と同時に、地域の雇用創出と経済活性化にも貢献している。都市部以外の自治体においては、そもそも民の維持管理業務の担い手が存在しない場合も想定される。遠野市の事例は、PPP の観点からみて地域における維持管理業務の新しい担い手を創造する取組であるところが特徴である。

---

## (7) PPPの活用(手法面の課題への対応)

### 公共施設マネジメントにおけるPPP

#### 概要

---

自治体の財政難、今後の公共施設の更新投資の財源確保、施設への住民ニーズの多様化等、今後公共施設を整備・運営していく上で自治体の抱える課題は山積している。それらの課題に対応していくにあたっては、民間活力を活用することで効果を発揮することが考えられる。本節では、民間活力の活用の方向性として、事業者提案制度、PFI、不動産証券化の3つを取り上げる。

#### ポイント

---

##### ◆ ①官民対話の場の設定

PPPを実施するに当たっては、自治体側が望むニーズと民間事業者側が有する技術・知見・ノウハウ等のシーズが合致することが望ましい。そのため、官民が集って意見交換を行い、相互理解を深める場を自治体が主体となって設定することが望ましい。具体的には、PPPの導入に係る仕様書策定に当たっては、可能な限り事業者の意見を汲み取るために、自治体が主体となって事業者向けにサウンディングを行うことがポイントとなる。

##### ◆ ②公による情報提供と適切な事業領域の設定

自治体側が進めてきた施策や今後進めようと考えている施策情報が民間事業者に伝わっていないケースも多いものと想定される。民間事業者にとっても、行政施策に係る情報が十分に提供されていなければ、官民連携事業への参入を躊躇するものと想定される。自治体側が民間活力を導入する目的を明確にすることによって、事業者は安心してPPP事業に応募することができる。また、新たな事業自体の提案を促すのか、既存の事業への部分的な参入を促すのか明確化することも重要である。今後自治体における施策や事業を効果的に進めるために、民間事業者に委ねるべき事業領域の適切な設定も重要である。

##### ◆ ③民間にとって魅力のある事業

そもそも民間事業者にとって魅力のある事業でなければ、その参入を促すことは難しい。民間事業者の創意工夫の余地がある事業であっても、一定の市場規模、収益性、継続性等が担保されなければ、民間事業者からの参入を募ることは困難であると想定される。逆にいえば、一定の市場規模が見込まれ、収益を安定的に上げられる事業であれば、複数の民間事業者からの参入を促すことも可能と考えられる。また、民間事業者にとって魅力のある事業とするためには、民間事業者に大幅に裁量を与えることも考えられる。具体的には、民間事業者に事業の運営権を付与する等の取組が方向性として考えられる。

## ◆ 事業者提案制度

事業者提案制度とは、自治体が民間事業者からの提案やアイデアを基に各種の施策について検討する制度を示す。これまでは官民連携事業を行う場合には、自治体側が策定した仕様書に沿って民間事業者に委託するケースがみられ、民間事業者の創意工夫を発揮する余地が限られていた状況がみられた。しかし、事業者提案制度を導入することにより、民間事業者の特性を生かした、より柔軟できめ細かなサービス提供が可能となり、住民満足度を向上させることが可能となる。さらに、官民の役割分担を明確化することで、自治体が本来担うべき役割である政策立案や調整機能に特化することができるメリットもある。

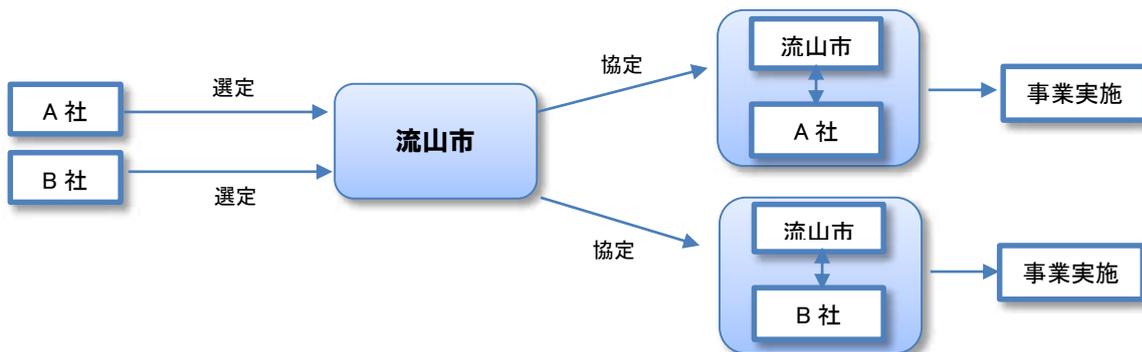
## 紹介事例

### ◆ 流山市「事業者提案制度」の創設

流山市では、民間提案を基に複数の FM（ファシリティマネジメント）施策を実施している。「ファシリティを活用した事業」かつ「市に新たな財政負担が生じないこと」を提案条件に設定して民間事業者から案を募り、複数提案を同時採用している。

事業者提案制度の導入による市のメリットとしては、広範・効率的ファシリティマネジメントの推進、積極的な民間活用、事務コストの低減が挙げられる。一方、事業者のメリットとしては、自社ノウハウの活用、自由度の高い提案、自社提案による報酬が挙げられる。流山市は、新たな財政負担が生じることなく、民間事業者から質の高い提案を複数採用する効果を楽しんでいるものと推察される。

図表 90 事業者提案制度のスキーム

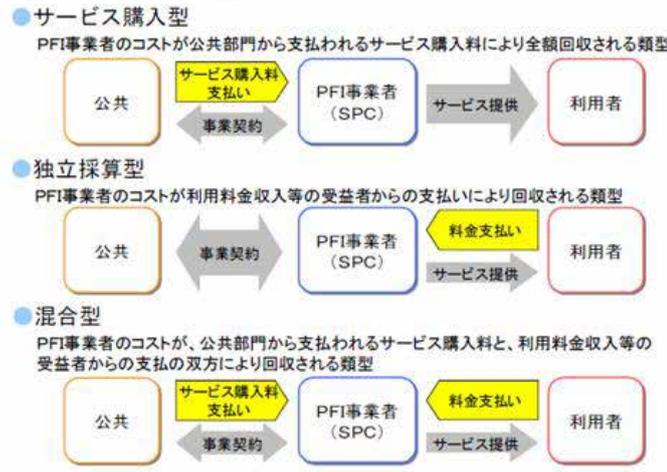


（出典）流山市公表資料から作成

## ◆ PFI

PFIはPrivate Finance Initiativeの略称であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することから、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法を指す。民間事業者の収入の源泉別に事業の類型をみると、①サービス購入型 ②独立採算型 ③混合型の3つに大別される。

図表 91 収入の源泉別にみた事業類型



(出典) 内閣府ホームページから引用

各々の特徴を挙げると、「サービス購入型」では需要リスクを公共側が負うことになる点、「独立採算型」では需要リスクを民間事業者側が負うことになる点、「混合型」では需要リスクの一部を公共側が負うことになる点が挙げられる。

所有権の移転のタイミングによってPFIの事業方式を分類すると、①BTO (Build Transfer Operate)、②BOT (Build Operate Transfer) に主に分類される。

図表 92 事業方式の分類 (代表例)



(出典) 内閣府「新しい公共」と「財政に頼らない成長」から引用

施設建設後に公共が所有権を取得するため、建物の保有に係る課税が生じない等のメリットがあるゆえ、BTO方式が採用されることが多い。

建築物の整備・運営には多大な費用がかかることを勘案すると、民間の資金調達能力・技術・ノウハウを活用して費用低減を図ることが望まれる。また、今後公共施設を活用して新たな事業を実施しようとする自治体にとっては、民間事業者の知恵・アイデアを活用することで住民サービスの向上に寄与する事業の実現が可能となるものと考えられる。

## 紹介事例

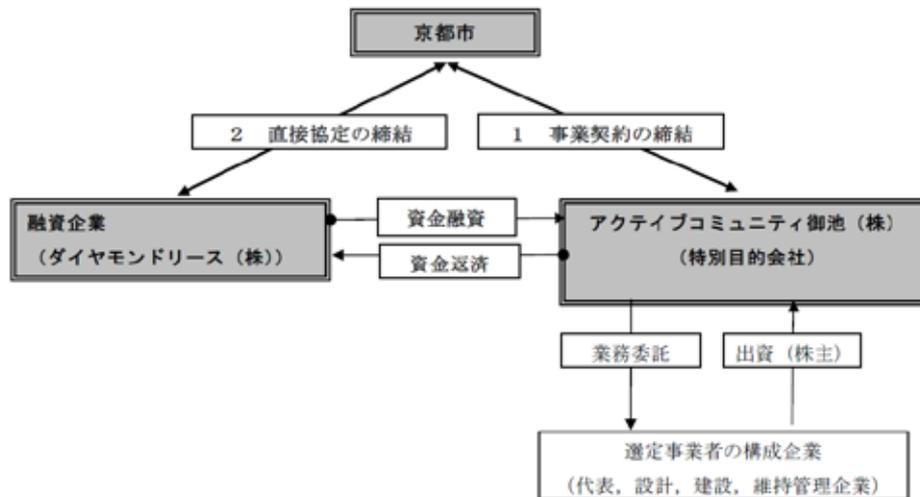
### ◆ 京都府立御池中学校「PFIを活用した学校の複合施設化」

御池中学校を核とした複合施設整備事業の事業期間は16年10ヶ月であり、うち維持管理運営期間は15年である。事業の役割分担としては、施設の設計、建設、維持管理業務と賑わい施設の運営業務をPFI事業者、中学校運営とオフィススペースの運営業務を市、老人デイサービスセンター・在宅介護支援センター・保育所の運営業務を社会福祉法人が担うこととなる。PFIのスキームは、以下の図表のとおりである。

特徴としては、BT0方式を採用して不動産取得税の減免措置等の国による支援を受けていることが挙げられる。従来方式における市の財政支出が90.1億円であるのに対して、PFI方式における市の財政支出は63.2億円にとどまり、26.9億円の支出の削減効果がある点も特徴として挙げられる。

また、代表企業が融資企業であるダイヤモンドリース株式会社となっていることより、SPC（特別目的会社）と融資企業との調整に係る労力が大きく軽減できている点がスキーム組成上のメリットと考えられる。

図表 93 御池中学校に係るPFIスキーム



（出典）京都府公表資料から引用

### ◆ 市川市立市川第七中学校「PFIを活用した学校の複合施設化」

市川第七中学校を核とした複合施設整備事業の事業期間は17年であり、うち維持管理運営期間は15年である。事業の役割分担としては、施設の設計、建設、維持管理業務をPFI事業者、中学校運営を市、保育所の運営を社会福祉法人が担うこととなる。また、ケアハウスやデイサービスセンターは、ケアハウスPFI事業者である社会福祉法人が運営を行う。PFIのスキームは、次の図表のとおりである。

御池中学校のケースと同じく、BT0方式を採用して不動産取得税の減免措置等の国による支援を受けている。また、従来方式における市の財政支出が49.2億円であるのに対して、PFI方式における市の財政支出は34.3億円にとどまり、14.9億円の支出の削減効果がある点も特徴として挙げられる。

スキーム組成上の特徴としては、市川市が2つのPFI事業者（「中学校校舎・給食室・公会堂・保育所PFI事業」、「ケアハウス・デイサービスセンターPFI事業」）と事業契約を締結している点が挙げられる。ケアハウスやデイサービスセンターは、ケアハウスPFI事業者である社会福祉法人が運営を行うこととされているために2つに区分されている。これにより、各々のPFI事業者が得意領域に特化して事業運営を行うことが可能となっている。



## ◆ 不動産証券化

国土交通省によると、不動産証券化は「実物不動産が生み出す収益を受け取る権利を、証券や出資持分等の金融商品へと加工し、投資家が不動産に対して投資をしやすくするしくみ」と定義されている。不動産証券化手法を用いることによって、不動産所有者の自治体は、キャッシュフローを生み出す特定の不動産を自身のバランスシートから切り離し、資産を圧縮することでバランスシートを健全化することができる。また、不動産証券化のスキームを組成することによって、幅広い投資家からの出資を募ることができるメリットがある。しかし、不動産証券化スキームを組成するためには、対象不動産や事業が投資家にとって魅力的でなければ出資を募ることは難しい。対象不動産や事業が収益性を有するものであって始めて投資家からの出資を募り、金融機関からの融資を引き出すことが可能となる。

そのため、不動産証券化の実績は東京を中心とした大都市圏に多く、事業内容も駅前再開発等の大規模事業が多い。その一方で、地方部ほど事業への参入意向を示す投資家の確保が難しくなってくる。ただし、多摩地域であれば首都圏に位置している地理的な特性もあり、十分にポテンシャルはあるものと考えられる。

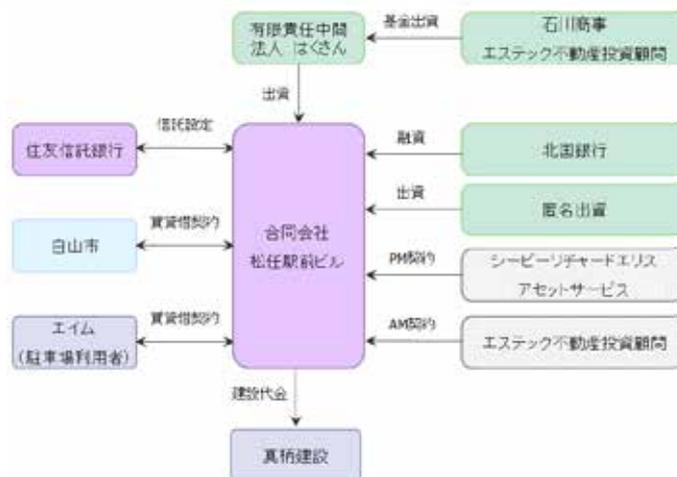
## 紹介事例

### ◆ 石川県白山市「松任駅南複合型立体駐車場」プロジェクト (証券化手法を活用した駅前駐車場の活用事例)

石川県初の「GK-TK方式」の開発型証券化スキームを採用しており、白山市がGKと賃貸借契約を締結するスキームとなっている。「GK-TK方式」とは、運用資産を不動産信託受益権（不動産を信託してその不動産から得られる利益（賃料収入や売却益等））とし、SPCに「合同会社（GK）（会社法施行に伴って新設された会社形態であり、株式会社をより簡易にした会社形態）」を用い、「ノンリコース・ローン（資金の貸手が特定の不動産にしか返済原資となる資産を求めることができない融資）」と商法上の「匿名組合（TK）出資」を組み合わせることで資金を調達する手法である。

事業実施に当たっては、白山市市有地を事業者に賃貸し、事業者が賃借した土地にて民間施設を建設する手法が用いられている。運用資産を実物不動産ではなく不動産信託受益権を受けることができる権利とすることが特徴であり、それによって不動産取得税が不要となるとともに、受託者である信託銀行の資産管理をはじめとする様々な機能を活用できるメリットを有する。

図表 96 証券化スキーム



(出典) みずほ総合研究所「公的不動産の活用事例・証券化事例及び課題の整理」から引用

---

## (8) 施設の複合化（手法面の課題への対応）

### 概要

今後の自治体の財政状況によって、多摩地域の自治体の中には現在の公共施設を全て維持していくことが難しく、削減という選択肢のみで、問題を解決する事が困難な場合もあるだろう。そこで、複数の公共施設を1つに統合し、そこに各々の機能を持たせることで施設の維持管理費を削減できる可能性がある。その一方で、サービス水準を向上して住民にとって利便性の高い施設とすることも重要となってくる（コスト低減とサービス水準向上のどちらも実現するためには、民間事業者の技術・ノウハウを活用する視点も必要となるものと考えられる）。

また、施設の複合化を考えるに当たっては、延床面積が大きく、かつ地域コミュニティの拠点としての機能を有する学校施設のあり方を検討することが必要と考えられる。現に文部科学省では、「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」が開催される等、国でも学校施設の複合化を後押しする動きがみられる。今後の少子高齢化の流れを考慮すると、学校施設を児童・生徒への教育拠点としてのみならず、生涯学習や社会福祉等の拠点としても位置付けることは重要と考えられる。その他にも地域コミュニティの拠点として位置づけられる図書館・スポーツ施設や施設数の多い集会施設等についても、今後複合化についての検討の余地があるものと考えられる。

### ポイント

#### ◆ ①施設のカテゴリーについての検討

施設の複合化を検討するに当たっては、複合化する施設のカテゴリーについて検討する必要がある。例えば、体育館や図書館、貸会議室等の機能を残す場合には、生涯学習施設を設置することで互いに相乗効果が発生するものと推察される。また、今後の少子高齢化の流れを勘案すると、児童・生徒数が減少する一方、高齢者数が増加していくことが見込まれる。そのため、利用者などの量的面において、学校施設の必要性が相対的に低くなるのに対して、福祉施設の必要性が相対的に高まることが想定される。そのため、学校施設と福祉施設の複合化によって、それぞれの施設の利用者数の増減を相殺することができるものと考えられる。

#### ◆ ②複合化によって目指す効果についての検討

施設の複合化のカテゴリーが決定した後には、複合化によってどのような効果を実現させるか検討する必要がある。例えば、2つの施設を1つの施設に統合することで、階段やトイレ等の共用部分を削減し、結果としてそれらの維持管理費を削減することが可能となる。また、幅広い年齢層の利用者から成る複合施設を設置することによって、児童から高齢者までの交流の機会を創出することができる。児童・生徒は高齢者と触れ合うことで高齢者への思いやりの念が芽生え、高齢者にとっては生きがいが醸成される等の効果が期待できる。

#### ◆ ③複合化によって生じるリスク・課題等についての検討

幅広い年齢層の利用者から成る複合施設を設置することによって、多世代間での交流が生まれる効果が期待される反面、防犯上の危険も生じる。過去に、不審者が学校に侵入して児童を殺傷する等の事件も起きている。そのため、複合施設の機能ごとに動線を区分することが望まれる。ただし、そのことで多世代間の交流が阻害されてしまうおそれもあるため、動線の区分に配慮しつつも世代間交流を促す仕組みづくりが望まれる。また、図書館と音楽練習室などの機能を合築しないなど複合化によって予想される利用者の年齢、施設のカテゴリーや利用実態（利用時間）などの検討が必要となる。

図表 97 複合化のカテゴリと視点

複合化カテゴリ	期待される相乗効果	想定されるリスク・課題
小学校 × 保育園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て・教育の一貫化の場づくり</li> <li>• 幼児・児童の交流促進</li> <li>• 高い耐震水準を要する施設の効率的整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 整備財源負担</li> <li>• 利用者のセキュリティ確保</li> </ul>
小・中学校 × 高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童・生徒と高齢者との交流促進</li> <li>• 高い耐震水準を要する施設の効率的整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 整備財源の負担</li> <li>• 入居者のプライバシー確保</li> <li>• 利用者のセキュリティ確保</li> </ul>
小・中学校 × 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生徒・児童の図書館利便性向上</li> <li>• 地域拠点の効率的整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者のセキュリティ確保</li> </ul>
地域コミュニティ施設 × 民間テナント施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者と民間のビジネスのマッチング・相乗効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 整備財源の公民負担</li> <li>• 利用者のセキュリティ確保</li> </ul>

#### <学校施設の複合化について>

学校施設の複合化に当たっては、各施設に係る補助金の出先（所管官庁、所管部署等）が異なるため、複合化の際に会計検査院から補助金返還が要求された問題が生じたケースも全国ではみられる。ただし、現状においても、文部科学省では、施設の転用等に係る国庫補助・地方債・交付税の取扱の通知を改正し、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した学校施設については、国庫納付を不要とする等、財産処分手続きの大幅な簡素化・弾力化が図られている。

## 紹介事例

### ◆ 京都市立御池中学校「PFI を活用した学校の複合施設化」

御池中学校では、PFI 事業による中学校を核とした複合施設整備事業を実施している。施設内容は、中学校、保育所、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター、オフィススペース、拠点備蓄倉庫、賑わい施設及びこれに付帯する関連施設となっている。

事業の実施によって、中学校施設の中に保育所、老人デイサービスセンターが組み込まれた結果、世代間の交流機会が創出されており、学校教育と生涯教育の双方の意味合いで意義深い取組といえる。また、商業施設を御池通りに面して配置することで御池通りの活性化をもたらす等、地域活性化にも寄与している。

図表 98 複合施設の立面図



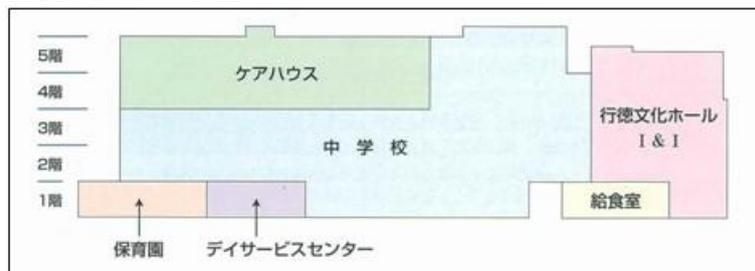
(出典) 京都市教育委員会資料から引用

### ◆ 市川市立市川第七中学校「PFI を活用した学校の複合施設化」

市川第七中学校には、PFI 事業による中学校を核とした複合施設整備事業を実施している。施設内容は、中学校、給食室、公会堂、ケアハウス、デイサービスセンター、保育所となっている。施設設計上の工夫として設備階の設置や共用部分のスリム化が行われており、それによるランニングコストの削減が見込まれている。

施設内には各施設の運営責任者から成る「市川市行徳ふれあい施設連絡会議」が設置されており、中学生と高齢者、幼児らの「ふれあい・交流」を深めるための企画・催し等の検討が行われている。具体的には、中学校で行う合唱コンクールにケアハウス入居者を招待したり、ケアハウス入居者が保育園の夏祭りに参加したりする等の世代間交流が図られており、高齢者の生きがいがづくりや学校教育への相乗効果が発揮されている。

図表 99 複合施設のイメージ図



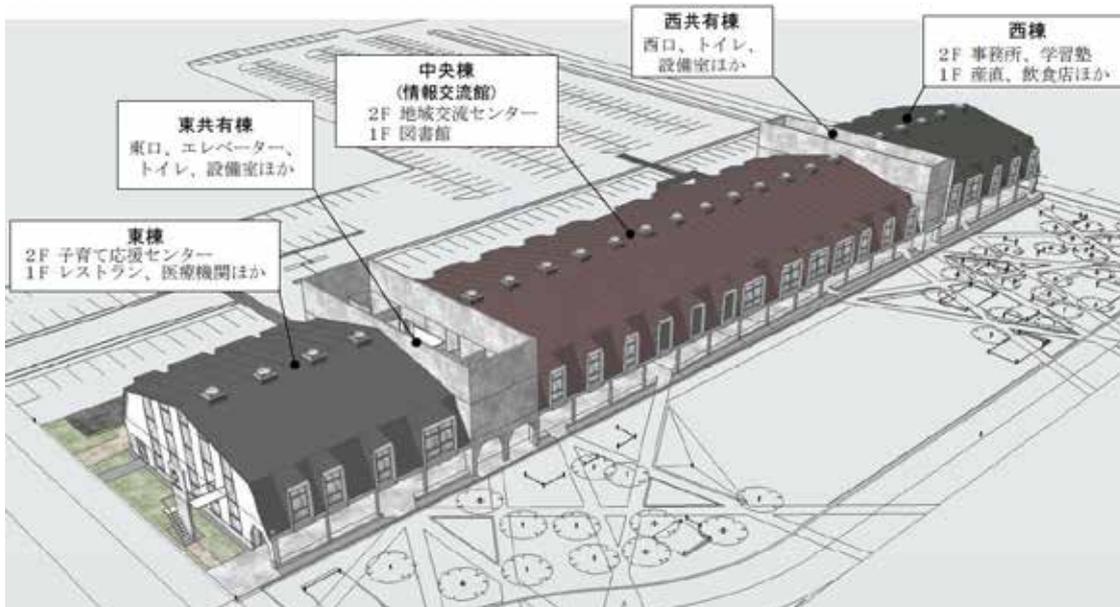
(出典) 内閣府ホームページから引用

#### ◆ 岩手県紫波町「オガール紫波」の設置

オガールプラザ（SPC）は、10の民間テナント（飲食・物販・医療・教育系）と紫波町が運営する情報交流館（図書館・地域交流センター）で構成される複合施設であり、平成24年6月に事業が開始された。

同事業は、紫波町と東洋大学でPPPに係る包括協定が結ばれたことがきっかけとなっている。東洋大学による「紫波町PPP導入可能性調査」が行われて市場性が評価されたため「オガールプロジェクト」が実現し、それによって周辺地域への民間投資誘発、若者の交流人口増加、雇用増加等の効果がもたらされている。

図表 100 オガールプラザの施設概要



(出典) 紫波町「紫波町におけるPPPの取り組み」から引用

#### ◆ 世田谷区立池尻小学校「ワークスペース（世田谷ものづくり学校）に転用」

世田谷区では、廃校を活用して民間事業者による事業活動が行われている。“ものづくり”をキーワードに学校運営が行われており、学校とテナント入居者は建物賃貸借契約を結んでいる。世田谷区が廃校の利用に関して悩んでいた際に、民間企業にもヒアリングを行い、同社からものづくり学校の開校が提案されたことがきっかけとなっている。

世田谷ものづくり学校は、事業主体が世田谷区から5年間の定期借家契約で施設を借り受け、テナント（デザイン・建築・映像等様々な分野のクリエイター）にサブリースを行っている。テナント入居者は独立採算で事業を営んでおり、学校から特別な補助を行っていることはない。今後は、入居者が連携することによって、ものづくり学校全体で独自性のある商品・サービスの開発商品を目指しており、サービス創出のプラットフォーム化に向けて取り組んでいる。

#### ◆ 山形県西川町「町立図書館と学校図書館との複合化」

山形県西川町は、町内の8つの小学校を統合後、「子どもたちがいなくならないように」という住民の要望に応えるために、地域コミュニティの拠点化を目指して学校図書館の複合化に取り組んだ。複合化の検討に当たっては、学校図書館を地域コミュニティづくりの空間にすることを目的としたため、一般住民も利用できる図書館に転用することが決定された。利用時間は平日の9時から18時と公共図書館と同じ運営形態であり、平日の午前10時過ぎからは、町民が読書のために訪れ始め、休み時間に図書室に顔を出す小学生との交流も行われているとのことである。学校図書館を児童教育のみならず、生涯教育の拠点としても活用している先進的取り組みである。

◆ 東京都千代田区「九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」

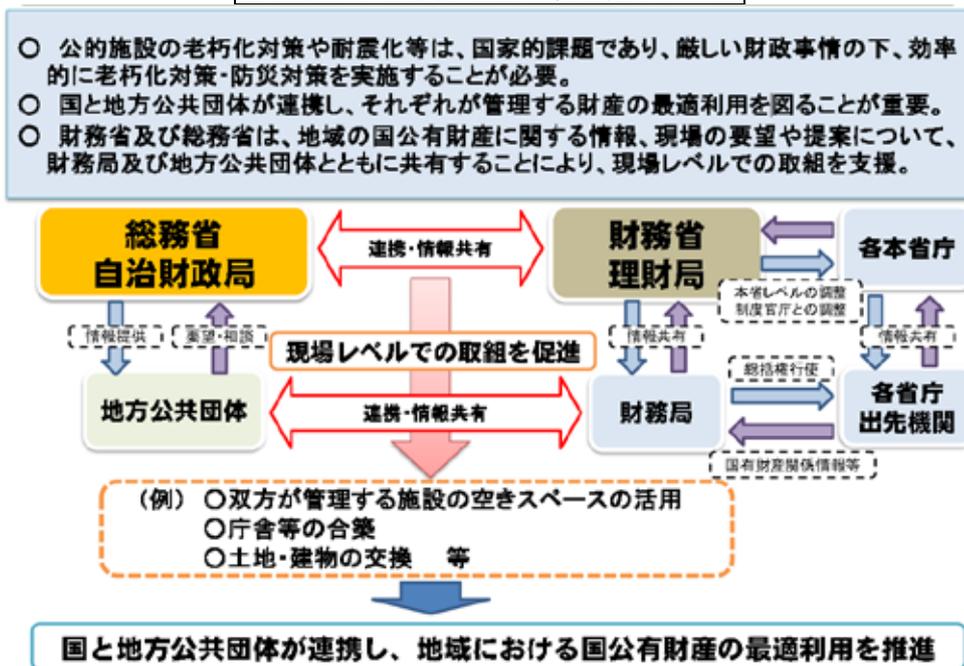
東京都千代田区では、九段第3合同庁舎と千代田区役所本庁舎を一体的に整備する取組が実施された。これは、国の施設と区の施設を共同して整備する垂直連携の事業である。

庁舎の建替えを検討していた千代田区は、九段第3合同庁舎の整備計画の発表を受け、国に対して千代田区本庁舎と九段第3合同庁舎との共同整備についての提案を行った。国は、国有地の高度活用や地域の行政施設の集約化を図る観点から、千代田区の提案を受け入れた。隣接する既存庁舎敷地の未利用地を活用することで、延面積の合計が約55,000㎡の施設を整備することが可能となった。維持管理・運営面では、共同整備のメリットを生かした施設の共用と各入居施設の目的や性格に合わせた施設利用が実現されている。

＜国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について＞

総務省自治財政局より、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」が通知されている（平成26年8月29日）。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日）において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と明記されるとともに財務省及び国土交通省から関係省庁に対して、国有財産の最適な管理に関する取組を要請している。国と地方公共団体とが連携して、地域の国公有財産全体の最適利用を進められつつある。

地域における公的財産の最適化イメージ



(出典) 総務省HP「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用」より作成

## (9) 施設利用等の広域化（手法面の課題への対応）

### 概要

東京都には他府県と比較すると多くの自治体が存在しており、また、全国の市町村と比較しても区域も比較的小さい。また、公共交通機関も発達していることから、公共施設の利用等を広域化することで、住民の利便性向上や、運営コスト等の削減が期待しやすい地域といえる。

ここでいう「広域化」には、公共施設の共同保有・共同設置のような「施設の広域化」のほか、相互利用等による「サービスの広域化」、サービス提供体制を共同設置する「サービスの一体化」、施設の維持管理を共同で行う「維持管理の広域化」など、状況に応じたいくつかの広域連携のパターンが想定される点が重要である。公共施設利用等の広域化を検討する際には、こうしたより具体的な「広域化パターン」を念頭におく必要がある。

以下に、それぞれのパターンの特徴を整理する。

図表 101 公共施設利用の広域化のパターン

パターン	サービスの広域化	サービスの一体化	維持管理の広域化	施設の広域化
イメージ				
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の相互利用等によって、サービス部分を広域化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の委託等によって、サービス実施体制を一体化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の委託等によって、清掃等の施設維持管理を共通化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体への施設統合や共同保有等によって、施設を共通化。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織や施設の見直しを伴わないので取り組みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の見直しを伴わないので取り組みやすい。</li> <li>組織・業務の見直しに伴うコスト削減効果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理業務品質の標準化、業務量の削減、コスト削減が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設そのものを見直すので、高いコスト削減効果が期待できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織や施設の見直しを伴わないのでコスト削減効果は期待しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の見直しを伴わないのでコスト削減効果は限定的。</li> <li>自治体間の負担調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず市内維持管理業務の一元化が必要。</li> <li>施設の見直しを伴わないのでコスト削減効果は限定的。</li> <li>自治体間の負担調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間の負担調整が必要。</li> </ul>

## ポイント

### ◆ ①トップ（首長）を積極的に関与させること

公共施設利用等の広域化には政治的な判断が伴う場合が多いため、首長等の経営トップを積極的に関与させることが重要である。

#### 具体的なトップの巻き込み方

- トップマネジメント層も含めた定期的な検討会議の設置
- 近隣自治体との情報共有とニーズの報告
- 公共施設の利用実態（利用率の低下、特定利用者への偏り）情報の提供
- 広域化による費用対効果・メリットの明確化

### ◆ ②既存の広域連携スキームを活用すること

公共施設の広域化は、トップ間の意思決定や既存の広域連携スキーム（協議会や事務組合等）の延長のような定性的要因によって検討・実現される場合が多い。つまり広域化は、利用者数や距離等の定量的要因も加味しつつ、既存の広域連携スキームをどのように活用できるか、という視点から検討することが効果的である。

### ◆ ③まずは「できるところ」から始めること

公共施設マネジメントでは、全国様々な地域で研究会等が立ち上げられている。まずはこうした共同研究から連携を始め、状況に応じて共同利用、共同維持管理、共同保有といった形で段階的に広域化を進めることが効果的である。

#### 段階的な取組例

- ① 合同研究会等を通じた知識の共有
- ② 公共施設データの標準化・共通化の検討
- ③ 共同での公共施設白書等の策定
- ④ 相互の人材交流・派遣
- ⑤ 施設の相互利用拡大
- ⑥ 維持管理・保全業務の共同実施（共同発注等）
- ⑦ 施設の共同保有

## 紹介事例

### ◆ 静岡県浜松市「遠州広域連携推進会議を通じた公共施設の広域化検討」

浜松市は、周辺自治体と連携した公共施設マネジメントにも積極的に取り組んでいる。

浜松市の属する静岡県西部には、従来から8市1町の首長で構成される「遠州広域連携推進会議」が設置されていた。平成25年度の検討テーマに「広域連携による公共施設の適正配置等」が取り上げられたことから、全7回の研究会を通じて、公共施設の①現状把握、②課題抽出、③広域化の可能性検討、が行われた。研究会の具体的な成果は以下のとおりである。

#### 研究会の成果

- 公共施設等総合管理計画を、連携して作成
- 公共施設の現状把握（データ整理）のフォーマットを共通化し、相互比較性を向上

研究会の成果を踏まえ、浜松市では引き続き具体的な広域連携の可能性について検討を進めているところである。

さらに、広域連携の取組を県西部から県全域へと波及させるために、平成26年度には静岡県、静岡市及び浜松市が連携して県内自治体を対象とした研究会が設置される等公共施設マネジメントの広域的な推進に貢献しているのが特徴である。

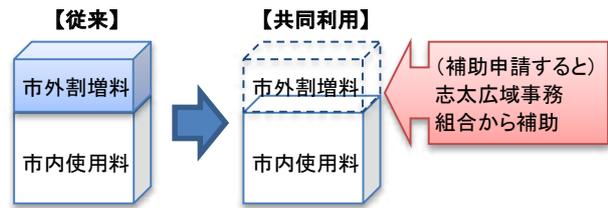
### ◆ 静岡県焼津市「藤枝市との公共施設の共同利用」

焼津市は、平成 23 年度から隣接する藤枝市との間で、文化・スポーツ施設の相互利用推進事業を開始している。焼津市と藤枝市の住民は、市外割増料のない市内料金だけでお互いの施設を利用できるようになっている。負担の公平の観点から、市外割増料分は「志太広域事務組合」からの補助で賄われる形となっている。

その後、焼津市と藤枝市は平成 25 年度に「志太 2 市広域公共施設マネジメント協議会」を設置し、施設データ収集・分析の共通化に着手した。年度末には共同で「広域施設白書」及び「広域的な施設に関する方向性（方針案）」を策定するといった成果に結びついている。

さらに、平成 26 年度には協議会に島田市が加わり、広域的な検討は広がりつつある。

図表 102 共同施設利用料のイメージ



(出典) 焼津市提供資料から作成

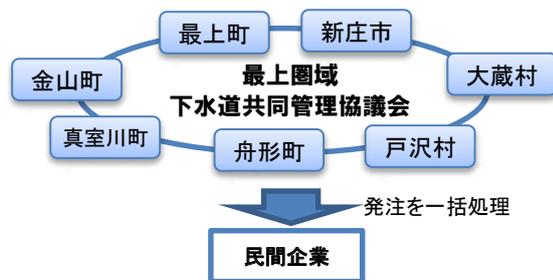
### ◆ 最上圏域下水道共同管理協議会「終末処理場業務の一括発注」

最上圏域下水道共同管理協議会は、山形県新庄市、最上町、戸沢村、金山町、真室川町、舟形町、大蔵村の 7 市町村で構成される協議会である。協議会は、複数の終末処理場に関する委託業務（水質試験・運転監視・保守点検等）の発注を一括して行うことで、経費節減と効率的な運転管理を目指している。

終末処理場は各市町村が引き続き保有しており、協議会は下水道法上の管理者権限を持つものではないが、権限の移動を伴わない分、導入しやすいスキームになっている。

各自治体に施設の管理権限を残したまま、発注に係る事務手続部分を共同で実施し、共同発注によるコスト低減とサービス向上を図るこの手法は、対象物がインフラかどうかに関わらず応用可能な手法と考えられる。

図表 103 最上協議会のイメージ



(出典) 第 12 回社会資本メンテナンス戦略小委員会（第 2 期）第 3 回配布資料から作成

### ◆ 高知県高知市「高知県との図書館共同設置」

高知市立図書館は昭和 42 年、高知県立図書館は昭和 48 年に建設されており、いずれも老朽化に伴うサービス維持・向上の限界が指摘されていた。県・市それぞれが図書館の建替えを検討していたところ、平成 19 年に高知県知事から高知市長に対して新図書館の共同設置が提案され、共同設置に向けた具体的な検討が始まった。

公共施設の共同設置は一般的に難易度が高いと考えられている中、具体的な検討が比較的早く進んだ背景には、以下のような点が挙げられる。

#### 共同設置の成功要因

- 高知市長から建替え地として、市街地にある小学校跡地の再利用が提案され、早い段階で場所の問題が解決したこと。
- まずは基本協定で大枠を合意した上で、個別論点を随時調整していくトップダウン方式で進めたこと。
- 一部住民からも様々な意見が出されたが、徹底した情報公開と住民説明・議論をもって対応したこと。

検討過程では様々な論点が提示されたが、これまでに調整されてきた論点、引き続き調整が必要な論点として、以下のようなものがある。

図表 104 共同設置の主な論点

調整済みの論点	今後調整すべき論点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役割分担：(市)窓口業務等の住民サービス部分、(県)市町村業務の後方支援</li> <li>● 権利関係：所有権は床面積を基準とし、共有部分は蔵書数ベースで按分</li> <li>● 民間委託：コア業務は直営(市は司書を正規雇用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館の運営体制：現在は館長 2 名体制を想定</li> <li>● 民間委託の可能性：コア業務以外の維持管理業務等は委託を検討する</li> </ul>

新図書館は平成 29 年中に開館予定である。新図書館は、図書館サービスの向上を図るとともに、コンパクトシティや中心市街地の活性化等にも貢献することが期待されている。

図表 105 完成予想図



(出典) 「新図書館等複合施設の概要」から引用。

## (10) 住民との合意形成の充実（合意形成面の課題への対応）

### 概要

公共施設の現状と今後に関する具体的な情報提供・コミュニケーションの充実が必要である。なお、公共施設の今後に関する情報提供については長期にわたる計画のため、社会経済情勢等の変化等により、必要に応じて、提供情報を更新することもあるといった柔軟性をもつ必要がある。

行政と住民・利用者で情報を共有して、行政と住民・利用者の情報格差を減少させることにより、総論賛成・各論反対から脱して各自自治体で方針を持って合意形成を図る必要がある。なお、公共施設は公共財であり、市場で供給される私的財とは異なり、経済合理性以外の公益的な必要性から設置される要素がある。また、住民・利用者アンケート結果からもわかるように、全員合意を得ることや個別の反対論をすべて排除することは困難という認識を持つことも必要である。

その上で、方針や計画は責任主体たる行政による十分な説明が必要不可欠であるとともに、行政組織や議会における既存制度に則った手続きを踏まえて策定されねばならない。また、住民に対しては複数の選択肢（例：①現行施策を維持する②廃止する③統合複合化）とその前提条件（例：選択肢①～③の場合の10年後のサービス内容と財政状況と税負担のシミュレーション）を住民が意思表示可能な段階で提示することにより住民同士の具体的な議論や住民全体で議論した場合の意見の縮図の把握が実現できる可能性がある。

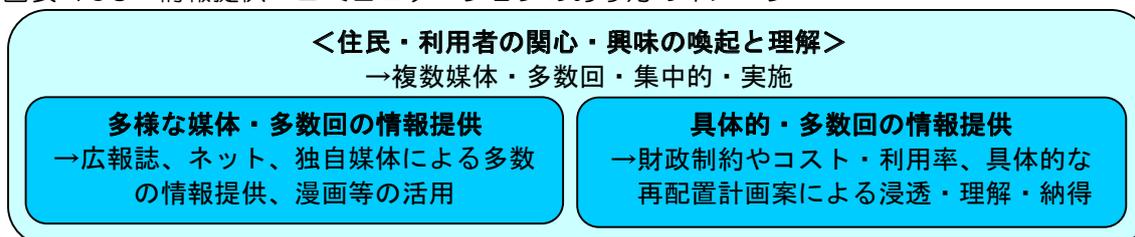
### ポイント

#### ◆ ①情報提供の充実

公共施設マネジメントは、総合計画やまちづくり、行財政改革といった地方自治体の全体的な方向性のみならず、個別施策や事業の実施水準や内容に影響するテーマである。住民・利用者の関心・興味の喚起や理解度向上のため、方針・計画の策定時には短期間に集中的に情報発信の機会の提供が有効と思われる。

その際、住民・利用者は、広報誌やHPなどの比較的ベーシックなスタイルでの行政からの情報提供に対するニーズが最も高いと思われる。複数媒体・多数回・集中的にマネジメントの必要性や白書などの現状の情報を提供することで、住民の関心・興味の喚起や理解度向上につながり、施設再配置計画などへの賛同が得やすくなるであろう。先進事例では全体・地域合わせて20回程度の説明会を実施している。また、利用者の認識向上のための情報提供手法は、様々な場所でシンプルで目に付きやすい情報発信方法の工夫もなされている。

図表 106 情報提供・コミュニケーションのあり方のイメージ



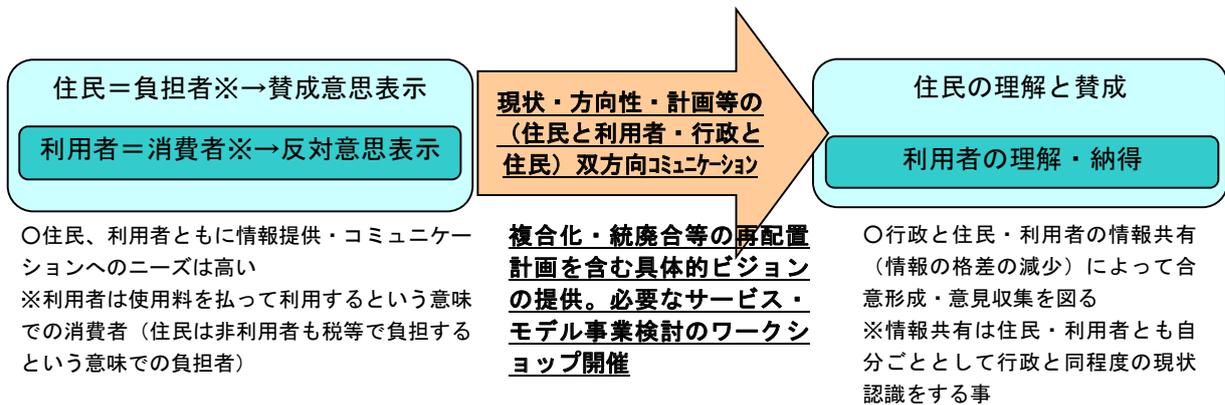
## ◆ ②コミュニケーションの機会づくり

住民・利用者は、財政制約や利用率といった現状や今後の全体的な方針までの情報提供では、自分にとっての問題として捉えずらい面があることは否定できない。合意形成を図るためには、いわば“自分ごと”として捉えられるような、身近な地域の施設や利用する施設に関する現状を全体の問題と共に伝え、今後の複合化・統廃合等の再配置計画を含む具体的な情報提供が必要である。

また、身近で直接的な問題のため、広報等での情報提供のみならず、行政による説明会や住民・利用者との意見交換といった双方向コミュニケーションも必要である。複合化・統廃合等の再配置計画を含む具体的なビジョンの提供のみならず、モデル事業等の検討をワークショップで検討することも有効である。

なお、ワークショップ形式については、先進事例でも様々な形式で実施されている。実施事例からは、①ワークショップの位置づけと活用方法の明確化②学識者等客観的・専門的な第三者のコーディネータを介在させる③無作為抽出による参加者公募（住民全体で議論した場合の縮図を把握する事）④対象施設に関する十分な情報提供（利用状況、管理運営費用、老朽化状況、課題や制約、複合化などの各選択肢における将来の財政状況やサービスのシュミレーション等）⑤存続・廃止といった施設ありきの議論ではなく必要な機能やサービスの議論の積み上げを実施（利用者を含む住民全体で議論した場合の縮図を把握する事）がポイントと考えられる。

図表 107 住民合意形成に向けた情報提供のあり方のイメージ

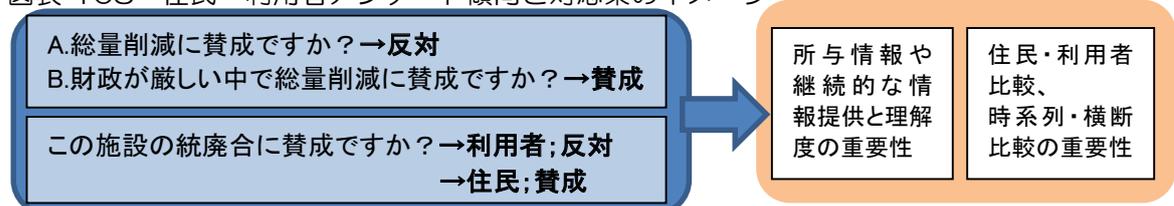


## ◆ ③アンケート活用による情報収集と理解度向上

住民・利用者からの情報収集手法としてアンケートが実施されることが多い。このことにより主張の明示されやすい利用者の意見だけでなく、サイレントマジョリティを含む住民総意の意見収取が可能になる。しかし、公共施設の種別によって、住民と利用者で公共施設に対する認識は大きく異なる。例えば不特定多数が利用できるが実態としては住民の一部の利用者に限定されている施設などが該当する。また、住民・利用者ともに公共施設量の増減意向については、設問等において財政制約等の情報を加えるか否かによって、回答傾向が大きく異なる。

アンケート設計においては、住民と利用者それぞれに対し、どのような情報を加えた上で（またはあえて情報を与えないで）、どのような意向を把握したいのか目的を明確化する必要がある。また、例えば総量削減の賛意を把握したいのであれば、住民と利用者の比較のみならず、情報を加えた場合とそうでない場合で比較する、一定期間において同じアンケートを実施して比較する、隣接自治体と同じ設計で実施して比較するといった方法が有効である。

図表 108 住民・利用者アンケート傾向と対応策のイメージ



## 紹介事例

### ◆ 長野県須坂市「公共施設再編計画基本方針」策定時の情報提供

須坂市では、今後の公共施設のあり方を検討するに当たり、利用者に施設管理の現状を知ってもらうため、福祉施設、公民館、小・中学校、体育館、図書館、博物館、公園、動物園、児童クラブ、消防本部等約 90 施設の玄関等の利用者の目につきやすい場所に、「公共施設コスト表示」掲示している。

情報内容は建設からの経過年数と維持管理費の 2 項目とシンプルであり、維持管理費は利用者一人当たり・市民一人当たりを掲示する等、「目に付きやすく」「直感的に分かりやすい」ものとなっている。

図表 109 須坂市における「公共施設コスト表示」（保健センターにおける例）

No 1

# 公共施設コスト表示

いつもこの施設を大切にご利用いただきまして、ありがとうございます。  
この施設について、お知らせします。

**この施設は「保健センター」**です。

**「昭和 56 年 3 月」に建設**しました。平成 26 年で **「33」年経過**しています。

**施設の維持管理**に、光熱水費や修繕費などの**費用**（人件費除く）**「4,142,000」円**と、**職員「0.28」人分の仕事量、「1,066,000」円の人件費**がかかっています。

年間利用者数 10,860 人、須坂市人口は 52,396 人でした。

施設の維持管理には、**利用者一人あたり「480」円**かかっています。  
**市民一人あたり「99」円**かかっています。

引き続きこの施設を大切にご利用願います。

※平成 24 年度に支払ったお金や利用者数、須坂市人口を使って計算した結果です。

この表示に関するお問い合わせ先：[総務課行政改革推進係【電話：248-9000\(課専用\)】](tel:248-9000)

（出典）須坂市ホームページ（<http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/seisaku/cost/>）から引用

## ◆ 神奈川県鎌倉市「公共施設再編計画基本方針」策定時の情報提供とコミュニケーション

鎌倉市では40年間の施設再編ロードマップや具体的な再編パターンの例示を含む「公共施設再編計画基本方針」の策定に当たって、広報紙や独自広報、アンケート実施、シンポジウム開催等、多様な手段で情報提供・収集を実施した。また、外部組織としての「公共施設再編計画策定委員会」設置（傍聴可能）によって、客観性・専門性を確保している。

なお、基本方針策定委員会は、基本方針策定後も再編計画の策定に向け審議を継続するとともに、鎌倉市においても「再編計画ニュース」の発行継続、鎌倉女子大学の協力を得た「マンガでわかる公共施設再編の取組」の作成、地域別の再編シミュレーションに関するワークショップ開催、年1回のシンポジウム開催等継続的に情報提供、コミュニケーションを実施している。

図表 110 「公共施設再編計画基本方針」における情報提供と方針の住民の役割や意見の位置づけ

「公共施設再編計画基本方針」策定に当たっての 住民への情報提供・コミュニケーションの実施状況	
①広報紙；「広報かまくら」掲載6回（全戸配布）	
○主な掲載内容	・白書作成、施設更新問題の提起、策定委員会傍聴者募集、再編の取組み、シンポジウム開催等
②独自媒体；「再編計画ニュース」発信3回	
○主な掲載内容	・策定委員会開催、基本方針素案概要、シンポジウム開催等
③「公共施設再編計画策定委員会」；開催4回（傍聴可）	
○主な議事内容	・ロードマップ、基本方針素案、市民アンケート、パブリックコメント等
④市民アンケート実施	
○主な設問	・公共施設のあり方の今後の方策（現状施設の維持、集約化・複合化、広域連携、民間施設活用等） ・優先的に維持すべき施設（小中学校、図書館、保育園、福祉センター、スポーツ施設等） ・削減しても良いと考える施設（老朽化施設、利用度が低い施設、経費が高い施設等） ・受益者負担（全ての経費、光熱費相当分、民間施設と同程度等）
⑤シンポジウム開催	
・目的；公共施設の現状や取り組み状況の情報共有及び今後の公共施設のあり方を考える機会提供	
・主な構成（基調講演、取り組み状況説明、パネルディスカッション、質疑応答）	
⑥パブリックコメント実施	
○意見提出数51通	
○主な意見	・外部委託の必要性の疑問 ・意見募集期間（約1ヶ月間）が短い（一方で検討のスピードアップ要請もあり） ・広報の充実の要請 ・削減目標の根拠の説明要請 ・学校複合化への反対意見

（出典）鎌倉市「公共施設再編計画基本方針」等から作成

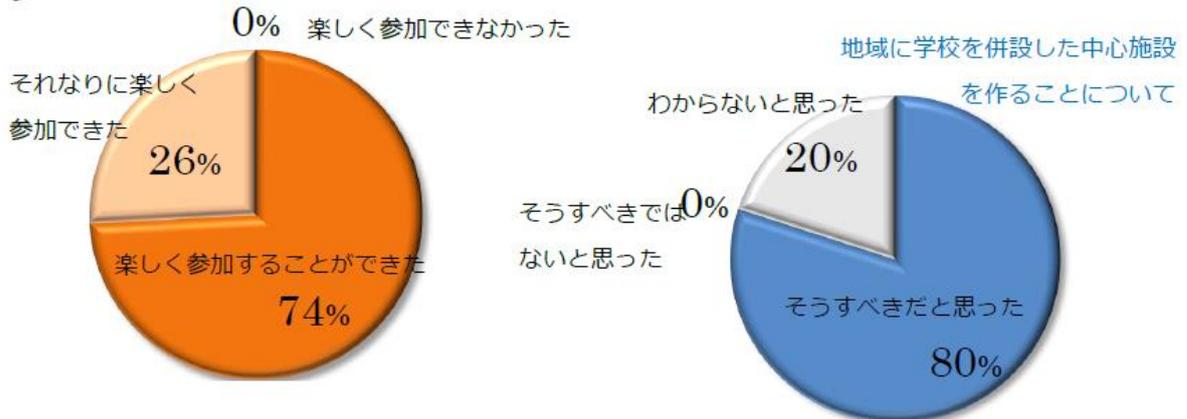
◆ 埼玉県宮代町「あったらいいなこんな場所」(公共施設再編ワークショップ)

宮代町では約10年後から建替えがはじまる小中学校や公共施設の新しい姿について意見やアイデアを得て今後のプランにつなげていくため、無作為抽出した町民1,000人から参加表明した32名でワークショップを開催した。プラン策定の前段階の必要な施設機能を論議するワークショップを展開した。その結果、負担者と消費者の垣根を越え様々な希望が出されると推察される。また、学校を併設した中心施設建設について8割から賛成を得ている。

図表 111 宮代町における公共施設再編のためのワークショップ参加者アンケート(抜粋)



市民ワークショップに参加した率直な感想をお聞かせください。

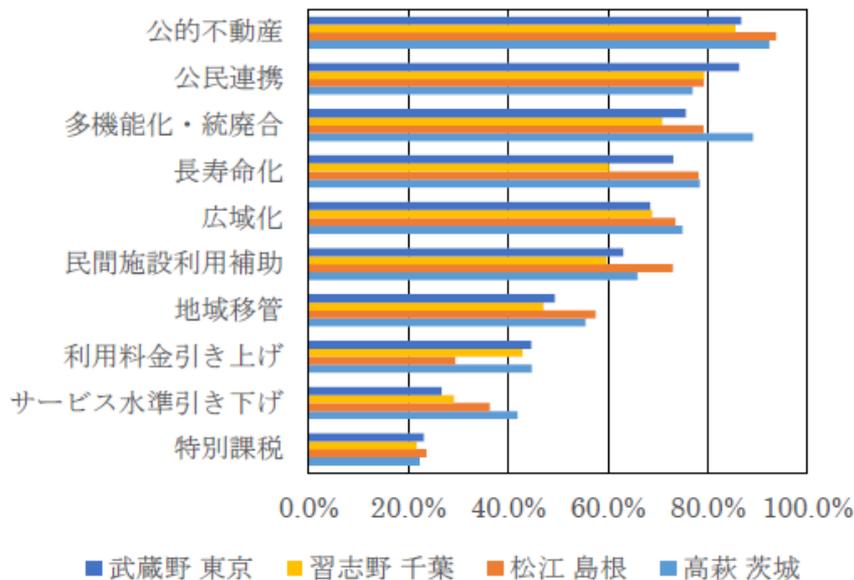


(出典) 宮代町ホームページ (<http://www.town.miyashiro.saitama.jp/>) から引用

◆ 東洋大学公共施設再編に関するアンケート

東洋大学では「反対するのは利用者であるが、利用者は合理的な考え方をする」という仮設に基づき、付属資料で財政制約や老朽化の状況を説明したうえで、共通的なアンケートを実施している。実績によれば、具体的な対応手法については、「料金引上げ等の負担増の手法」よりも「統廃合や広域化等公共施設の量を削減する手法」の賛成比率の方が高くなることで傾向は類似している。

図表 112 公共施設のあり方に関する住民アンケート(対応手法の賛成割合の結果抜粋)



(出典) 根本祐二「インフラ老朽化問題への望ましい対処のあり方」東洋大学 PPP 研究センター紀陽 NO.4 2014 から引用

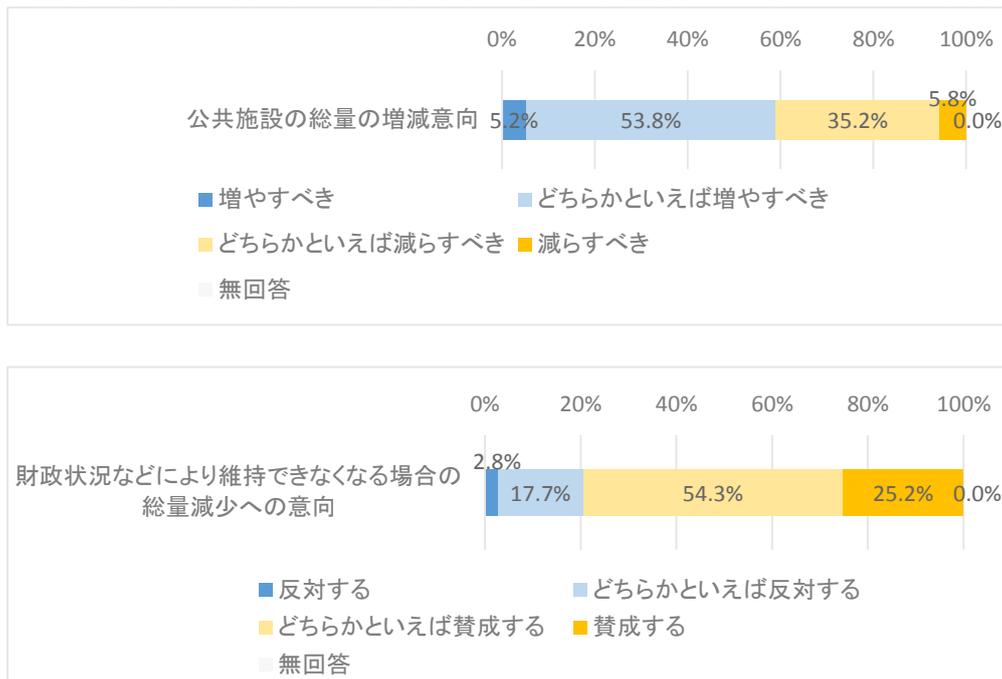
### ◆ 本調査の住民アンケートにおける施設総量の意向

本調査の住民アンケートでは、「公共施設の総量の増減意向」とともに「財政状況等により維持できなくなる場合の総量減少への意向」に関する設問を設定している。前者の設問は約6割が「増やすべき」と回答しているが、後者の設問に対しては約8割が総量減少に賛成と回答している。

情報提供とその理解度によって、総量意向も正反対になる可能性があることを端的に示唆しており、公共施設のあり方の住民合意形成においては情報提供と住民理解度向上が重要であると考えられる。

図表 113 本調査の住民アンケート

(総量増減意向(上)及び維持できなくなる場合の総量減少への意向(下) 結果抜粋)



## (11) 将来ビジョンの明確化（合意形成面の課題への対応）

### 概要

公共施設マネジメントは、総務省の「公共施設等総合管理計画」における望ましい将来見通しが30年程度とされているように超長期にわたるものである。これは総合計画における基本構想と同程度の期間である。

また、長期にわたる公共施設マネジメントは、公共施設の設置と管理運営主体である行政内のほぼ全ての部署の事務事業の実施に影響を与えるものであるのみならず、住民生活上も、負担面でも影響を与えるものである。それゆえ、個別分野ごとの計画や事務事業の実施に比べて、当事者（職員・議員・住民等）の範囲は幅広く、最低限認識しておくべき理念・ビジョンのレベルの内容の明確化と当事者による共有が必要である。

その上で、方針・計画は責任主体たる行政による十分な説明が必要不可欠である。また、住民からの意見収集はした上で、基本的な方針や計画は施策の立案責任者である行政が立案し、議会制民主主義という原則のもと決定されるべきである。

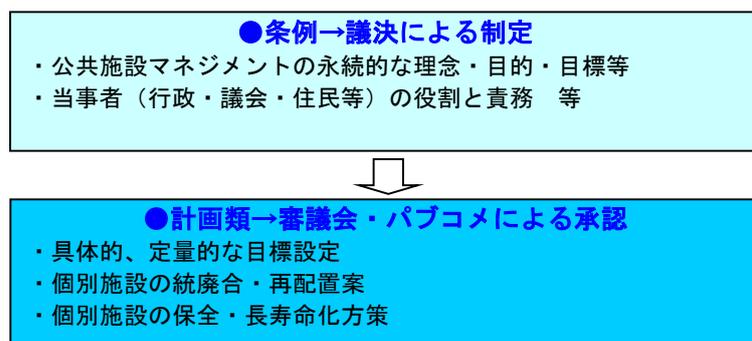
### ポイント

#### ◆ ①条例化によるビジョンの明確化と行政・議会・住民等の役割の明示

個別の施策や事業を検討するにおいては、審議会での審議・答申やパブリックコメントを経て、3～10年間程度の計画が策定され、庁内、市民に情報提供・共有がなされて実施局面に移行することが多い。

超長期にわたる公共施設マネジメントの理念や目的について条例化（議会で議決）することにより、公共施設マネジメントというテーマが個別の計画や事務事業とは一線を画すものであることが明確化される。また、条例において、各当事者（行政・議会・住民等）の役割を明示することにより、当該自治体における公共施設マネジメントの推進の制度的な拠り所とすることもできる。

図表 114 公共施設マネジメントに関する条例の位置づけイメージ



#### ◆ ②基本方針による目標を達成するための再配置計画策定

住民・利用者との情報共有という面において同様に、段階に応じて、公共施設マネジメントにかかるコスト削減目標等定量的な目標値、具体的な統廃合対象施設等の要点等について、分かりやすく明確な情報提供・共有のための活動が求められる。

## 紹介事例

### ◆ 千葉県習志野市「公共施設再生基本条例」と「公共施設再生計画」

習志野市では、長い再生計画の期間中においては、当事者（首長・職員・議員・住民等）が変わっていく過程で、当初の理念が変わってしまうことが想定されたため、理念レベルの統一を図るため「公共施設再生基本条例」を制定した。条例では市民責務条項（次世代の負担を軽減、財政負担に関する理解）を設けている。

また、条例設置に先立って地区別の複合化・建替案を含む「公共施設再生計画」を策定した。その際、素案について市民説明会・意見交換会を実施（100名程度出席）するとともに、住民や利用者の要請に応じて出前講座（約20回）を開催している。

図表 115 習志野市の公共施設再生基本条例と公共施設再生計画

「公共施設再生基本条例」（平成26年7月制定）	
（目的）	第1条 この条例は、公共施設の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくするような魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。
（基本理念）	第3条 公共施設の再生は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 (2) 限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、 <u>次世代に過度の負担を課さず、世代間の公平性が確保されるよう取り組むこと。</u> (3) <u>公共施設の再生の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組むこと。</u>
（市の責務）	第4条 市は、公共施設再生事業について総合的かつ計画的な取組に努めるものとする。 3 市は、公共施設再生事業に関する財源を確保することに努めるものとする。 4 市は、公共施設再生事業を推進するに当たっては、 <u>市民の理解と協力を求めるとともに、公共施設に関する情報をわかりやすく周知するものとする。</u> 5 市は、公共施設再生事業を推進するに当たっては、公共施設の再生に関する理解を深めることを通じて公共の福祉の増進に寄与し、 <u>効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう、関係団体及び事業者に対して求めるものとする。</u>
（住民の責務）	第5条 市民は、 <u>次世代の負担を軽減するため、公共施設の再生並びに管理運営及び維持保全に必要な現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めるものとする</u>



「公共施設再生計画」の目標・目標等	
●目的	1. 時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供すること 2. 人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現すること 3. 将来世代に負担を先送りしないこと
●目標	1. 公共施設が適性に維持されること 2. 公共施設の延べ床面積を削減し、再生整備に必要な事業費を30%圧縮する 3. ファシリティマネジメントを導入し、公共施設について事後保全から予防保全に転換し、長寿命化を図りライフサイクルコストを低減する
●目標を実現するための3つの前提	1. 「機能」と「施設（建物）」の分離    2. 保有総量の圧縮    3. 施設の質的向上
●目標を実現するための7つの基本方針	1. 施設重視から機能重視、多機能化・複合化の推進 2. 更新事業費圧縮、機能を維持し建物を削減 3. 人口増減と市民ニーズを勘案して更新の優先順位を決定、優先順位は建物でなく機能 4. 未利用地の原則売却・貸付、利用者負担適正化による財源確保 5. 計画的な維持保全による長寿命化。予防保全によるライフサイクルコスト削減 6. バリアフリー、環境負荷低減等機能面での質的向上を図る 7. 災害時避難場所としての役割強化

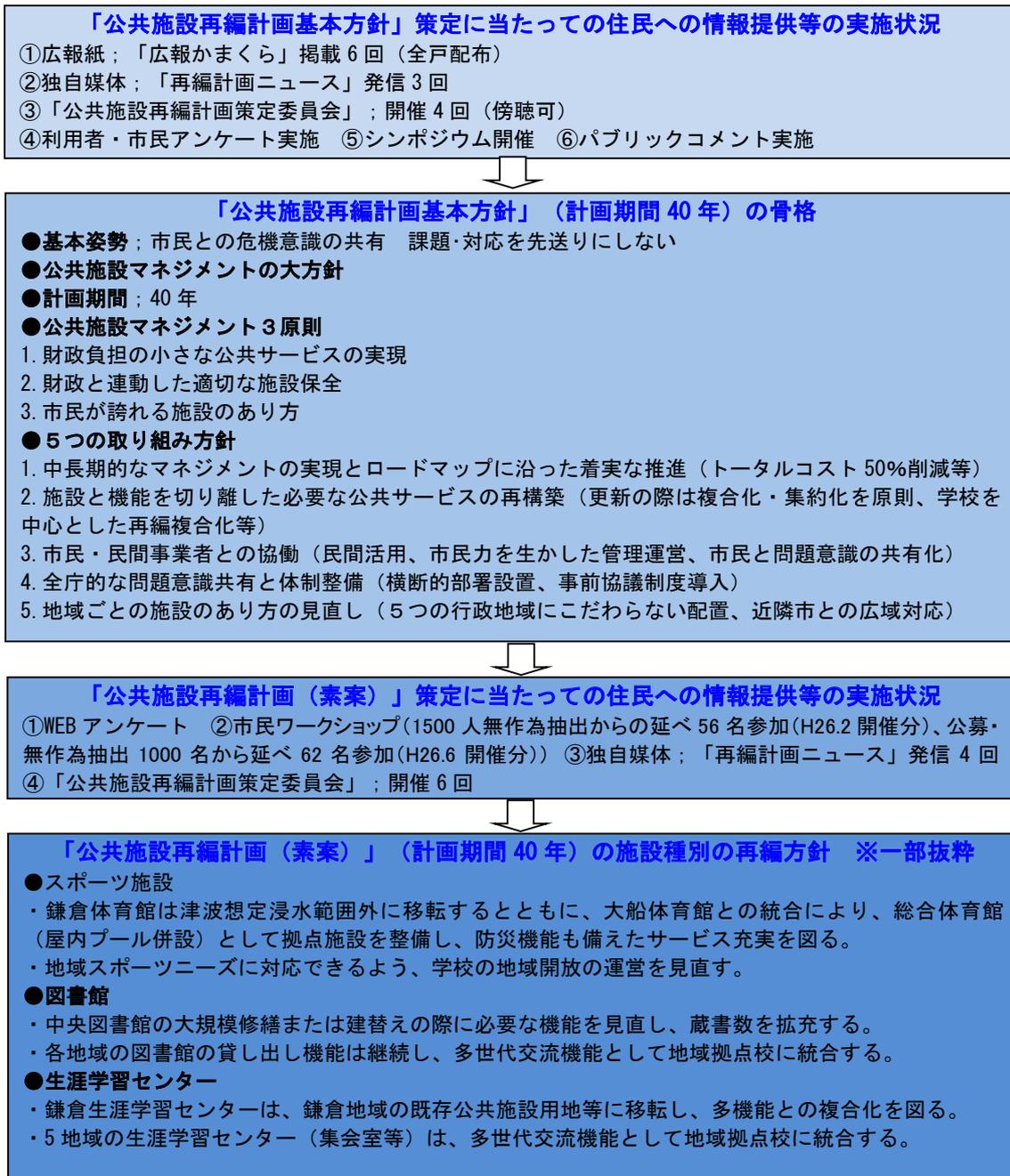
（出典）習志野市「公共施設再生基本条例」「公共施設再生計画」を基に一部抜粋、下線は筆者作成

## ◆ 神奈川県鎌倉市「公共施設再編計画基本方針」「再編（公共施設再編）計画（素案）」の策定と情報提供

鎌倉市では公共施設再編計画の策定に先がけ、今後40年間の施設再編ロードマップや具体的な再編パターンの例示を含む「公共施設再編計画基本方針」の策定した。再編計画の理念となる基本方針の基本姿勢のひとつを「市民との危機意識の共有」とし、施設再編に向けた取組として、「分野別・地域別の再編計画策定にあたり地域住民代表を交えたワークショップの開催」や「モデル事業実施における地域住民・NPO等による運営、能力・ノウハウや資金面での民間活力等により、財政負担の平準化やライフサイクルコストの縮減を目指す」ことを位置づけている。

翌年度にはワークショップ等を開催して意見を収集しながら、「公共施設再編計画（素案）」を作成している。

図表 116 「公共施設再編計画基本方針」における情報提供と方針における住民の位置づけ



（出典）鎌倉市「公共施設再編計画基本方針」「公共施設再編計画（素案）」から作成

## 第4章 新たな公共施設マネジメント

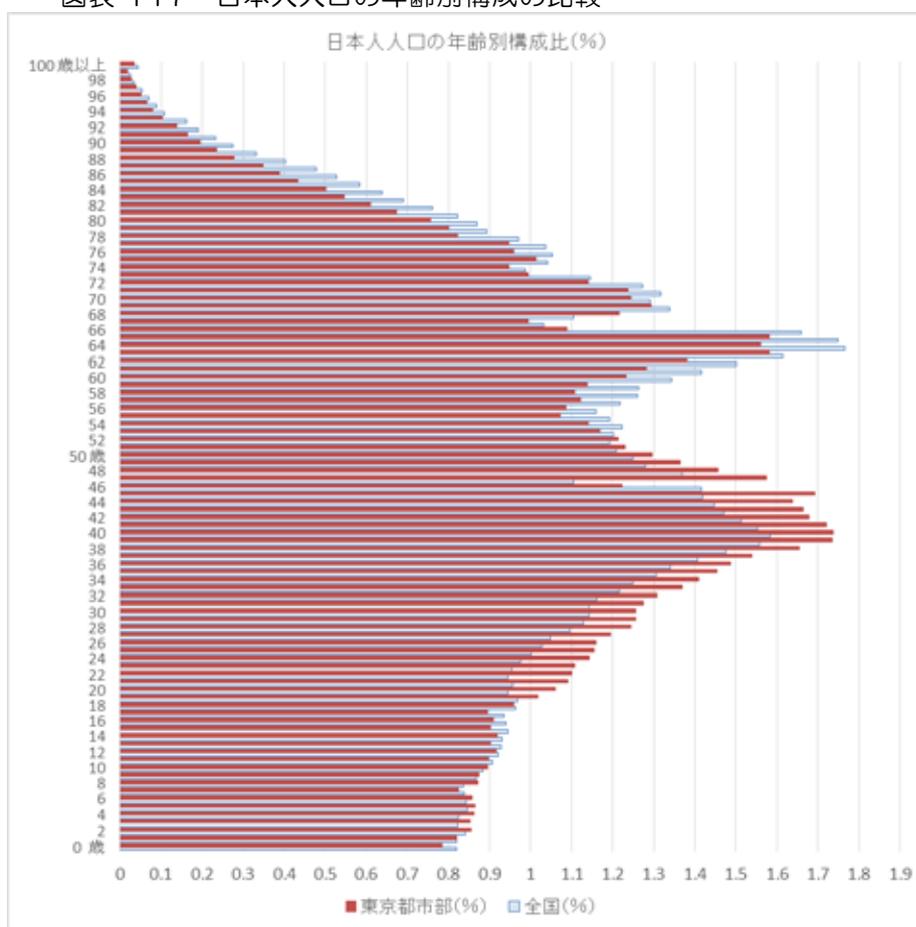
### 4.1. 新たな多摩地域の公共施設マネジメントに向けた特徴

公共施設マネジメントは短期的な取組には終わらず、今後も永続的に推進の必要がある。そこで、長期的な視点における多摩地域における公共施設マネジメント推進にあたって、その特徴を整理する。

#### (1) 人口構成比

日本人人口の年齢別構成をみると、多摩地域は全国に比べて50歳以上の割合が低く、20歳から50歳までの割合が高い傾向にある。すなわち、全国に比べて公共施設を利用する住民の世代的な多様性が高いことが想定されることから、多様な利用者を想定した情報提供や合意形成を充実させることが求められる地域であるといえよう。

図表 117 日本人人口の年齢別構成の比較



(出典) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 25 年 1 月）」及び総務省統計局「人口推計（平成 25 年 10 月 1 日現在）」から作成

#### (2) 広域連携のはじまり

平成 26 年度、多摩地域の 26 市は「多摩地域公共施設マネジメントセミナー」を開催し、「各自治体がどのような取組をしているのか」等互いの情報交換を進めるとともに、他地域における先進事例から積極的に講師を招聘し、そのノウハウの共有に取り組むとともに、人的交流も活発に行っている。

今後はより具体的な公共施設マネジメント活動を連携して推進していくことが期待される。

### (3) 比較的健全な財政状況

多摩地域における公共施設関係の財政状況は、住民一人当たり維持補修費や普通建設事業費が全国平均を下回るなど、全国の自治体と比べて比較的健全な状況を維持できている。人口減少が始まった自治体が、過去の公共施設投資に起因する負担抑制に苦慮する現状を鑑みると、多摩地域においては今後の人口減少を見据え先行して公共施設に係る投資の抑制や調整に努めることで、将来的な財政負担の軽減を図ることが期待できる。

### (4) 密度の高い公共施設利用環境

多摩地域は、比較的狭い範囲に多くの人口と公共施設が集中している。さらに、鉄道を中心とした公共交通機関も発達していることから、住民にとって自治体の枠を超えた公共施設の相互利用がしやすい環境が整っていると考えられる。

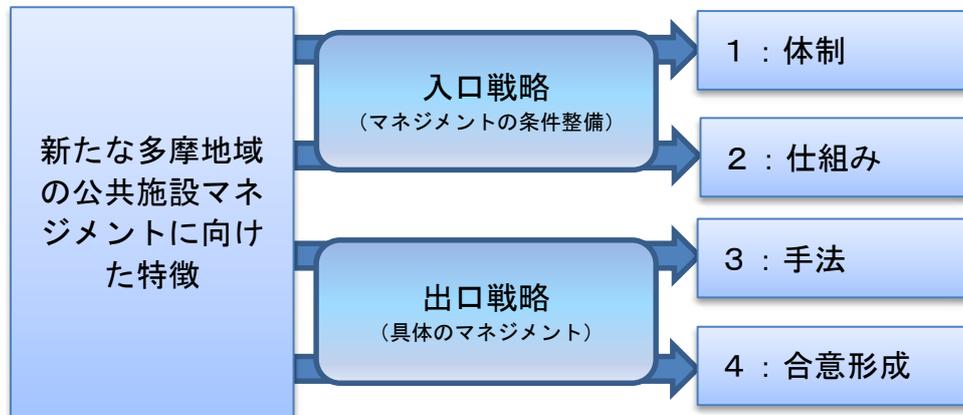
図表 118 多摩 26 市の図書館・体育館の設置状況

自治体名	体育館			図書館		
	建設年度	総延床面積(m <sup>2</sup> )	年間延利用者数(人)	建設年度	総延床面積(m <sup>2</sup> )	蔵書数(冊)
八王子市	S49	6,299	413,392	S60	5,581	917,000
立川市	S55	8,453	239,723	H6	4,951	473,000
武蔵野市	H1	13,010	474,464	H6	7,529	583,000
三鷹市	S43、S48	①1224.52②2721.7	①40607②101,249	S59	3,172	107,000
青梅市	S55	6,842	159,645	H20	3,440	273,000
府中市	S46	13,899	251,867	H19	6,076	890,000
昭島市	S49	8,377	285,438	S48	1,505	213,000
調布市	S60	6,013	182,043	H7	4,367	1,306,000
町田市	H3	24,767	441,756	H3	5,262	5,405,000
小金井市	S63	7,341	286,766	S50	1,956	269,000
小平市	S59	8,353	256,874	S60	4,771	467,000
日野市	S54	2,555	88,973	S48	2,220	78,900
東村山市	S57	11,808	559,581	S48	1,616	209,000
国分寺市	S60	4,227	138,586	S57	960	140,000
国立市	S57	6,124	202,478	S49	1,511	444,000
福生市	S48	4,462	121,050	S54	2,949	242,276
狛江市	S60	5,889	197,962	S52	1,623	298,000
東大和市	S63	4,908	54,386	S58	2,690	327,000
清瀬市	S52	1,730	45,974	S49	1,620	129,000
東久留米市	H11	8,125	417,944	S53	2,545	258,000
武蔵村山市	H14	5,537	37,951	S48	422	63,000
多摩市	S58	7,692	72,766	S57	5,480	355,000
稲城市	H3	8,287	197,186	H17	3,485	313,000
羽村市	S51	6,302	123,580	H13	3,279	378,000
あきるの市	S54	5,782	138,063	H18	3,423	250,950
西東京市	H5	4,965	216,161	S50	1,571	240,000

(出典) 自治体アンケート調査結果より作成

以上の特徴を踏まえ、次頁以降において「体制」「仕組み」「手法」「情報提供」の4つの視点から、長期的視点に立った新たな多摩地域におけるこれからの公共施設マネジメントのあり方について整理する。

図表 119 多摩地域における新たな公共施設マネジメントのあり方の整理



## 4.2. 新たな多摩地域の公共施設マネジメント

### (1) 体制：「(仮称)多摩地域公共施設マネジメント連携会議」の設置

前述のように、多摩地域は平成 26 年度から公共施設マネジメント担当者の交流を実施している（P89）。次年度以降もこのような取組が継続される可能性があり、将来的には、このように得た知見・知識やネットワークを活かし、より具体的な公共施設マネジメント活動を連携して推進していくフェーズになると推測される。

そこで、将来の多摩地域における公共施設マネジメントの体制として、「多摩地域公共施設マネジメント連携会議」（以下、「連携会議」という。）の設置が考えられる。

「研究・連絡主体」の連携から、公共施設マネジメントの「実施主体」として発展させたものであり、以下のような機能を有する組織である。

#### 連携会議に期待される主な機能

##### ◆ 自治体間の人材交流・派遣の実施

多摩地域内の公共施設マネジメントの取組は、白書や基本方針等の策定に数年前から着手している自治体もある一方で、来年度以降に本格的な着手を予定している自治体もある等、自治体によって進捗に差があるのが現状である。

先進自治体には既に白書や基本方針等を策定するノウハウが蓄積されており、これを今後公共施設マネジメントに取り組む自治体に提供することで、多摩 26 市に加え、町村部も含めた多摩・島しょ地域全体の公共施設マネジメント水準の底上げが期待される。また、同時に多摩地域全体のより良い発展も期待できるところとなる。

近年は、いわゆる事務の委託（地方自治法第 252 条の 14）に加え、機関等の共同設置（地方自治法第 252 条の 7）や事務の代替執行（地方自治法第 252 条の 16 の 2）等、自治体間が相互に連携し、助け合うための法制度の整備も進んでいる。こうした制度を活用して当事者間での支援と負担の調整を行うほか、市町村全体の利益になる事項に関しては、都からの支援を積極的に求めていくことも必要と考えられる。

図表 120 主な連携制度（新たな法人格の創設を伴わないもの）

制度名	根拠	概要	主な事例
事務の委託	自治法第 252 の 14	事務の管理・執行を他自治体に委託する（管理執行権限が受託側に移る）	ごみ処理の委託等
事務の代替執行	自治法第 252 条の 16 の 2	他の自治体に、自らの名の下で管理・執行させる	平成 26 年度改正で創設
機関等の共同設置	自治法第 252 条の 7	長の内部組織を含む行政機関等を共同して設置する	介護認定審査会等
協議会	自治法第 252 の 2	各構成団体の長等の名において事務を管理執行	教科書採択事務等
職員相互併任による任意組織設立	(なし)	各自治体が任意組織を設立し、併任出向	地方税滞納整理機構等

こうした取組を行うことにより、以下のような付随的なメリットが期待される。

- マネジメント人材・ノウハウの共有・確保
- 首長・議会の意識啓発と関与の促進
- スケールメリットを活かしたマネジメントの具体的な検討

---

## (2) 仕組み：公共施設マネジメントシステムの開発

現在、公共施設マネジメントの取組は各自治体ごとに推進されているところである。

自治体アンケートからは、マネジメントに当たり公共施設の現状把握に相当の手間を要している実態が明らかになった。公共施設マネジメントにおいては、各公共施設に係るマイクロ要素（施設スペック、稼働状況、利用者動向、収支等）と、行政運営のマクロ視点（子育てや介護といった個別分野ごとの施策の方向性）との整合性を考えなければならない。また、全国と比べ多摩地域は公共施設を削減する余地は比較的少なく、削減を含め様々な手法を効果的に組み合わせてマネジメントをしていくことが求められる。

公共施設マネジメントにおいては情報収集、政策判断、合意形成など様々な手順が求められることから、その一連の手順を「マネジメントシステム」として体系化しておくことが有効と考えられる。

マネジメントシステムを作ることによる効果として、以下のようなものが考えられる。

### 想定される具体的なマネジメントシステムづくりの例

#### ◆ 公共施設関係データの標準化

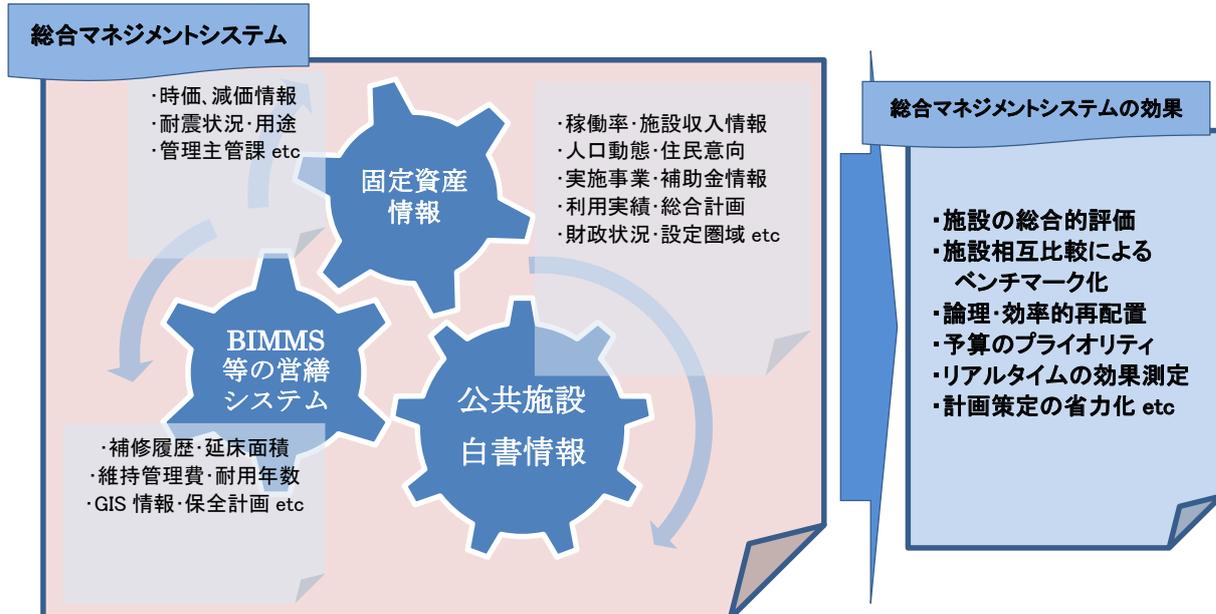
まず着手することが効果的と考えられるマネジメントシステムづくりの取組として、自治体内で各施設所管部署が連携した公共施設関係データの標準化が挙げられよう。

浜松市のデータ管理の仕組みづくり事例（P54）でも指摘されたように、他部署で公共施設マネジメントに関わるデータを管理しているため、その考え方は部署ごとに異なっており、相互比較が可能な状況となっていない場合が多い。これを標準化することで自治体内での公共施設実態の相互比較が可能になり、ベンチマークに基づく公共施設マネジメントのさらなる促進が期待される。

#### ◆ 総合的なマネジメントシステムの導入

公共施設マネジメントは今後の長期にわたる取組が必要になり、ある一時のみに力を結集して行う一過性の取組では、その課題を解決することは難しい。また、公共施設マネジメントという施策のみに継続して行政資源を投入していくことも他の行政課題が山積している中では不可能であろう。長期にわたるこの施策を継続して効果のあるものにするためにも、施設や経費の情報ははじめ、そこで行われる施策・事業を少ない労力で網羅的・有機的につなげる必要がある。そのために既存のシステムを連携させた総合的なマネジメントシステムの導入が有効的と考える。例えば、参考になるものとしては、仙台市下水道事業が認証を取得している ISO55001 シリーズ（P53）のほか、一般財団法人建築保全センターが提供している保全マネジメントシステム（BIMMS）等のシステムがある。これらは営繕面中心のシステムであるが、これに加えて所有する公共施設の時価情報等の固定資産台帳に記載されるような情報を加えることでハード面におけるマネジメントの有用性が高まる。国においても統一的基準による公会計の整備のため、固定資産台帳の整備等を要請しており、その経費を交付税措置している（総務大臣通知 平成 26 年 5 月 23 日付け）。その上で、稼働率や人口動態、補助金、住民意向などの公共施設白書に掲載されるようなソフト面の情報等を充実させ、システムにより各情報が網羅的・有機的につながることで、より効果的・客観的かつ地域の実態に即したマネジメントシステムとすることが期待できよう。

図表 121 公共施設マネジメントシステムのイメージ



### (3) 手法：広域連携

多摩地域には多くの人口と公共施設が集中し、公共交通機関も発達していることに加え、担当者間で顔が見える状態になりつつあるなど、広域連携に向けた素地が比較的整っているといえよう。また、すでに相互利用などを通じて住民が複数の自治体の公共施設を利用できる環境もあり、将来において、住民サービスの向上や行政ニーズへの対応はもとより、公共施設に係るコストを低減する手法の一つとして有効な可能性がある。ここでは改めてそのイメージを深めてみたい。

#### ◆ 施設の相互利用拡大

現在、多摩地域でも図書館や体育館を中心に施設の相互利用が実施されている。まずはこうした相互利用を拡大していく取組が考えられる。

図表 122 体育館の相互利用状況



(出典) テクノコ白地図イラスト: <http://technocco.jp/> 及び自治体アンケート結果から作成

図表 123 図書館の相互利用状況

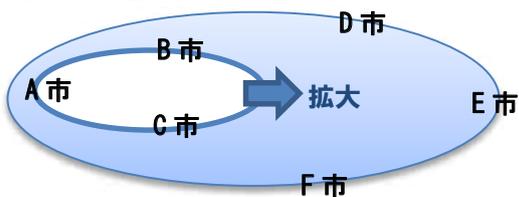


(出典) テクノコ白地図イラスト: <http://technocco.jp/> 及び自治体アンケート結果から作成。

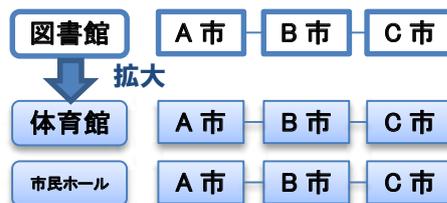
具体的には、①既存の相互利用施設（図書館、体育館）の相互利用範囲を拡大すること、②新たな公共施設分野における相互利用を開始すること（例：市民ホール等）の2つの方向性が考えられる。

図表 124 施設の相互利用拡大の方向性

①既存相互利用範囲の拡大



②分野の公共施設相互利用の開始



サービスの広域化は、他の広域化と比べてコスト削減等の効果は限定的だが実施が容易であり、具体的な広域化の第一歩として取り組みやすい内容といえよう。

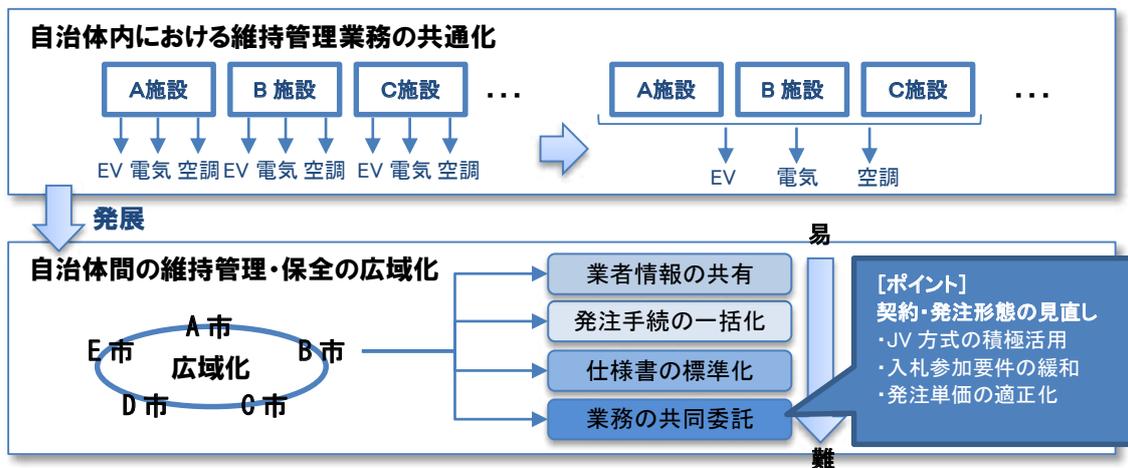
### ◆ 維持管理・保全の広域化

流山市が実施している維持管理業務の包括委託（P63）は一つの自治体内における維持管理業務の包括委託であるが、最上川圏域の事例（P78）を参考に、これをさらに複数自治体間で広域化する方向性も考えられる。まずは「維持管理業務の共同委託」が想定されるが、それ以外にも「発注一括化」「仕様書の標準化」「業者情報の共有」等、よりゆるやかな広域化手法も現実的な選択肢として念頭に置くことができると考えられる。

維持管理業務の広域化を検討する際の留意点として、まずは各自治体内で維持管理業務の共通化を進めておくことが前提になると考えられる。

また、特に「維持管理業務の共同委託」を行う場合には、発注案件数の減少に伴う地域経済への影響が懸念されるが、JV方式の活用、入札参加要件の緩和、発注単価の適正化等の契約・発注形態の見直しとあわせて検討することで、地域経済の維持・活性化と維持管理業務委託の高度化を両立させるスキームを検討することが必要であろう。

図表 125 維持管理等の広域化の方向性



### ◆ 施設の複合化の推進

多摩地域は、今後、全国同様に少子化が進むことが予測されているとともに、全国を上回る速度で高齢化が進むとされている。この点を鑑みれば、小中学校の再編・縮小と高齢者福祉施設の拡充をあわせて考えることが必要になると考えられる。

京都市や市川市の学校複合化の事例（P73）は、地域拠点としての学校施設の特徴を活かし、ニーズが減少する学校施設と増大する高齢者福祉施設というギャップの補完を目指す少子高齢化社会の到来にいち早く対応した取組であるといえよう。

多摩地域においても、まずは学校施設を中心とした複合化が有効と考えられる。学校施設の複合化には補助金適正化法の制約や児童・生徒のセキュリティ確保等の制約があるが、多摩地域で実績を蓄積し、制約要因への対処ノウハウを共有することが期待される。

施設の複合化が普及していけば、将来的には自治体圏域を超えた複数自治体による複合施設の設置等、広域連携との相乗効果も期待されよう。

図表 126 施設の複合化の推進

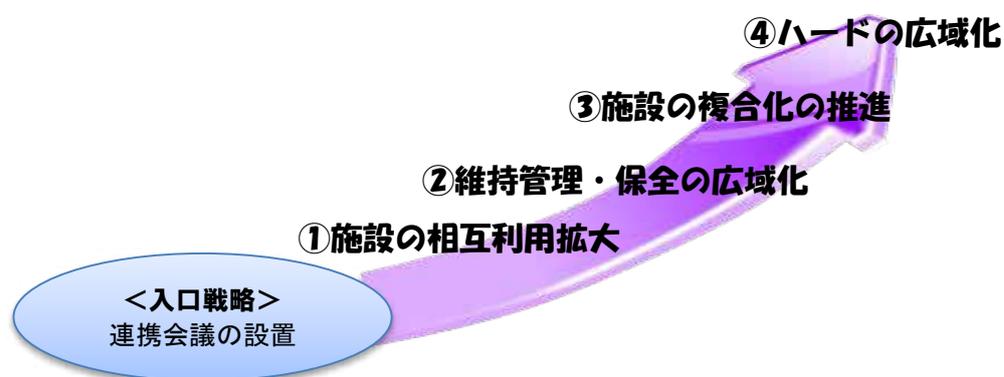


#### ◆ 施設保有の共同化（ハードの広域化）

これまでの調査で、公共施設そのものを共同保有する「ハードの広域化」は、他の広域化手法と比べて難易度が高い可能性があることがわかった。特に既存施設の広域化は、各自治体の施設に対する様々な事情も関わることから、実現にはかなりの困難が伴うことが予想される。

高知市の事例（P79）を参考に考えれば、ハードの広域化は、「新規施設の共同設置」という形で進めることにより比較的实现可能性があるものと考えられる。高知市では県知事と市長のトップ会談で検討が開始したが、これをボトムアップで進めていくためには、それぞれの自治体が、いつ、どのような公共施設の設置を検討しているかという情報を相互に共有しておくことが重要である。その点においては、「入口戦略」としての推進会議の設置を基点として、相互利用や維持管理の広域化、複合化の推進等の取組の延長上に、新規施設の共同設置というハードの広域化が位置づけられることになる。

図表 127 ハードの広域化に向けたステップ



## (4) 合意形成：多様なニーズを踏まえた合意形成

既に触れたように、多摩地域は全国に比べて50歳以上人口の割合が低く、20歳～50歳人口の割合が高いという特徴があり、多様な世代からのニーズに応える公共施設サービス提供が求められる。また、住民・利用者アンケート結果によれば、公共施設の利用者は特定の住民に集中している傾向が強いことや、統廃合も含めた再編の可能性を考えるに当たり、そもそも十分な公共施設情報が提供されていない可能性が高いことが明らかになった。公共施設マネジメントにおいて施設利用者の意見は重要な要素であるが、一方で施設にかかるコストを負担するのは住民全体であることを考えると、施設利用者のみならずサイレントマジョリティである住民全体の意見にも積極的に耳を傾ける必要がある。

これらの傾向を鑑みれば、これからの公共施設マネジメントにおいては、以下のような取組が求められるといえよう。

- ・ 情報提供：広域的な情報提供基盤の構築
- ・ 情報収集：住民全体からの情報収集の充実
- ・ 意思決定：行政の立案・実行責任の確保及び徹底具体的な取組例

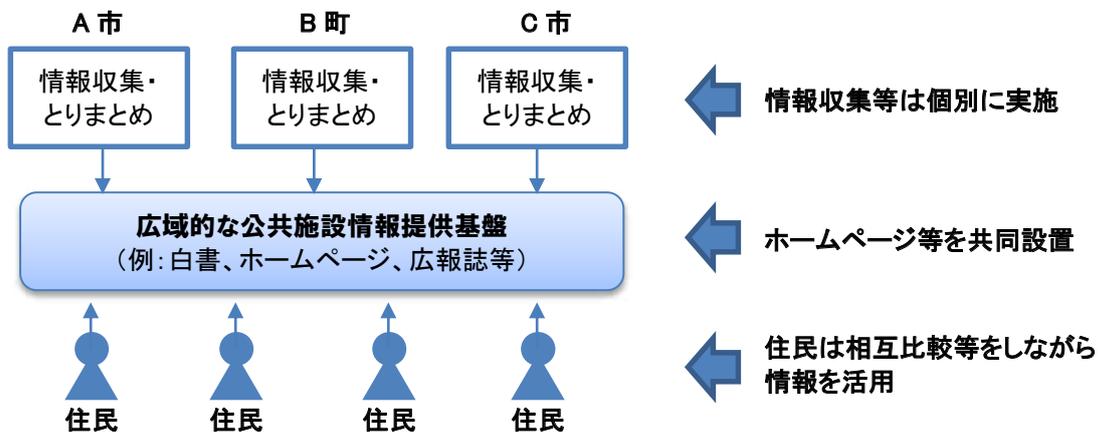
### 具体的な取組例

#### ◆ 情報提供：広域的な情報提供基盤の構築

現在、公共施設に関する情報は各自治体が個別に白書を策定する等して対応しているところである。

この情報提供のベースとなる基盤を多摩地域で連携して構築することで、スケールメリットを活かした事務コストの削減、住民・利用者間での施設選択性・利便性の向上、施設間の比較可能性の向上等の効果が期待できる。情報提供基盤のイメージとしては、共同ホームページの設置、白書の共同作成、広報誌の共同発行、等が想定されよう。前述の「マネジメントシステム」づくりの中で施設情報の標準化を行っておけば、情報提供部分のみを共同化することはそれほど難しくはないと推測される。

図表 128 広域的な情報提供基盤づくりのイメージ



#### ◆ 情報収集：住民全体からの情報収集の充実

上記のような情報提供の充実に当たっては、そもそも住民や施設利用者が、どのような情報を知りたいと考えているのか、ということ把握することが重要であろう。情報提供はともすれば「行政目線」になりがちであり、あくまで住民全体にとって必要な情報の提供を考える必要がある。その際に、前提条件が異なるパターンでのアンケートは、ワークショップ等での論点や提示するシミュレーションの設定に役立つであろう。

その上で、行政は、施設利用者及び住民に対する「結論の押し付け」にならないように配慮するとともに、施設利用者と住民は、お互いの立場はもとより、地域全体の置かれている状況を理解した上で、限られた資源でどのような施策が地域にとって本当に必要か、子ども

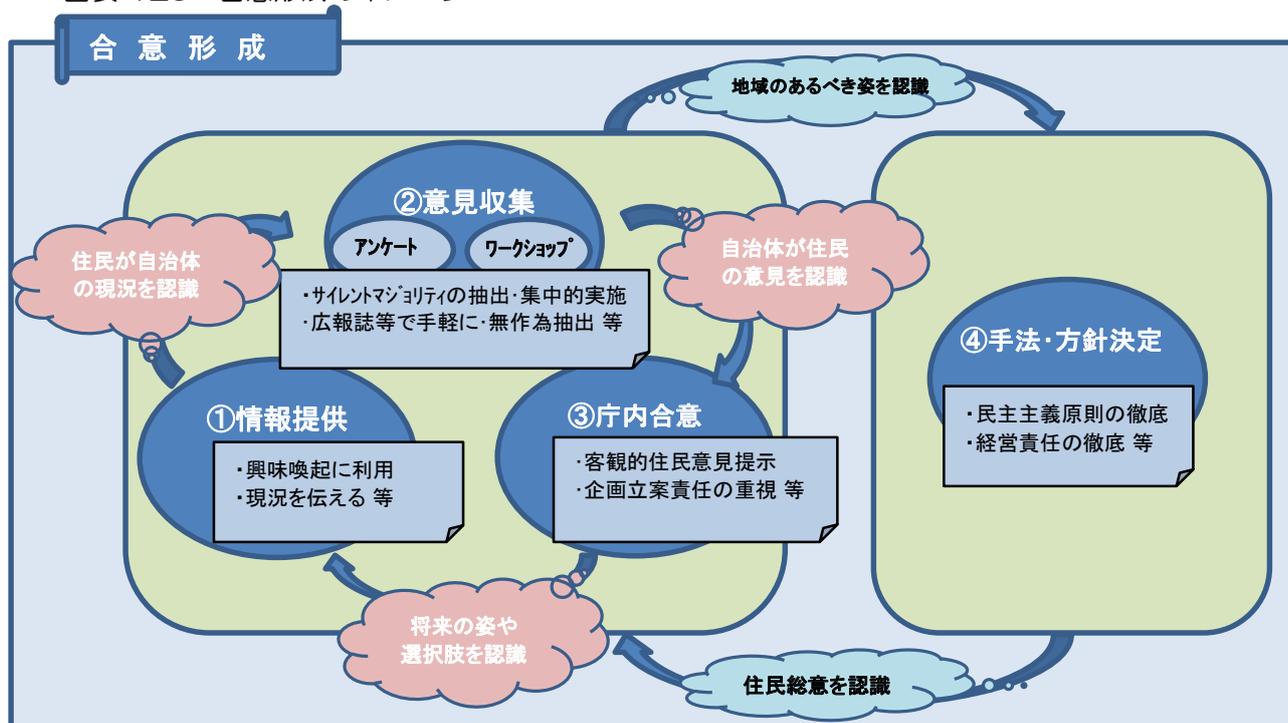
たちの世代を見据えて公共施設に係るコストをどのように負担していくかについて考え、議論することが求められよう。そのような議論の場は、事業や、その方向性を決定するためではなく、意見を収集するためにあるので、無理に意見の取れんや合意を図る必要はない。行政は住民全体の議論やその結果を住民全体の縮図と捉え、今後の行政運営のために、公平、積極的に意見や情報収集を行うことが最も肝要である。

◆ **意思決定：行政の立案・実行責任の確保及び徹底**

重要なのは、住民の声はあくまで一つの「情報」に過ぎず、その様な住民全体の意見やその他の様々な情報を基に、庁内での調整や合意を図る必要があるという事である。つまりは、客観的な情報に基づいて公共施設マネジメントの方向性を企画するのは立案責任者である行政にあるのは抗えない事実であるし、それ以外にも、現状認識等を住民や議会に情報発信・報告する責務も負っているともいえる。

そのようにして、企画立案されたマネジメントの方針や計画を決定するのは経営責任者たる首長であり、間接民主主義における議会の役割もまた重要である。言い換えれば、情報収集の機会拡大等、住民参加のさらなる充実が求められることは前提にあるにしても、それは行政における公共施設マネジメント推進の役割や責任を軽減したり曖昧にしたりするものではないという事である。これらを、らせん状に繰り返す事で、地域のあるべき姿に合わせた公共施設マネジメントにブラッシュアップした合意形成を図ることが可能になる。

図表 129 合意形成のイメージ



## 4.3. おわりに：これからの公共施設マネジメントはどうあるべきか

### (1) 財政問題の解決に向けたマネジメント

本報告書の冒頭でも述べたが、公共施設マネジメントにおける課題の原点は将来に控えた財政問題に起因している。すなわち、公共施設マネジメントの方向性の一つとしてまず、現在保有する公共施設からくる財政負担を減らすことが挙げられよう。

そのためには、公共施設が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準を考え、「より効率的で」「より効果的な」公共施設のあり方を検討していく必要がある。そうしなければ、活力ある地域の運営はおろか、1事業者としての自治体経営が不可能になり、子どもや孫たちの世代に負の遺産としての施設を残すことになってしまう。

### (2) 地域のニーズを反映したマネジメント

公共施設に対するニーズは社会環境の変化に応じて変わっていく行政ニーズに即して変化していくため、公共施設マネジメントも、こうした変化に迅速かつ柔軟に対応していけるものでなければならない。すなわち公共施設の姿とは、地域における行政サービスへのニーズを映す鏡の一つと言い換えることもできよう。

公共施設がその時々々の行政ニーズを適切に反映させたものであり続けるためには、住民の代表である議会はもとより、住民の声に常に耳を傾けておく必要がある。公共施設マネジメントにおける「住民との合意形成」とは、財政制約によるサービス低下の一方的な「押し付け」にならない事と同時に、最適規模と全体最適の視点を忘れてはならない。マネジメントに当たっては、マクロな視点から地域全体の問題を認識し、ミクロな視点から個別住民に対するサービスのあり方を探っていくことが重要である。

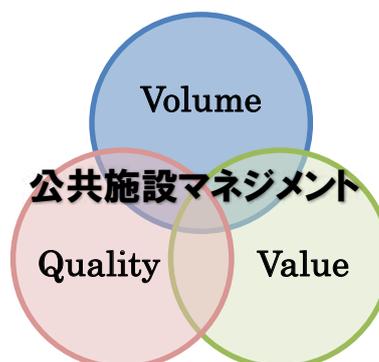
### (3) 将来ビジョンに基づくマネジメント

「地方分権」や「地方創生」が謳われているように、これからの地方行政は、自治体単位のみならず同じ行政区内の各地域によって、様々な特色あるまちづくりが求められていくことになる。公共施設マネジメントの始まりは財政上の制約であり、住民に対しても後ろめたくとらえられがちであるが、本来の公共施設マネジメントは「新たなまちづくりの機会」であり、時代の欲求に即した「新たな価値の創造」であるべきであろう。この点において、公共施設マネジメントにおける「将来ビジョン」が明確になっていることが極めて重要であるといえよう。

公共施設マネジメントの本質とは、限られた財源、人員、時間の中で、それぞれの自治体にとって最適な公共施設の「量 (Volume)」と「質・性能 (Quality)」を追求し、施設がもたらす「価値 (value)」を最大化する一連の取組であるといえよう。

これからの公共施設マネジメントは、こうした3つの視点を前提として、自らの自治体が今後どのような「まちの姿」を目指すべきかを明確にし、これまで整理してきた方向性を実践していくことが求められる。

図表 130 これからの公共施設マネジメントの方向性



## 資料編：アンケート原票

### (1) 自治体アンケート

#### 市町村の公共施設マネジメントに関するアンケート調査票

##### ～本調査票へのご記入にあたって～

- 本調査票は、(公財)東京市町村自治調査会の調査研究「市町村の公共施設の運営に関する調査研究」の一環として、多摩・島しょ地域の市町村における公共施設マネジメントの取組状況等についてご意見を伺うものです。
- 本調査票は9ページ、問31まであります。
- 各設問について、断り書きがある場合を除き、**平成26年7月1日現在**の状況でお答えください。
- ご回答いただきました本調査票は、お手数ですが、同封いたしました返信用封筒(切手不要)又は電子メールで、**平成26年9月12日(金)(必着)**までご回答いただきますようお願いいたします。
- 本調査票の内容や提出に関するお問い合わせは、下記の調査委託先をお願いします。
- ご回答の内容は、統計処理等を加えたくうえで、調査研究結果として報告書に掲載させていただきます。また、ご回答の内容をこの調査目的以外には一切使用いたしません。

※本調査票においては、「公共施設」を「市町村が保有している建築物(道路・橋梁等の広域的なネットワークインフラや、地方公営企業が保有・管理している上下水道施設・病院施設は除く。)」と定義します。

本調査に係る送付物は以下のとおりです。

①市町村企画担当課宛て依頼文	1通
②市町村の公共施設マネジメントに関するアンケート調査票(本紙)	1通
③返信用封筒	1通

##### 【調査主体：調査の趣旨に関する問合せ先】

(公財)東京市町村自治調査会

担当：古川・石田

TEL：042-382-7722 Fax：042-384-6057

##### 【調査委託先(調査票の提出先)：

本調査票の設問・内容に関する問合せ先】

(株)浜銀総合研究所

担当 ひろせ とよぶ まのめ  
廣瀬・豊田・馬目

TEL：045-225-2372 Fax：045-225-2197

## 【1】公共施設の現状把握の状況について

### 【公共施設白書等について】

**問1** 貴自治体における「公共施設白書」等の公共施設の現状や課題をまとめた報告書類の策定状況をお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）

①策定済 ②策定予定（平成\_\_\_\_\_年度策定見込み） ③現時点では未定（今後検討）

**問2** 問1で「①策定済」又は「②策定予定」と回答した場合にお聞きします。白書等の今後の更新（予定）についてお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）

①毎年度更新する ②複数年度ごとに更新する ③現在検討中である

**問3** 貴自治体が公共施設の現状把握・整理における課題として考えるものをお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

①対象となる施設の数が多い ②施設データが整理されていない  
 ③整理すべき事項・データがわからない ④コストの把握に時間がかかる  
 ⑤利用状況・利用率等の把握に時間がかかる ⑥その他（具体的に：\_\_\_\_\_）  
 ⑦特になし

**問4** 貴自治体において公共施設の今後のあり方を考える上で基礎となる、以下の地域区分や圏域を設けているかお聞かせください。（ない場合は「なし」とご記入ください。）なお、白書等を策定されていない場合は、現時点でのお考えをお聞かせください。

(1) 行政区域内で、小・中学校区域とは異なる地域区分

(例：地域センターの管轄区域や合併前の町村区域を基にした地域区分等)

	回答欄 1	回答欄 2	回答欄 3
地域区分名			
地域区分の定義・考え方			

(2) 行政区域を超えた広域的な圏域

(例：多摩六都を基にした圏域)

圏域名	
圏域の定義・考え方	

## 【広域利用について】

問5 貴自治体における近隣自治体等との広域利用（相互利用、共同運営、共同保有等）に係る施設の現状と今後の意向についてお聞かせください。（ない場合は「なし」とご記入ください）

現状	広域利用を実施済の 貴自治体が所有する公共施設の名称 (複数記入可) ※一部事務組合の施設を除く。	.
今後の意向	今後、広域利用が期待できる 貴自治体が所有する公共施設の名称 (複数記入可) ※一部事務組合の施設を除く。	.
	広域利用を希望・期待する 他自治体が所有する公共施設の種類 もしくは名称 (複数記入可)	.
	他自治体と新たに設置したい 公共施設の種類 (複数記入可)	.

問6 貴自治体が他自治体との広域利用を期待する施設の条件として考えるものについてお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| ①利用者が行政区域内外の広範囲にわたる         | ②利用者の満足度・利便性向上が期待できる |
| ③行政区域の境界付近に立地している           | ④交通の利便性が良い           |
| ⑤法制度上の制約がない                 | ⑥相手方自治体と交流・連携の実績がある  |
| ⑦運営に民間活力を導入している             | ⑧耐震性等の安全性が確保されている    |
| ⑨稼働率に比較的余裕がある               | ⑩施設の更新時期が近い          |
| ⑪コスト面での効果が期待できる             |                      |
| ⑫相手方自治体との施設建設・維持に係る相応の負担が可能 |                      |
| ⑬その他（具体的に： _____）           | ⑭特になし                |

問7 公共施設の中でも広域利用が比較的期待できると考えられる施設のうち、「体育館」及び「図書館」について、貴自治体にある施設の（1）概要、（2）コスト状況、（3）広域利用の実施状況をお聞かせください。

### I 体育館（総合体育館等、各自治体に1つ程度の基幹的なもの）

#### （1）概要

建設年度	年	総延床面積	m <sup>2</sup>	年間開館日数 (H25年度)	日	年間延利用者数 (H25年度)	人
主要設備	①体育室 ②プール ③トレーニング設備 ④その他（具体的に： _____）						

#### （2）コスト状況

年間総維持管理費 (H25年度)	約	万円	年間総使用料収入 (H25年度)	約	万円
------------------	---	----	------------------	---	----

※年間総維持管理費は、人件費、修繕費、指定管理料等（大規模修繕等の投資的経費は除く。）の当該公共施設の維持管理に係るすべての費用をいいます。概算で結構です。

(3) 広域利用（相互利用等）の実施状況（当てはまるもの一つに○）

①実施していない

②実施している（相手方自治体名： ）

II 図書館（中央図書館等、各自治体に1つ程度の基幹的なもの）

(1) 概要

建設年度	年	総延床面積	m <sup>2</sup>
年間開館日数 (H25年度)	日	蔵書数 千冊	年間総貸出冊数 (H25年度) 千冊

(2) コスト状況

年間総維持管理費 (H25年度)	約 万円
------------------	------

※年間総維持管理費は、人件費、修繕費、指定管理料等（大規模修繕等の投資的経費は除く。）の当該公共施設の維持管理に係るすべての費用をいいます。概算で結構です。

(3) 広域利用（相互利用等）の実施状況（当てはまるもの一つに○）

①実施していない

②実施している（相手方自治体名： ）

問8 貴自治体が公共施設の広域利用に期待することについてお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

①利用者の満足度・利便性向上

②業務・サービスの質や量の向上

③施設の管理運営コストの削減

④施設数（量）の削減

⑤施設の運営主体の確保

⑥その他（具体的に： ） ⑦特になし

【複合施設について】

問9 貴自治体における複数の用途を複合的に有する施設の現状（名称）と、今後実現が望まれる複合形態についてお聞かせください。（ない場合は「なし」とご記入ください）

設置済の複合施設の名称 (複数記入可)	・ ・ ・ ・ ・
今後設置したい複合施設の形態 (複数記入可)	(記入例) 図書館と貸会議室を複合させた生涯学習支援施設 ・ ・ ・

## 【2】公共施設マネジメントに係る各種計画の策定状況等について

### 【各種計画の策定状況について】

問10 貴自治体における「公共施設マネジメント基本方針」等の公共施設マネジメントの基本的な考え方の策定状況をお聞かせください。(当てはまるもの一つに○)

- ①策定済 ②策定予定(平成\_\_\_\_\_年度策定見込み) ③現時点では未定(今後検討)

問11 貴自治体における「施設保全計画」等の施設の維持・保全に係る方針・計画の策定状況をお聞かせください。(当てはまるもの一つに○)

- ①策定済 ②策定予定(平成\_\_\_\_\_年度策定見込み) ③現時点では未定(今後検討)

問12 貴自治体で実施済みの具体的な施設の維持・保全に係る活動(アセットマネジメント活動)をお聞かせください。(当てはまるものすべてに○)

- ①固定資産台帳(施設管理台帳)を整備済 ②修繕の優先度の判断基準を設定済  
③耐震診断、劣化状況等の調査を実施済 ④今後の維持管理・更新コストを試算済  
⑤財政計画と連動した保全計画を策定済 ⑥ISO55000の導入を検討  
⑦その他(具体的に: \_\_\_\_\_) ⑧特になし

問13 貴自治体における「再配置計画」等の個別の公共施設の具体的な再編方針の策定状況をお聞かせください。(当てはまるもの一つに○)

- ①策定済 ②策定予定(平成\_\_\_\_\_年度策定見込み) ③現時点では未定(今後検討)

問14 貴自治体において公共施設マネジメントに係る主要計画と連動させている他の計画についてお聞かせください。なお、計画を策定されていない場合は、連動させた方がよいと考えるものをお聞かせください。(当てはまるものすべてに○)

- ①総合計画 ②都市マスタープラン ③財政計画 ④行財政改革プラン  
⑤その他の行政分野別計画(福祉計画等)(具体的に: \_\_\_\_\_)  
⑥その他(具体的に: \_\_\_\_\_)  
⑦特になし

問15 貴自治体が公共施設マネジメントに係る各種計画の策定に関して課題として考えるものをお聞かせください。(当てはまるものすべてに○)

- ①様々な分野の計画等との連動が難しい ②計画に定めるべき事項が不確定である  
③庁内の連携・合意形成が難しい ④計画策定後の実施・運用体制の確保が難しい  
⑤新公会計制度との連動が難しい ⑥具体的な統廃合や再配置の計画策定が難しい  
⑦住民への公表方法が難しい ⑧必要な財源の確保が難しい  
⑨その他(具体的に: \_\_\_\_\_) ⑩課題はなし

## 【PPPの活用、使用料の考え方及びマネジメント組織について】

**問16 貴自治体の公共施設マネジメントの一環として当てはまる、PFI等のPPP（公民連携）手法の活用状況についてお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）**

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ①事業を実施済     | ②具体的な事業を検討中    |
| ③基本方針を策定済   | ④基本方針を検討中      |
| ⑤特に活用の予定はない | ⑥現時点では未定（今後検討） |

**問17 公共施設マネジメントにおいて、PPP（公民連携）に最も期待することについてお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）**

- |                   |         |               |
|-------------------|---------|---------------|
| ①サービス水準の向上        | ②コストの削減 | ③維持管理等の担い手の確保 |
| ④その他（具体的に： _____） |         |               |

**問18 貴自治体の公共施設マネジメントの一環として当てはまる、施設使用料（受益者負担）の見直し状況についてお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）**

- |       |                       |                |
|-------|-----------------------|----------------|
| ①見直し済 | ②見直し予定（平成____年度実施見込み） | ③現時点では未定（今後検討） |
|-------|-----------------------|----------------|

**問19 貴自治体の公共施設マネジメントの一環として施設使用料（受益者負担）の見直しを行う場合、使用料の「原価」に含めることが適当と考えられる費用をお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）**

- |                   |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|
| ①建物建設費（減価償却費を含む）  | ②施設の維持管理費 | ③業務に係る人件費 |
| ④その他（具体的に： _____） |           |           |
| ⑤原価を考慮する必要はない     |           |           |

**問20 貴自治体の公共施設マネジメントにおいて施設使用料（受益者負担）の見直しを行う場合、利用者（受益者）の負担増を検討してもよいと考えられるものをお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）**

- |   |                |
|---|----------------|
| ①同様のサービスを提供する民間事業者が存在する等、市場代替性のある施設の使用料 |                |
| ②利用者が一部の住民に限られている施設の使用料                 |                |
| ③利用者の使用料負担割合が低い施設の使用料                   |                |
| ④その他（具体的に： _____）                       | ⑤負担増を求めるべきではない |

**問21 貴自治体において公共施設マネジメントを担当している組織についてお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）**

- |   |
|---|
| ①組織改正はせず、既存の部署で所管（具体的な所管部署名： _____）                           |
| ②組織改正し、新たに専門の所管部署（“公共施設マネジメント課・係・担当”等）を設置（具体的な新設所管部署名： _____） |
| ③組織改正はせず、既存の部署間で連携するプロジェクトチーム等を設置（具体的な組織名： _____）             |
| ④その他（具体的に： _____）   |

### 【3】「公共施設等総合管理計画」について

問22 貴自治体における「公共施設等総合管理計画」（平成26年4月22日総務省発出によるもの。以下「総合管理計画」）の策定状況をお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）

①今年度策定 ②来年度以降に策定（平成\_\_\_\_年度策定予定） ③現時点では未定（今後検討）

問23 貴自治体において、総合管理計画の策定により具体的に期待する効果をお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

- ①公共施設マネジメントの更なる総合的かつ計画的な推進  
②住民、議会、職員などへの公共施設マネジメントに対する理解促進  
③計画策定に要する経費に係る特別交付税措置の活用  
④公共施設等の除却に係る地方債の特例措置の活用  
⑤その他（具体的に： \_\_\_\_\_） ⑥特になし

問24 貴自治体における総合管理計画をはじめ公共施設マネジメントに関わる各種計画や「白書」などの策定に係る業務委託状況（予定を含む）をお聞かせください。（当てはまるもの一つに○）

- ①職員のみで策定（予定）  
②全部又は一部を業務委託（予定）〔主な内容： \_\_\_\_\_〕

問25 「総合管理計画」に記載すべき事項のうち、既に「白書」や「基本方針」等で対応済みの項目をお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

「一 公共施設等の現状及び将来の見通し」に関する事項

- ①公共施設等の状況 ②総人口等の今後の見通し ③中期的な経費見込みや財源の見込み

「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に関する事項

- ①計画期間 ②全庁的な取組体制や情報管理・共有策  
③現状や課題に関する基本認識 ④公共施設等の数量に関する目標  
⑤点検・診断等の実施方針 ⑥維持管理・修繕・更新等の実施方針  
⑦安全確保の実施方針 ⑧耐震化の実施方針 ⑨長寿命化の実施方針  
⑩統合や廃止の推進方針 ⑪総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針  
⑫フォローアップの実施方針

「三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する事項

- ①施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

問26 総合管理計画に関して求められている「留意事項」のうち、貴自治体において対応が難しいと考えられるものをお聞かせください。（当てはまるものすべてに○）

- ①行政サービス水準等の検討  
②継続的な公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し  
③議会や住民との情報共有等 ④数値目標の設定 ⑤PPP/PFIの活用検討  
⑥市区町村域を超えた広域的な検討等 ⑦合併団体等の取組



---

---

**【5】その他について**

問31 その他、公共施設マネジメントに関して感じている課題等がありましたら、自由にお書きください。

最後に、ご回答いただいた貴市町村のご担当部署についてお聞かせください。

貴市町村名	(市・町・村)
ご回答者所属部署名	部 課 係
ご回答者名	
電話番号(内線)	— — (内線 )
E-mail	@

質問項目は以上になります。  
お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

---

## (2) 住民 (web) アンケート

アンケートページにアクセスいただきまして、ありがとうございます。  
今回のアンケートは、「**あなたご自身に関するアンケート**」です。

### 【モニターの皆様へのお願い】

本アンケートは一般に公開していない情報が含まれる場合がございます。  
アンケート内で知り得た、いかなる情報についても、決して第三者に口外なさらぬようお願いいたします。

#### 「第三者への口外」に含まれる例

- ・口頭、電話、メール等で友人・知人に情報共有すること
- ・掲示板やブログに書き込むことで不特定多数に情報共有すること
- ・その他いかなる手段でも情報が漏れてしまうことに寄与する行為

### 【注意事項】

- ・当社は会員の個人情報を、[個人情報保護方針](#)に基づいて取り扱います。
- ・複数のアンケート画面を同時に開きますと、正常に回答できず、ポイント付与の対象になりません。  
同時に複数のアンケートにご回答なされないようご注意ください。
- ・当社のアンケートへの回答は、Internet Explorer 10、11、Google Chrome 最新版を推奨環境としています。

「同意し、アンケート開始」ボタンをクリックすると、アンケート画面が別ウィンドウで表示されます。  
上記注意事項にご同意いただけない場合は、ブラウザを閉じて終了してください。

同意し、アンケート開始

---

改ページ

### ■あなたご自身についてお伺いします。

SC1 あなたの性別をお答えください。  
【必須】

1. 男性
2. 女性

次へ

---

改ページ

---

SC2 あなたの年代をお答えください。

**【必須】**

- 19歳以下
- 20～39歳
- 40～59歳
- 60歳以上

次へ

改ページ

SC3 あなたの居住地をお答えください。

**【必須】**

- 1. 国立市
- 2. 府中市
- 3. 国分寺市
- 4. 小金井市
- 5. その他

次へ

改ページ

SC4 現在お住まいの市町村での居住年数をお答えください。

**【必須】**

- 5年未満
- 5年～10年未満
- 10年～20年未満
- 20年以上

次へ

改ページ

SC5 自治体の広報誌の閲覧状況をお答えください。

**【必須】**

- 1. 読んでいる
- 2. どちらかといえば読んでいる
- 3. どちらかといえば読んでいない
- 4. 読んでいない

次へ

改ページ

SC6 自治会や町内会活動などへの参加状況をお答えください。  
【必須】

- 1. 参加している
- 2. どちらかといえば参加している
- 3. どちらかといえば参加していない
- 4. 参加していない

次へ

改ページ

SC7 選挙(投票)の行動状況をお答えください。  
【必須】

- 1. 行っている
- 2. どちらかといえば行っている
- 3. どちらかといえば行っていない
- 4. 行っていない

次へ

SC終了

本調査スタート

公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。  
このアンケートは、お住まいの自治体をはじめ多摩地域における今後の公共施設のあり方に関する調査・研究のため、多摩地域の住民の皆様の率直なお考えを伺うことを目的として実施するものです。  
なお、このアンケート調査は純粋な調査・研究を目的としており、お住まいの自治体の公共施設の実際のあり方や管理運営方法とは一切関係はありません。

次へ

改ページ

■あなたが居住している自治体の公共施設全般に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q1 お住まいの自治体にある公共施設の全般的な満足度はどの程度ですか。  
【必須】

- 1. 満足
- 2. どちらかといえば満足
- 3. どちらかといえば不満
- 4. 不満

次へ

改ページ

**Q2** お住まいの自治体にある公共施設の過去1年間の利用頻度  
**【必須】** (利用した様々な公共施設すべての合計)は何回程度ですか。

- 週に1回程度
- 月に1回程度
- 年に数回程度
- ほとんど利用しない

次へ

改ページ

■この質問については、あなたが居住している近隣自治体の公共施設全般に関して、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

**Q3** 近隣の自治体にある公共施設の過去1年間の利用頻度  
**【必須】** (利用した様々な公共施設すべての合計)は何回程度ですか。

- 週に1回程度
- 月に1回程度
- 年に数回程度
- 利用経験はない

次へ

改ページ

■あなたが居住している自治体の公共施設全般に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

**Q4** 今後、お住まいの自治体にある公共施設の総量の増減について、どのようにお考えですか。  
**【必須】**

- 1. 増やすべき
- 2. どちらかといえば増やすべき
- 3. どちらかといえば減らすべき
- 4. 減らすべき

次へ

改ページ

**Q5** 仮定の話としてご回答ください。  
**【必須】** お住まいの自治体の財政状況などにより、現在の公共施設が維持できなくなる場合、

その総量を減少することについて、どのようなお考えになりますか。

- 1. 賛成する
- 2. どちらかといえば賛成する
- 3. どちらかといえば反対する
- 4. 反対する

次へ

改ページ

■あなたが居住している自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設※に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

※“地域コミュニティ施設”とは主に住民が集会・交流を行ったり、地域活動や文化・学習活動の場となる施設で、いわゆる“地域集会所”や“地域文化センター”とよばれる施設。

Q6 下記の各公共施設について、あなたが感じる満足度はどの程度ですか。  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 満足	2. どちらかといえば満足	3. どちらかといえば不満	4. 不満
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

Q7 下記の各公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		週に1回程度	月に1回程度	年に数回程度	ほとんど利用しない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■この質問については、あなたが居住している近隣自治体の下記の公共施設に関して、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q8 近隣自治体の下記の各公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		週に1回程度	月に1回程度	年に数回程度	ほとんど利用しない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q9 今後、住まいの自治体内で、下記の各公共施設と同じような機能をもつ公共施設の増減について、どのようにお考えですか。  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 増やすべき	2. どちらかといえば増やすべき	3. どちらかといえば減らすべき	4. 減らすべき
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q10 仮定の話としてご回答ください。  
お住まいの自治体の財政状況などにより、下記の各公共施設が維持できない場合、以下の対応策についてどのようにお考えですか。

Q10-1 施設の廃止(代わりの施設は無し)  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10-2 施設の規模の縮小  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10-3 この公共施設は廃止し、市内の他の場所にある公共施設とまとめる(統合・複合化)  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10-4 この公共施設は廃止し、近隣自治体にある同じような公共施設とまとめる(市外で他市と共同利用)  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10-5 この公共施設を維持し、近隣自治体の同じような公共施設とまとめる(市内で他市と共同利用)  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--------------	---	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

Q10-6 利用料を大幅に増額して維持費を賅う  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q10-7 増税して維持費を賅う  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q11 仮定の話としてご回答ください。  
 下記の各公共施設の民間活用方法について、以下の場合どのようにお考えですか。

Q11-1 建物や土地を民間に売却したうえで民間が運営する(完全民営化)  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q11-2 建物や土地は市が保有するが、民間が運営する(公設民営)  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q11-3 建物や土地は市が保有し、運営も市が行う(市の直営)  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 賛成する	2. どちらかといえば賛成する	3. どちらかといえば反対する	4. 反対する
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する  
 以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q12 仮定の話としてご回答ください。  
**【必須】** 下記の各公共施設が他の場所に移転したり、他の公共施設とまとめられることになった場合、  
 その移転先はどの程度の距離までであれば、賛成しますか。  
 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 電車や自動車で 移動が必要な距離	2. 自転車で 移動できる距離	3. 徒歩で移動できる距離	4. 現在の場所の隣接地
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する  
 以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q13 仮定の話としてご回答ください。  
下記の各公共施設が見直し(廃止や移転など)の対象になる場合、  
あなたは以下の機会について、どの程度必要とお考えですか。

Q13-1 行政からの説明会  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 必要	2. どちらかといえば必要	3. どちらかといえば必要ではない	4. 必要ではない
1.体育館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q13-2 行政・住民・施設利用者による意見交換会  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 必要	2. どちらかといえば必要	3. どちらかといえば必要ではない	4. 必要ではない
1.体育館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q13-3 行政からの広報など情報提供  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 必要	2. どちらかといえば必要	3. どちらかといえば必要ではない	4. 必要ではない
1.体育館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	⇒	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設<sup>※</sup>に関する  
以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q14 仮定の話としてご回答ください。  
【必須】 下記の各公共施設が見直し(廃止や移転など)の対象になる場合、  
あなたは「行政からの説明会」、「行政・住民・利用者による意見交換会」への参加意欲はどの程度ありますか。

(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 参加したい	2. どちらかといえば参加したい	3. どちらかといえば参加したくない	4. 参加したくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

改ページ

■あなたが住まいの自治体にある体育館、図書館、地域コミュニティ施設※に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近いものをひとつお選びください。

Q15 仮定の話としてご回答ください。  
下記の各公共施設が見直し(廃止や移転など)の対象になる場合、以下の情報について、あなたはどの程度知りたいですか。

Q15-1 市全体や地域のまちづくりの将来像に関する情報  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-2 市全体の公共施設の現状に関する情報  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-3 市全体の公共施設の方針に関する情報  
【必須】 (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

--	--	--	--	--	--

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-4 この公共施設の具体的な見直し案に関する情報  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-5 市全体の財政状況に関する情報  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-6 この公共施設の利用者や住民の費用負担に関する情報  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.図書館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.地域コミュニティ施設	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q15-7 近隣自治体などにおける公共施設の課題への取組みに関する情報  
**【必須】** (矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		1. 知りたい	2. どちらかといえば知りたい	3. どちらかといえば知りたくない	4. 知りたくない
1.体育館	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

2.図書館	→	●	●	●	●
3.地域コミュニティ施設	→	●	●	●	●

次へ

改ページ

- Q16 体育館、図書館、地域集会所に限らず、公共施設の今後のあり方に関して、あなたのお考えや知りたいことがあれば下枠内にご自由にご記入ください。

次へ

改ページ

#### このアンケート調査の背景と目的について

公共施設の老朽化や更新が大きな課題となっており、国から地方自治体に対しては、それら課題に対する計画の策定が求められています。そこで多摩地域の自治体における公共施設の課題に対する計画の策定や公共施設の運営を効率・効果的に進めるための住民との合意形成のあり方などに関する調査・研究を実施することとなりました。このアンケート調査はその一環として行うものです。

#### このアンケート調査の実施主体「公益財団法人 東京市町村自治調査会」について

公益財団法人東京市町村自治調査会は、東京都内の多摩・島しょ地域の自治の振興を回り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした行政のシンクタンクで、自治体の行財政に関する調査研究、自治体による共同事業、広域的市民活動への支援などの事業を実施しています。

#### このアンケート調査の業務委託先について

このアンケート調査の実施に関しては、下記の業者に委託しています。アンケート調査内容などについてご質問等があれば、下記までお問い合わせをお願いいたします。

株式会社浜銀総合研究所 地域戦略研究部

次へ

改ページ



アンケートにご回答、ありがとうございます。

閉じる

---

[個人情報保護方針](#)

### (3) 利用者アンケート（府中市）

府中市総合体育館をご利用の皆様

府中市生涯学習センター（**（体育施設各種学習施設）**）をご利用の皆様

（**（体育施設）**  
（**（図書室）**）

アンケート実施主体：  
公益財団法人 東京市町村自治調査会

## 公共施設の満足度と今後のあり方に関するアンケート

### 趣旨・目的

公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。このアンケートは、お住まいの自治体をはじめ多摩地域における今後の公共施設のあり方に関する調査・研究のため、公共施設の利用者の皆様の率直なお考えを伺うことを目的として実施するものです。

### ※注意事項

アンケートは、東京都の多摩・島しょ地域全39市町村の総意で設立された行政シンクタンクである（公財）東京市町村自治調査会が学術目的で行うものです。この調査では、あくまで学術上のサンプルの一つとして、府中市の公共施設を選定したものであり、設問内容は、実際の府中市の計画や方針とは一切関係ありません。

【あなたが利用している、この公共施設に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近い番号1つに○をつけてください。】

問1 この公共施設（府中市生涯学習センター）を利用されていて、その満足度はどの程度ですか。	満足	満足と どちら えら ばか	不満足 と どちら えら ばか	不満足
	1	2	3	4
問2 この公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。	程度に 1回	程度に 1回	数年 に 程度	利用 ほとん ど ない
	1	2	3	4
問3 この公共施設と同じような機能をもつ近隣の自治体にある公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。	程度に 1回	程度に 1回	数年 に 程度	は利 ない 経験
	1	2	3	4
問4 今後、府中市内で、この公共施設と同じような機能をもつ公共施設の増減について、どのようにお考えですか。	増 やす べき	増 え す べき ど ち ら か と	減 ら す べき ど ち ら か と	減 ら す べき
	1	2	3	4

裏面の質問（問5～）にもご回答をお願いします

問5 仮定の話としてご回答ください。府中市の財政状況などにより、この公共施設が維持できない場合、以下の対応策についてどのようにお考えですか。

A.この公共施設の廃止（代替りの施設は無し）

賛成する	賛成とどちらか	反対とどちらか	反対する
1	2	3	4

B.この公共施設の規模の縮小

1	2	3	4
---	---	---	---

C.この公共施設は廃止し、市内の他の場所にある公共施設とまとめる（統合・複合化）

1	2	3	4
---	---	---	---

D.この公共施設は廃止し、近隣自治体にある同じような公共施設とまとめる（市外で他市と共同利用）

1	2	3	4
---	---	---	---

E.この公共施設を維持し、近隣自治体の同じような公共施設とまとめる（市内で他市と共同利用）

1	2	3	4
---	---	---	---

F.利用料を大幅に増額して維持費を賄う

1	2	3	4
---	---	---	---

G.増税して維持費を賄う

1	2	3	4
---	---	---	---

問6 仮定の話としてご回答ください。この公共施設の民間活用方法について以下の場合どのようにお考えですか。

A.建物や土地を民間に売却したうえで民間が運営する。（完全民営化）

賛成する	賛成とどちらか	反対とどちらか	反対する
1	2	3	4

B.建物や土地は市が保有するが、民間が運営する。（公設民営）

1	2	3	4
---	---	---	---

C.建物や土地は市が保有し、運営も市が行う。（市の直営）

1	2	3	4
---	---	---	---

問7 仮定の話としてご回答ください。この公共施設が他の場所に移転したり、他の公共施設とまとめられることになった場合、その移転先はどの程度の距離までであれば、賛成しますか。

なで電 距離移 動や が自 必要 車	て自 きる 距離 で移 動 車	て徒 きる 距離 で移 動 歩	隣現 接在 地 の 場 所 の
1	2	3	4

問 8 仮定の話としてご回答ください。この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、あなたは以下の機会について、どの程度必要とお考えですか。

A.行政からの説明会

必要	必 要	ど ち ら え ら ば	な い	必 要	ど ち ら え ら ば	な い	必 要	で は	4
1		2		3		4			

B.行政・住民・施設利用者による意見交換会

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

C.行政からの広報など情報提供

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

問 9 仮定の話としてご回答ください。この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、あなたは「行政からの説明会」、「行政・住民・利用者による意見交換会」への参加意欲はどの程度ありますか。

参 加 し た い	し い だ い	ど ち ら か と 参 加 と	し い だ い	ど ち ら か と 参 加 と	な い	参 加 し た く
1		2		3		4

問 10 仮定の話としてご回答ください。この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、以下の情報について、あなたはどの程度知りたいですか。

A.市全体や地域のまちづくりの将来像に関する情報

知 り た い	え は 知 り た い	ど ち ら か と い	な い	え は 知 り た く	ど ち ら か と い	知 り た く な い
1		2		3		4

B.市全体の公共施設の現状に関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

C.市全体の公共施設の方針に関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

D.この公共施設の具体的な見直し案に関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

E.市全体の財政状況に関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

F.この公共施設の利用者や住民の費用負担に関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

G.近隣自治体などにおける公共施設の課題への取組みに関する情報

1		2		3		4
---	--	---	--	---	--	---

問 11 この公共施設をはじめ、公共施設の今後のあり方に関して、あなたのお考えや知りたいことがあれば下枠内にご自由にご記入ください。

問 12 あなたご自身についてお伺いします。該当する番号1つに○をつけてください。

性別	1.男性 2.女性
年齢層	1. 19歳以下 2. 20-39歳 3. 40-59歳 4. 60歳以上
居住自治体	1. 府中市 2. 国立市 3. 国分寺市 4. 小金井市 5. その他( )
居住年数	1. 5年未満 2. 5年～10年未満 3. 10～20年未満 4. 20年以上
自治体の広報誌の閲覧状況	1. 読んでいる 2. どちらかといえば読んでいる 3. どちらかといえば読んでいない 4. 読んでいない
自治会や町内会活動などへの参加状況	1. 参加している 2. どちらかといえば参加している 3. どちらかといえば参加していない 4. 参加していない
選挙(投票)の行動状況	1. 行っている 2. どちらかといえば行っている 3. どちらかといえば行っていない 4. 行っていない

#### このアンケート調査の背景と目的について

公共施設の老朽化や更新が大きな課題となっており、国から地方自治体に対しては、それら課題に対する計画の策定が求められています。そこで多摩地域の自治体における公共施設の課題に対する計画の策定や公共施設の運営を効率・効果的に進めるための住民との合意形成のあり方などに関する調査・研究を実施することとなりました。このアンケート調査はその一環として行うものです。

#### このアンケート調査の実施主体「公益財団法人 東京市町村自治調査会」について

公益財団法人東京市町村自治調査会は、東京都内の多摩・島しょ地域の自治の振興を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした行政のシンクタンクで、自治体の行財政に関する調査研究、自治体による共同事業、広域的市民活動への支援などの事業を実施しています。

#### このアンケート調査の業務委託先について

このアンケート調査の実施に関しては、下記の業者に委託しています。アンケート調査内容などについてご質問等があれば、下記までお問い合わせをお願いいたします。

株式会社浜銀総合研究所 地域戦略研究部

## (4) 利用者アンケート (国立市)

国立市北市民プラザをご利用の皆様

国立市(富士見台二丁目集会所)をご利用の皆様

東地域防災センター  
西福祉館

アンケート実施主体:

公益財団法人東京市町村自治調査会

### 公共施設の満足度と今後のあり方に関するアンケート

公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。このアンケートは、お住まいの自治体をはじめ多摩地域における今後の公共施設のあり方に関する調査・研究のため、公共施設の利用者の皆様の率直なお考えを伺うことを目的として実施するものです。

なお、このアンケート調査は純粋な調査・研究を目的としており、この公共施設の実際のあり方や管理運営方法とは一切関係はありません。

【はじめに伺います】

問 本日利用した施設の詳細を教えてください。

※この設問は国立市北市民プラザのみの設問

市民サービス センター (北市民プラザ)	ホール・会議室・ 音楽練習室等 (北市民プラザ)	図書館 (北市民プラザ)
1	2	3

【ここからは、あなたが利用した、この公共施設に関する以下の質問について、あなたのお考えや実態に最も近い番号1つに○をつけてください。】

問1 この公共施設(国立市北市民プラザ)を利用されていて、その満足度はどの程度ですか。	満足	満とど 足とど ちいち えら ばか	不とど 満とど ちいち えら ばか	不満
	1	2	3	4
問2 この公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。	程週 度に 1 回	程月 度に 1 回	数年 間に 程度	利用 ほとんど ない
	1	2	3	4
問3 この公共施設と同じような機能をもつ近隣の自治体にある公共施設の過去1年間の利用頻度は何回程度ですか。	程週 度に 1 回	程月 度に 1 回	数年 間に 程度	は利 ない 経験
	1	2	3	4
問4 今後、国立市内で、この公共施設と同じような機能をもつ公共施設の増減について、どのようにお考えですか。	増 やす べき	増 えら すば べき	ど ち えら すば べき かと	減 ら す べき
	1	2	3	4

裏面の質問(問5～)にもご回答をお願いします

問5 仮定の話としてご回答ください。国立市の財政状況などにより、この公共施設が維持できない場合、以下の対応策についてどのようにお考えですか。

	賛成する	賛成とどちらか	反対とどちらか	反対する
A.この公共施設の廃止（代替りの施設は無し）	1	2	3	4
B.この公共施設の規模の縮小	1	2	3	4
C.この公共施設は廃止し、市内の他の場所にある公共施設とまとめる（統合・複合化）	1	2	3	4
D.この公共施設は廃止し、近隣自治体にある同じような公共施設とまとめる（市外で他市と共同利用）	1	2	3	4
E.この公共施設を維持し、近隣自治体の同じような公共施設とまとめる（市内で他市と共同利用）	1	2	3	4
F.利用料を大幅に増額して維持費を賄う	1	2	3	4
G.増税して維持費を賄う	1	2	3	4

問6 仮定の話としてご回答ください。この公共施設の民間活用方法について以下の場合どのようにお考えですか。

	賛成する	賛成とどちらか	反対とどちらか	反対する
A.建物や土地を民間に売却したうえで民間が運営する。（完全民営化）	1	2	3	4
B.建物や土地は市が保有するが、民間が運営する。（公設民営）	1	2	3	4
C.建物や土地は市が保有し、運営も市が行う。（市の直営）	1	2	3	4

問7 この公共施設が他の場所に移転したり、他の公共施設とまとめられることになった場合、その移転先はどの程度の距離までであれば、賛成しますか。

	なで電 距離移車 が自動 要車	で自 転車 で移 動	で徒 歩 で移 動	隣現 接在 地 の 場 所 の
	1	2	3	4

問 8 この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、あなたは以下の機会について、どの程度必要とお考えですか。	必要	必とど 要いち えら ばか	ないど いいち えら ばか	必要 では
A.行政からの説明会	1	2	3	4
B.行政・住民・施設利用者による意見交換会	1	2	3	4
C.行政からの広報など情報提供	1	2	3	4

問 9 この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、あなたは「行政からの説明会」、「行政・住民・利用者による意見交換会」への参加意欲はどの程度ありますか。	参加 したい	しど いえ ばら か と 参 加 と	しど いえ ばら か と 参 加 と	ない 参 加 し た く
	1	2	3	4

問 10 この公共施設が見直し（廃止や移転など）の対象になる場合、以下の情報について、あなたはどの程度知りたいですか。	知 り た い	えど はら か と い たい	ないど えら ばら か と い たい	知 り た く な い
A.市全体や地域のまちづくりの将来像に関する情報	1	2	3	4
B.市全体の公共施設の現状に関する情報	1	2	3	4
C.市全体の公共施設の方針に関する情報	1	2	3	4
D.この公共施設の具体的な見直し案に関する情報	1	2	3	4
E.市全体の財政状況に関する情報	1	2	3	4
F.この公共施設の利用者や住民の費用負担に関する情報	1	2	3	4
G.近隣自治体などにおける公共施設の課題への取組みに関する情報	1	2	3	4

問 11 この公共施設をはじめ、公共施設の今後のあり方に関して、あなたのお考えや知りたいことがあれば下枠内にご自由にご記入ください。

表面の質問（問 12～）にもご回答をお願いします

問 12 あなたご自身についてお伺いします。該当する番号1つに○をつけてください。

性別	1.男性 2.女性
年齢層	1. 19歳以下 2. 20-39歳 3. 40-59歳 4. 60歳以上
居住自治体	1. 国立市 2. 府中市 3. 国分寺市 4. 小金井市 5. その他( )
居住年数	1. 5年未満 2. 5年～10年未満 3. 10～20年未満 4. 20年以上
自治体の広報誌の閲覧状況	1. 読んでいる 2. どちらかといえば読んでいる 3. どちらかといえば読んでいない 4. 読んでいない
自治会や町内会活動などへの参加状況	1. 参加している 2. どちらかといえば参加している 3. どちらかといえば参加していない 4. 参加していない
選挙(投票)の行動状況	1. 行っている 2. どちらかといえば行っている 3. どちらかといえば行っていない 4. 行っていない

#### このアンケート調査の背景と目的について

公共施設の老朽化や更新が大きな課題となっており、国から地方自治体に対しては、それら課題に対する計画の策定が求められています。そこで多摩地域の自治体における公共施設の課題に対する計画の策定や公共施設の運営を効率・効果的に進めるための住民との合意形成のあり方などに関する調査・研究を実施することとなりました。このアンケート調査はその一環として行うものです。

#### このアンケート調査の実施主体「公益財団法人 東京市町村自治調査会」について

公益財団法人東京市町村自治調査会は、東京都内の多摩・烏しょ地域の自治の振興を図り、住民福祉の増進に寄与することを目的とした行政のシンクタンクで、自治体の行財政に関する調査研究、自治体による共同事業、広域的市民活動への支援などの事業を実施しています。

#### このアンケート調査の業務委託先について

このアンケート調査の実施に関しては、下記の業者に委託しています。アンケート調査内容などについてご質問等があれば、下記までお問い合わせをお願いいたします。

株式会社浜銀総合研究所 地域戦略研究部

## 公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986(昭和 61)年 10 月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に東京都多摩・島しょ地域の全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援などを行っています。

本書は、(公財)東京市町村自治調査会及びコンサルタントによる共同調査方式で作成しました。

### (公財) 東京市町村自治調査会

永尾 昌文 調査部長  
広池 智威 主任研究員  
古川 拓朗 研究員  
石田 一博 研究員

### (株) 浜銀総合研究所

馬目 慶二郎 主任研究員  
豊田 充 副主任研究員  
廣瀬 泰孝 研究員  
丸山 智子 研究員

平成 26 年度調査報告書

# 市町村の公共施設の運営に関する調査研究報告書

平成 27 年 3 月発行

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会  
〒183-0052  
東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内  
TEL : 042-382-7722 FAX : 042-384-6057  
E-mail : tama005@tama-100.or.jp  
URL : <http://www.tama-100.or.jp>

委託 株式会社 浜銀総合研究所  
〒220-8616  
神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-1-1  
TEL : 045-225-2372 FAX : 045-225-2197  
URL : <http://www.yokohama-ri.co.jp>

印刷 電算印刷株式会社  
東京都八王子市明神町 2-17-14 A1ビル 104  
〒192-0046  
TEL : 042-649-9530 FAX : 042-649-9531



市町村の公共施設の運営に関する調査研究  
— 報告書 —